# 第12回教育委員会定例会　案件表

## ○ 日　時

令和7年6月26日(木)　　午前10時00分から

## ○ 議　題

### １　練馬区教育委員会教育長職務代理者の指名について

### ２　議　案

(1) 議案第26号　練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について　（資料１）

### ３　陳　情

(1) 令和6年陳情第4号　教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

### ４　協　議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について
〔継続審議〕　（資料２－１～５）

### ５　報　告

(1) 教育長報告

① 令和７年第二回練馬区議会定例会提出議案について　（資料３）

② 区立学校適正配置第二次実施計画（素案）に係る説明会および保護者に対する個別面談の実施状況について　（資料４）

③ 令和７年度区立幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒数および学級数等について　（資料５）

④ 区立学童クラブにおける長期休業中の昼食提供について　（資料６）

⑤ 練馬こどもカフェの新規店舗について　（資料７）

⑥ 令和７年度練馬子ども議会の開催について　（資料８）

⑦ その他

ｉ その他

| 資　料　1 | |
|---|---|

議案第２６号

練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について

上記の議案を提出する。

令和７年６月２６日

提出者　教育長　　三　浦　康　彰

練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について

このことについて、練馬区子ども・子育て会議条例（平成25年６月練馬区条例第52号）第３条の規定に基づき、練馬区長から参考資料のとおり意見を求められたので、別紙のとおり回答する。

別　　紙

練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について

練馬区子ども・子育て会議委員の選定について、当委員会として同意します。

参考資料

7練教こ子第10050号
令和7年6月19日

練馬区教育委員会教育長　三浦　康彰　様

練馬区長　前川　燿男

# 練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見聴取について

区では子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、練馬区子ども・子育て会議を設置している。

練馬区子ども・子育て会議委員の選定に当たり、練馬区子ども・子育て会議条例（平成25年6月練馬区条例第52号）第3条の規定に基づき、下記について貴委員会の意見をお聴きします。

記

1　委員の構成

練馬区子ども・子育て会議は、つぎに掲げる者につき、区長が教育委員会の意見を聴いて委嘱する委員15人以内をもって組織する。

⑴ 法第6条第2項に規定する保護者
⑵ 事業主を代表する者
⑶ 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
⑷ 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
⑸ その他区長が必要と認める者

2　委員名簿

別紙のとおり

3　任期

2年（令和7年7月1日から令和9年6月30日まで）

練馬区教育委員会 収受 -7.6.19 7 練馬 567

# 令和７・８年度　練馬区子ども・子育て会議　委員名簿

（構成区分別・50音順、敬称略）

（1） 法第6条第2項に規定する保護者（5人）

| No. | 氏　　名 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 1 | 越河　ちひろ | 公募委員 |
| 2 | 神　愛実 | 公募委員 |
| 3 | 檜垣　真衣 | 公募委員 |
| 4 | 古屋　桃子 | 公募委員 |
| 5 | 若杉　貴 | 公募委員 |

（2） 事業主を代表する者（2人）

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 尾島　昇 | 一般社団法人　練馬産業連合会　理事 |
| 2 | 小池　道子 | 東京商工会議所　練馬支部　不動産分科会　副分科会長 |

（3） 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者（5人）

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 井上　静香 | 練馬区障害者団体連合会 |
| 2 | 梅澤　　めぐみ | 学校法人　日本力行会　りっこう学童クラブ　施設長 |
| 3 | 桑田　則行 | 練馬区私立保育園協会　会長 |
| 4 | 土田　秀行 | 社会福祉法人　東京都社会福祉協議会　児童部会　顧問 |
| 5 | 濱田　実 | 練馬区私立幼稚園協会　会長 |

（4） 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者（2人）

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 有村　大士 | 日本社会事業大学　社会福祉学部　教授 |
| 2 | 野口　隆子 | 東京家政大学　子ども支援学部　教授 |

（5） その他区長が必要と認める者（1人）

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 尾形　恵美子 | 練馬区民生児童委員協議会　主任児童委員 |

| 資　料　2 | 1 |
|---|---|

令和７年６月26日
教育振興部教育施策課

# みらい青空学園の設置に向けた保護者および地域説明会について

旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校「みらい青空学園」の開校に向けた取組等について保護者および地域説明会を開催したので、下記のとおり報告する。

また、小竹小友の会（ＰＴＡ）のご要望をふまえ、小竹小学校の児童の保護者と今後入学予定の未就学児の保護者、地域の方に向けた説明会も開催したため、併せて報告する。

記

## １　概　要

⑴ 開催日時等

| 日　時 | 場　所 | 対象者 |
|---|---|---|
| ３月 14 日（金）<br>18：00～18：35 | 旭丘小<br>体育館 | ・旭丘小、小竹小、旭丘中の児童・生徒の保護者<br>・旭丘・小竹地域にお住まいの方<br>・未就学児の保護者 |
| ３月 15 日（土）<br>14：00～15：10 | | |
| ４月 26 日（土）<br>10：00～11：35 | 小竹小<br>体育館 | ・小竹小の児童の保護者<br>・小竹地域にお住まいの方<br>・未就学児の保護者 |

⑵　内　　容

ア みらい青空学園の教育目標など

イ これまでの検討経過と今後の取組

ウ 質疑応答

⑶　周知方法

ア　関係町会で案内を回覧、ポスター掲示

イ　関係小中学校を通じて情報伝達サービス sigfy または書面により案内を配布

ウ　近隣の幼稚園・保育園を通じて案内を配布

エ　区ホームページに掲載

⑷　来 場 者

28名〔３月14日(金)５名、３月15日(土)11名、４月26日(土)12名〕

⑸　Zoom視聴者数

ア 説明会当日の視聴者数

19名〔３月14日(金)５名、３月15日(土)７名、４月26日(土)７名〕

イ アーカイブ視聴者数

延べ80名〔３月14日(金)27名、３月15日(土)13名、４月26日(土)40名〕

⑹　配布資料

ア　みらい青空学園の開校に向けて

イ　これまでの保護者および地域説明会で寄せられた主な意見等に対する区の考え方

２　保護者および地域説明会で寄せられた主な意見等に対する区の考え方

別紙のとおり

資　料　２　２

# みらい青空学園の開校に向けて

令和７年３月14日・15日

練　馬　区　教　育　委　員　会　事　務　局
教育振興部 教育施策課・学校施設課・教育指導課・学務課

# 目　次


**１　これまでの検討経過と令和７年度の主な予定**・・・・・・・・・・・2

**２　校章・校歌・標準服等**

○ 校章の制作者、校章のデザイン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

○ 校歌の制作者、校歌の歌詞と曲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

○ 標準服・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

○ 学用品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

**３　みらい青空学園の教育**

○ 教育目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

○ 特色ある教育活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

**４　施設整備**

○ 校舎イメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

○ 改築工事のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

**５　就学の特例**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

**６　担当および連絡先**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

# 1　これまでの検討経過と令和７年度の主な予定

## ■　主な検討内容と説明会の開催経過

| | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| **校舎の工事** | 設計に向けた要件整理 | 基本設計 | 実施設計 | 令和５年１月中旬～ 実施設計 | 仮設校舎建設 | 新校舎建設 |
| **主な検討項目** | ●学校づくりの進め方<br>●検討事項の整理<br>●学校改築の基本的な考え方 | ●新校舎等の平面計画<br>●仮設校舎等の配置計画 | ●新校舎等の平面・立面計画<br>●仮設校舎等の配置・平面計画<br>●旭丘小・旭丘中のメモリアル品の保存 | ●旭丘小・旭丘中のメモリアル品の保存<br>●メモリアル動画の撮影<br>●統一学園名・校章等の決め方 | ●統一学園名<br>●校章・校歌、標準服の決め方 | ●校章・校歌<br>●学用品を含めた標準服等<br>●教育目標等 |
| **小中一貫教育校推進委員会** | 令和元年10月設置 ４　回 | ２　回 | ２　回 | ４　回 | ５　回 | ４　回 |
| **保護者および地域説明会** | 12月22日 | １月<br>（区ホームページに検討状況を掲載） | ７月９日・10日 | 12月16日・17日 | ３月８日・９日 | ３月14日・15日 |
| **改築工事にかかる説明会** | － | － | ３月11日<br>改築計画の説明① | 11月18日 改築計画の説明②<br>12月15日 仮設校舎建設工事の説明① | 7月15日 既存校舎解体工事の説明<br>11月11日 新校舎建設工事の説明 | － |

**令和７年度の主な予定**

旭丘小メモリアル品 譲渡会開催予定。

詳しい日時等が決まりましたら、「小中一貫教育校だより」でお知らせします。

# 2　校章・校歌・標準服等

推進委員会のもとに設置された旭丘小学校、小竹小学校、旭丘中学校のPTA代表者と美術や図工、音楽などの教員代表者で構成する校章・校歌検討部会で、**「校章の制作者」**と**「校章のデザイン」**を検討しました。

## ■　校章の制作者

校章・校歌検討部会で、部会委員のつながりの中から、制作者にふさわしい方を推薦し、その中から決定することとしました。

検討の結果、過去数年にわたって旭丘小学校と旭丘中学校の連携授業に携わっている日本大学藝術学部美術学科非常勤講師の**堀田英子氏**に決定しました。

**堀田 英子氏**

## ■　校章のデザイン

・校章には、漢字の「未来」とみらいの「M」、青空の「A」が隠されています。

・校章は、校舎の外壁や校旗、体育館のどん帳（カーテンの部分）などに使われます。

校章・校歌検討部会で、**「校歌の制作者」**と**「校歌の歌詞と曲」**を検討しました。

## ■　校歌の制作者

校章・校歌検討部会で、部会委員のつながりの中から、制作者にふさわしい方を推薦し、その中から決定することとしました。

検討の結果、武蔵野音楽大学を卒業し、区内の小中学校への合唱・吹奏楽の指導や講評を行った経験がある**八木澤教司氏**を作曲者に決定しました。

作詞者は、八木澤氏が推薦した**武田あゆみ氏**としました。

**八木澤 教司氏**

**武田 あゆみ氏**

## ■　校歌の歌詞と曲

# みらい青空学園　校歌

作詞　武田あゆみ
作曲　八木澤教司

一　わかりあえるとき　人は強くなる
なお伸びゆく若竹　青嵐吹けども
轟(とどろ)かせ　未来へ　青空高く
昇る朝日　輝く丘に
歌い継ぐよ　仲間と

二　学びを深めて　世界が広がる
喜びにあふれてる　大切なふれあい
晴れわたる心に　花びら開く
萌(も)ゆる緑　江古田の並木
育まれる絆(きずな)を

三　信じる力を　掴(つか)み取るために
直向(ひたむ)きに見つめよう　本当の自分を
飛び立とう未来へ　青空高く
翼広げ　誰も知らない明日へ
はてなき夢を

こちらの二次元コードからお聴きいただけます。

推進委員会のもとに設置された旭丘小学校、小竹小学校、旭丘中学校のPTA代表者と生活指導や体育などの教員代表者で構成する標準服等検討部会で、**「標準服」**と上履きや体操服、ジャージなどの**「学用品」**を検討しました。

## ■ 標準服

標準服等検討部会でみらい青空学園の小学部と中学部の標準服については、児童・生徒、保護者等へのアンケート結果を参考に決めることとしました。

〔アンケートの主な内容：小学部と中学部において標準服を導入するか、導入した場合の仕様〕

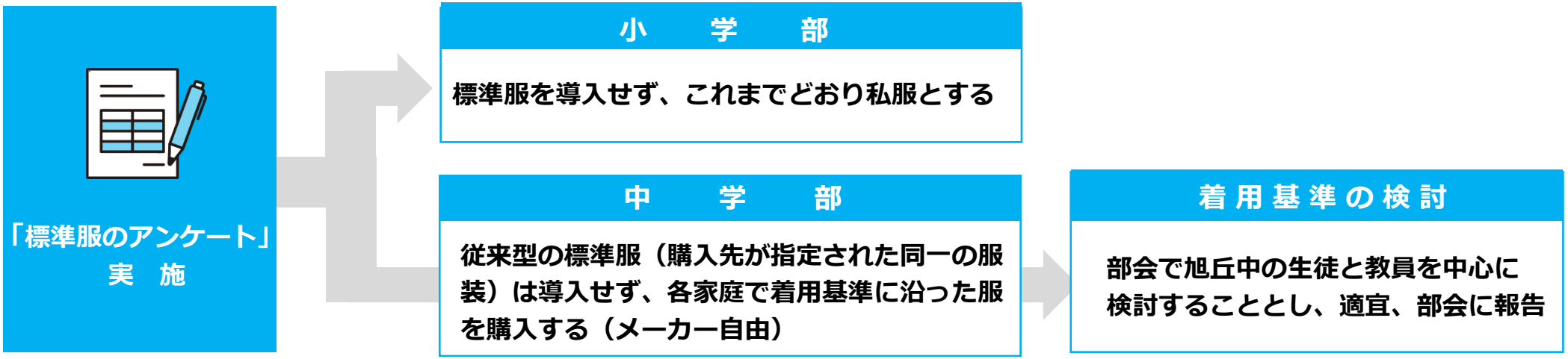

| 標準服（中学部）の着用基準 | |
|---|---|
| **上着** | 紺を基調とした、襟のあるブレザータイプのもの |
| **シャツ** | 白・水色の長袖もしくは半袖（白・黒・紺のポロシャツも着用可）。ワンポイント可 |
| **ベスト・セーター** | 白・黒・紺・グレー・茶のベスト・セーターを着用可 |
| **スラックス・スカート** | グレーを基調としたスラックス・ひだのあるスカート<br>チェック柄も可とするが、グレー基調となり色が落ち着いたものとする |
| **ネクタイ・リボン** | 儀式や面接などでは、ある程度統一されたものを着用（令和７年度中は着用しない） |
| **靴下** | 白・黒・紺・グレーの靴下。ワンポイント・ラインのあるものも可<br>長さは自由だが、時と場に応じて |

※着用基準は、学校を運営していくなかで、生徒と教職員の意見交換をふまえ、変更する場合があります。

令和７年度に旭丘中学校に入学する生徒は、在校中は現在の標準服でも
上記の着用基準に沿った標準服でも着用可能です。

## ■　学用品

標準服等検討部会で、旭丘小学校と旭丘中学校で使用している上履きや体操着などをみらい青空学園の開校に合わせてリニューアルするか確認した結果、以下のとおりとなりました。

具体的な仕様などは、旭丘小学校と旭丘中学校を中心に検討することとしました。

| | |
|---|---|
| **上履き** | 小中でデザインを統一しません<br>（高学年の買い替え時に配慮した検討を行います） |
| **体育館履き** | これまでどおり導入しません |
| **体操服（Tシャツ・ハーフパンツ）** | 小中でデザインを統一しません<br>（高学年の買い替え時に配慮した検討を行います） |
| **ジャージ（小学部）** | これまでどおり導入しません |
| **校　帽（小学部）** | これまでどおり着帽することとし、校章のみ変更します |
| **校章バッジ（中学部）** | 導入しません |
| **通学バッグ（中学部）** | これまでどおり指定しません |

# 3　みらい青空学園の教育

推進委員会のもとに設置された旭丘小学校、小竹小学校、旭丘中学校の校長・副校長、旭丘小中の主幹教諭で構成する学校運営部会で、みらい青空学園の**「教育目標」**と**「特色ある教育活動」**を検討し、以下のとおりとしました。

## ■　教育目標

みらい青空学園では、共生社会の実現に向けて、人権尊重の精神を基調とし、地域と共に小中一貫教育９年間で「知・徳・体」の調和のとれた人間性豊かで創造性あふれる児童・生徒の育成を目指します。

**知**

**主体的に学び探究し、自らの考えを広げ深める人**

**徳**

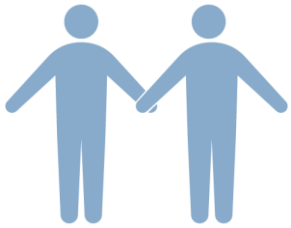

**自他の人権を尊重し、思いやりの心をもって行動する人**

**体**

**心身ともに磨き、気力・体力の向上に努める人**

**「教育目標」を達成するための基本方針（目指す学校像）**

・９年間の多様な「関わり」と「体験」を通じて、豊かな心と創造性を養う学校

・９年間の一貫した学習指導を通じて確かな学力を身に付けさせ、学ぶ楽しさを感得させる学校

・９年間の発達段階に応じた体育健康教育を通じて、健全でたくましい心身を育む学校

１年生から９年生までが同じ校舎で生活すること、小学部、中学部の特別支援学級をそれぞれ併設すること、近隣に複数の大学があることなどの特色を生かし、以下の教育活動に取り組みます。

## ■　特色ある教育活動

| | | |
|---|---|---|
| ①学習活動 | **探究的な学び** | 総合的な学習の時間を中心に、福祉・環境・キャリアなど、学校全体のテーマや学年ごとのテーマを設け、９年間のカリキュラムを作成し、探究的な学びの充実を図ります。<br>また、個の課題に応じた探究的な学びの機会を確保します。 |
| | **国際理解教育** | １年生から外国語活動を取り入れ、９年間を通じて外国語活動および外国語の充実を図ります。また、近隣の大学などに在籍する海外からの留学生などを招いて行う授業を実施するなどし、外国人と直に触れ合うとともに、海外の文化を学ぶ機会を設けます。 |
| | **日本の伝統文化・理解教育** | 国語科を中心に、各学年の発達段階に応じ、かるたや百人一首、俳句、短歌などに触れ、日本語のもつ力と日本の伝統文化の素晴らしさを体験できるようにします。 |
| | **心の教育** | 道徳科では、１年生から９年生までの各学年で重点とするテーマを決め、系統的な授業を展開するなどの工夫を通じて指導の充実を図り、よりよく生きるための道徳的な判断力、心情、実践意欲、態度を育てます。また、「考え、議論する道徳」の実現に向けた授業改善を進めることで、道徳的価値の一層の理解深化を図ります。 |
| | **体育健康教育** | 体育科における授業改善をはじめ、児童会・生徒会を中心とした体育的活動の充実をとおして運動の日常化を図ります。また、１年生から９年生までの９年間のカリキュラムを作成し、心身の発達段階に合わせた保健指導を実施します。 |

| | | |
|---|---|---|
| | **少人数指導** | 算数・数学における少人数指導を実施します。このことにより、理解の十分ではない児童・生徒への指導を一層充実させるとともに、発展的な学習も取り入れるなど、個々に応じた指導を展開します。 |
| | **５・６年生の一部教科担任制** | 中学部の教科担任制へのスムーズな移行や学習指導のより一層の充実を目指して、学年規模および児童の実態に応じながら、５・６年生の一部の教科で教科担任制を取り入れます。担任相互の連携を高めるとともに、専門的かつ効率的な授業準備を実現し、より質の高い授業を行います。 |
| **②特別支援教育** | **特別支援教育** | 小学部、中学部ともに特別支援学級を設置していること、小学部においては難聴通級指導学級を設置していること、特別支援教室の拠点校であることなどの利点を生かし、あらゆる教職員が専門性を生かすとともに連携を深め、通常の学級に在籍する児童も含め、特別な支援を要する全ての児童・生徒の支援を多面的に展開します。 |
| | **児童・生徒の交流** | 特別活動や学校行事などの機会を中心として、通常の学級に在籍する児童・生徒と特別支援学級に在籍する児童・生徒、通常の学級に在籍する児童・生徒と通級指導学級に在籍する児童・生徒など、児童・生徒同士が様々な交流を行う場を充実させることをとおして、多様性を尊重する心や共生社会の担い手としての自覚を育みます。 |
| **③外部機関との連携** | **地域連携** | 学校支援コーディネーターと連携し、地域人材などを招いた出前授業の実施および地域未来塾や児童・生徒の放課後の居場所づくりなどの充実を図ります。 |
| | **大学との連携** | 近隣の大学などから学生や専門家などを招いて行う授業などを実施し、音楽、伝統文化などに触れたり体験したりする機会を充実させ、豊かな創造性や情操を育みます。 |

| | | |
|---|---|---|
| ④小学部および中学部の交流活動 | **学習活動および学校行事等** | 中学部の生徒が小学部の児童の学習支援に当たるリトルティーチャーなどの取組をとおして、児童・生徒の交流の充実を図ります。<br>学校行事において、「する・みる・支える・知る」などの視点で、「共に取り組む」「参加する」機会を確保し、小学部および中学部の交流の充実を図ります。 |
| | **儀礼的行事** | 【入学式】<br>小学部と中学部が合同で行います。６年生および９年生を参列させることで、小学部および中学部の最高学年としての自覚を育みます。<br>【卒業式】<br>小学部と中学部が合同で行います。また、実態に応じて５年生および８年生等を参列させることで、卒業生と在校生が卒業を互いに祝福し合うとともに、伝統を引き継ぎ受け継ぐ心を育む機会とします。 |
| ⑤教員の交流 | **職員室のフリーアドレスの導入** | 職員室の固定座席配置を廃止し、小学部と中学部のあらゆる教員が日常的に密にコミュニケーションを図ることができるようにします。また、個人作業を行うブースやミーティングスペースなどを設置するなどして、職員室を目的に応じてフレキシブルに活用し、効率的に仕事に取り組めるようにします。 |
| | **乗り入れ授業の実施** | 中学部の教員が小学部の一部の単元などにおいて授業を行う乗り入れ授業を実施します。中学部教員の専門性を生かした指導により、児童の知的好奇心を高めたり技能の習熟を図ったりします。 |

# 4　施設整備

## ■　校舎イメージ

第一校庭

北棟と南棟を結ぶ渡り廊下

複合施設（北棟１階）
- ◆ 学童クラブ室・ひろば室
- ◆ 児童館
- ◆ 地域包括支援センター
- ◆ 街かどケアカフェ

- ◆ 第二体育館
- ◆ 保健室

北 棟

南 棟

- ◆ 第一体育館
- ◆ 保健室

第一体育館

- ◆ 屋内プール（１階）
- ◆ 武道場　（２階）
- ◆ 特別教室　（２階）

屋内プール

- ◆ 特別支援学級（１階）
- ◆ 普通教室　（２～４階）
- ◆ メディアセンター（図書室）（３階）
- ◆ 職員室（２階）

普通教室

メディアセンター

# ■　改築工事のスケジュール

★冬休み（R７年12月）に児童・生徒が新校舎に引越します。

**R６年２月 ～ R７年３月**

■ 新校舎や体育館、プールなどを建てます（ ■ の部分）

■ 旭丘小のプールを解体します（ ■ の部分）

**R７年４月 ～ 12月**

■ 新校の第一体育館、プールなどが完成します（ □ の部分）

■ 北側の仮校庭を整備します

**R８年１月 ～ ５月**

■新校の教室、第二体育館が完成します（ □ の部分）

■ 仮設校舎を解体します（ ■ の部分）

**R８年６月 ～ ８月**

■ 旭丘小の残りの校舎を解体します（ ■ の部分）

**R８年９月 ～ 12月**

■ 南側の校庭を整備します

**R９年１月 ～**

**完 成！**

# 5　就学の特例

練馬区教育委員会では、小中一貫教育校の中学校の通学区域に居住する子どもが９年間を一貫した学校に在籍することができる制度**「就学の特例」**を平成23年度の大泉桜学園の開校に併せて設けています。

みらい青空学園においては、令和６年度新入学者から適用しています。

## ■　みらい青空学園における「就学の特例」

みらい青空学園の通学区域にあたる小学校は旭丘小学校です（下図の　　）。

みらい青空学園の中学校の通学区域である小竹町一丁目・二丁目（下図の　　）に居住する方は希望により、小学校新入学時からみらい青空学園に入学することができます。

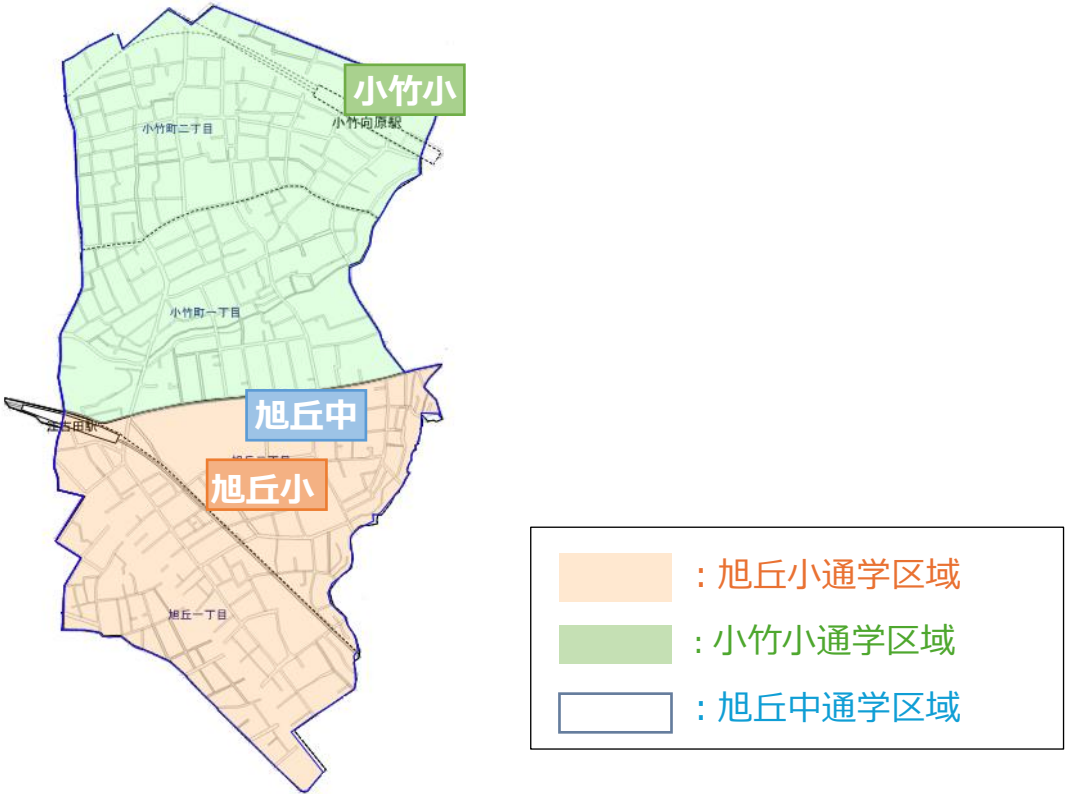

# 6　担当および連絡先

| 内　　容 | 問い合わせ先 | 電話番号 | メールアドレス |
|---|---|---|---|
| ○「旭丘小メモリアル品 譲渡会」に関すること<br>○ 校章・校歌、標準服の検討に関すること<br>○ 今後のスケジュールに関すること | 教育施策課 | 5984-1034 | ATGAKKO@city.nerima.tokyo.jp |
| ○ 通学区域や就学の特例に関すること | 学務課学事係 | 5984-5659 | GAKUMUKA@city.nerima.tokyo.jp |
| ○ 特別支援教育に関すること | 学務課就学相談係 | 5984-5664 | GAKUMUKA@city.nerima.tokyo.jp |
| ○ 学校施設の改築・改修に関すること | 学校施設課 | 5984-5723 | SISETUQSYOKU@city.nerima.tokyo.jp |
| ○ 小中一貫教育に関すること<br>○ 教育目標や特色ある教育活動に関すること<br>○ 学習内容や学校行事に関すること | 教育指導課 | 5984-5759 | SHIDOSHITSU@city.nerima.tokyo.jp |
| ○ みらい青空学園の設計内容に関すること<br>○ 新校舎の建設工事に関すること | 施設整備第二課 | 5984-2457 | SISETUSEIBI-DAINI@city.nerima.tokyo.jp |
| ○ 児童館、学童クラブ等に関すること | 子育て支援課 | 5984-5827 | KOSODATE03@city.nerima.tokyo.jp |
| ○ 街かどケアカフェに関すること<br>○ 地域包括支援センターに関すること | 高齢者支援課 | 5984-4582 | KOUREISYASIEN01@city.nerima.tokyo.jp |

👉 二次元コードを読み込んでスマートフォンからご意見・ご質問を送ることができます。お送りいただいた内容は、今後の取組の参考にさせていただきます。

資　料　２３

# みらい青空学園の開校に向けて

令和７年４月26日

練　馬　区　教　育　委　員　会　事　務　局
教育振興部 教育施策課・学校施設課・教育指導課・学務課

# 目　次


**1　これまでの検討経過と令和７年度の主な予定**・・・・・・・・・・・・・ 2

**2　校章・校歌・標準服等**

○ 校章の制作者、校章のデザイン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

○ 校歌の制作者、校歌の歌詞と曲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

○ 標準服・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

○ 学用品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

**3　みらい青空学園の教育**

○ 教育目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

○ 特色ある教育活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

**4　施設整備**

○ 校舎イメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

○ 改築工事のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

**5　就学の特例**

○ 就学の特例に関するＱ＆Ａ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

**6「旭丘小学校・小竹小学校・旭丘中学校の今後の対応方針」に基づく進捗状況**・・17

**7　担当および連絡先**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

# 1　これまでの検討経過と令和７年度の主な予定

## ■　主な検討内容と説明会の開催経過

| | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| **校舎の工事** | 設計に向けた要件整理 | 基本設計 | 実施設計 | 令和５年１月中旬～ 実施設計 | 仮設校舎建設 | 新校舎建設 |
| **主な検討項目** | ●学校づくりの進め方<br>●検討事項の整理<br>●学校改築の基本的な考え方 | ●新校舎等の平面計画<br>●仮設校舎等の配置計画 | ●新校舎等の平面・立面計画<br>●仮設校舎等の配置・平面計画<br>●旭丘小・旭丘中のメモリアル品の保存 | ●旭丘小・旭丘中のメモリアル品の保存<br>●メモリアル動画の撮影<br>●統一学園名・校章等の決め方 | ●統一学園名<br>●校章・校歌、標準服の決め方 | ●校章・校歌<br>●学用品を含めた標準服等<br>●教育目標等 |
| **小中一貫教育校推進委員会** | 令和元年10月設置 ４　回 | ２　回 | ２　回 | ４　回 | ５　回 | ４　回 |
| **保護者および地域説明会** | 12月22日 | １月<br>（区ホームページに検討状況を掲載） | ７月９日・10日 | 12月16日・17日 | ３月８日・９日 | ３月14日・15日 |
| **改築工事にかかる説明会** | － | － | ３月11日<br>改築計画の説明① | 11月18日 改築計画の説明②<br>12月15日 仮設校舎建設工事の説明① | 7月15日 既存校舎解体工事の説明<br>11月11日 新校舎建設工事の説明 | － |

**令和７年度の主な予定**

旭丘小メモリアル品 譲渡会開催予定。

詳しい日時等が決まりましたら、「小中一貫教育校だより」でお知らせします。

# 2　校章・校歌・標準服等

推進委員会のもとに設置された旭丘小学校、小竹小学校、旭丘中学校のPTA代表者と美術や図工、音楽などの教員代表者で構成する校章・校歌検討部会で、**「校章の制作者」**と**「校章のデザイン」**を検討しました。

## ■　校章の制作者

校章・校歌検討部会で、部会委員のつながりの中から、制作者にふさわしい方を推薦し、その中から決定することとしました。

検討の結果、過去数年にわたって旭丘小学校と旭丘中学校の連携授業に携わっている日本大学藝術学部美術学科非常勤講師の**堀田英子氏**に決定しました。

**堀田 英子氏**

## ■　校章のデザイン

・校章には、漢字の「未来」とみらいの「M」、青空の「A」が隠されています。

・校章は、校舎の外壁や校旗、体育館のどん帳（カーテンの部分）などに使われます。

校章・校歌検討部会で、**「校歌の制作者」**と**「校歌の歌詞と曲」**を検討しました。

## ■　校歌の制作者

校章・校歌検討部会で、部会委員のつながりの中から、制作者にふさわしい方を推薦し、その中から決定することとしました。

検討の結果、武蔵野音楽大学を卒業し、区内の小中学校への合唱・吹奏楽の指導や講評を行った経験がある**八木澤教司氏**を作曲者に決定しました。

作詞者は、八木澤氏が推薦した**武田あゆみ氏**としました。

**八木澤 教司氏**

**武田 あゆみ氏**

## ■　校歌の歌詞と曲

# みらい青空学園　校歌

作詞　武田あゆみ
作曲　八木澤教司

一　わかりあえるとき　人は強くなる
なお伸びゆく若竹　青嵐吹けども
轟(とどろ)かせ　未来へ　青空高く
昇る朝日　輝く丘に
歌い継ぐよ　仲間と

二　学びを深めて　世界が広がる
喜びにあふれてる　大切なふれあい
晴れわたる心に　花びら開く
萌(も)ゆる緑　江古田の並木
育まれる絆(きずな)を

三　信じる力を　掴(つか)み取るために
直向(ひたむ)きに見つめよう　本当の自分を
飛び立とう未来へ　青空高く
翼広げ　誰も知らない明日へ
はてなき夢を

こちらの二次元コードからお聴きいただけます。

推進委員会のもとに設置された旭丘小学校、小竹小学校、旭丘中学校のPTA代表者と生活指導や体育などの教員代表者で構成する標準服等検討部会で、**「標準服」**と上履きや体操服、ジャージなどの**「学用品」**を検討しました。

## ■ 標準服

標準服等検討部会でみらい青空学園の小学部と中学部の標準服については、児童・生徒、保護者等へのアンケート結果を参考に決めることとしました。

〔アンケートの主な内容：小学部と中学部において標準服を導入するか、導入した場合の仕様〕

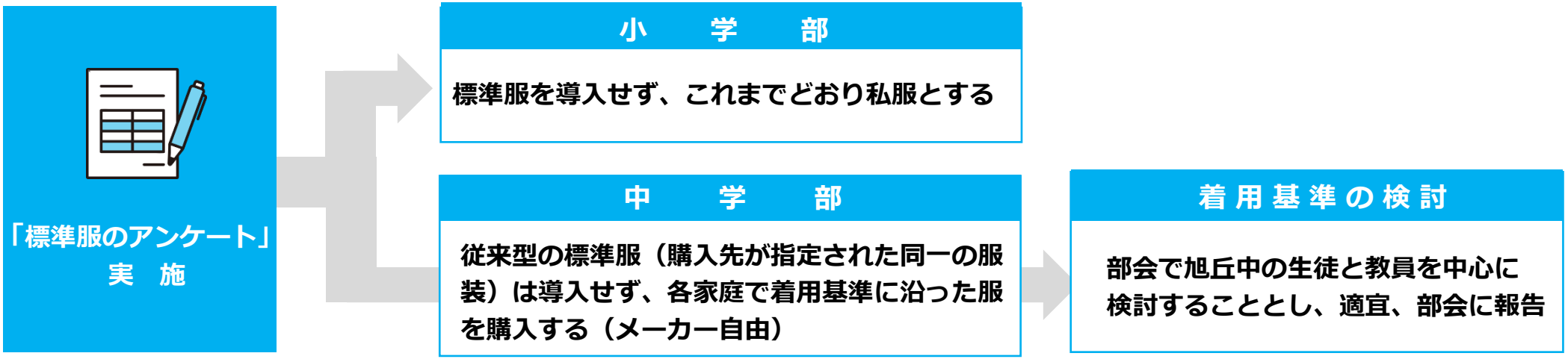

| 標準服（中学部）の着用基準 | |
|---|---|
| **上着** | 紺を基調とした、襟のあるブレザータイプのもの |
| **シャツ** | 白・水色の長袖もしくは半袖（白・黒・紺のポロシャツも着用可）。ワンポイント可 |
| **ベスト・セーター** | 白・黒・紺・グレー・茶のベスト・セーターを着用可 |
| **スラックス・スカート** | グレーを基調としたスラックス・ひだのあるスカート<br>チェック柄も可とするが、グレー基調となり色が落ち着いたものとする |
| **ネクタイ・リボン** | 儀式や面接などでは、ある程度統一されたものを着用（令和７年度中は着用しない） |
| **靴下** | 白・黒・紺・グレーの靴下。ワンポイント・ラインのあるものも可<br>長さは自由だが、時と場に応じて |

※着用基準は、学校を運営していくなかで、生徒と教職員の意見交換をふまえ、変更する場合があります。

令和７年度に旭丘中学校に入学する生徒は、在校中は現在の標準服でも
上記の着用基準に沿った標準服でも着用可能です。

## ■　学用品

標準服等検討部会で、旭丘小学校と旭丘中学校で使用している上履きや体操着などをみらい青空学園の開校に合わせてリニューアルするか確認した結果、以下のとおりとなりました。

具体的な仕様などは、旭丘小学校と旭丘中学校を中心に検討することとしました。

| | |
|---|---|
| **上履き** | 小中でデザインを統一しません<br>（高学年の買い替え時に配慮した検討を行います） |
| **体育館履き** | これまでどおり導入しません |
| **体操服（Tシャツ・ハーフパンツ）** | 小中でデザインを統一しません<br>（高学年の買い替え時に配慮した検討を行います） |
| **ジャージ（小学部）** | これまでどおり導入しません |
| **校　帽（小学部）** | これまでどおり着帽することとし、校章のみ変更します |
| **校章バッジ（中学部）** | 導入しません |
| **通学バッグ（中学部）** | これまでどおり指定しません |

# 3　みらい青空学園の教育

推進委員会のもとに設置された旭丘小学校、小竹小学校、旭丘中学校の校長・副校長、旭丘小中の主幹教諭で構成する学校運営部会で、みらい青空学園の**「教育目標」**と**「特色ある教育活動」**を検討し、以下のとおりとしました。

## ■　教育目標

みらい青空学園では、共生社会の実現に向けて、人権尊重の精神を基調とし、地域と共に小中一貫教育９年間で「知・徳・体」の調和のとれた人間性豊かで創造性あふれる児童・生徒の育成を目指します。

**知**

**主体的に学び探究し、自らの考えを広げ深める人**

**徳**

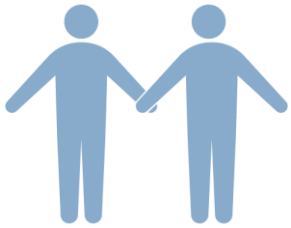

**自他の人権を尊重し、思いやりの心をもって行動する人**

**体**

**心身ともに磨き、気力・体力の向上に努める人**

**「教育目標」を達成するための基本方針（目指す学校像）**

・９年間の多様な「関わり」と「体験」を通じて、豊かな心と創造性を養う学校

・９年間の一貫した学習指導を通じて確かな学力を身に付けさせ、学ぶ楽しさを感得させる学校

・９年間の発達段階に応じた体育健康教育を通じて、健全でたくましい心身を育む学校

１年生から９年生までが同じ校舎で生活すること、小学部、中学部の特別支援学級をそれぞれ併設すること、近隣に複数の大学があることなどの特色を生かし、以下の教育活動に取り組みます。

## ■　特色ある教育活動

| | | |
|---|---|---|
| ①学習活動 | **探究的な学び** | 総合的な学習の時間を中心に、福祉・環境・キャリアなど、学校全体のテーマや学年ごとのテーマを設け、９年間のカリキュラムを作成し、探究的な学びの充実を図ります。<br>また、個の課題に応じた探究的な学びの機会を確保します。 |
| | **国際理解教育** | １年生から外国語活動を取り入れ、９年間を通じて外国語活動および外国語の充実を図ります。また、近隣の大学などに在籍する海外からの留学生などを招いて行う授業を実施するなどし、外国人と直に触れ合うとともに、海外の文化を学ぶ機会を設けます。 |
| | **日本の伝統文化・理解教育** | 国語科を中心に、各学年の発達段階に応じ、かるたや百人一首、俳句、短歌などに触れ、日本語のもつ力と日本の伝統文化の素晴らしさを体験できるようにします。 |
| | **心の教育** | 道徳科では、１年生から９年生までの各学年で重点とするテーマを決め、系統的な授業を展開するなどの工夫を通じて指導の充実を図り、よりよく生きるための道徳的な判断力、心情、実践意欲、態度を育てます。また、「考え、議論する道徳」の実現に向けた授業改善を進めることで、道徳的価値の一層の理解深化を図ります。 |
| | **体育健康教育** | 体育科における授業改善をはじめ、児童会・生徒会を中心とした体育的活動の充実をとおして運動の日常化を図ります。また、１年生から９年生までの９年間のカリキュラムを作成し、心身の発達段階に合わせた保健指導を実施します。 |

| | | |
|---|---|---|
| | **少人数指導** | 算数・数学における少人数指導を実施します。このことにより、理解の十分ではない児童・生徒への指導を一層充実させるとともに、発展的な学習も取り入れるなど、個々に応じた指導を展開します。 |
| | **５・６年生の一部教科担任制** | 中学部の教科担任制へのスムーズな移行や学習指導のより一層の充実を目指して、学年規模および児童の実態に応じながら、５・６年生の一部の教科で教科担任制を取り入れます。担任相互の連携を高めるとともに、専門的かつ効率的な授業準備を実現し、より質の高い授業を行います。 |
| **②特別支援教育** | **特別支援教育** | 小学部、中学部ともに特別支援学級を設置していること、小学部においては難聴通級指導学級を設置していること、特別支援教室の拠点校であることなどの利点を生かし、あらゆる教職員が専門性を生かすとともに連携を深め、通常の学級に在籍する児童も含め、特別な支援を要する全ての児童・生徒の支援を多面的に展開します。 |
| | **児童・生徒の交流** | 特別活動や学校行事などの機会を中心として、通常の学級に在籍する児童・生徒と特別支援学級に在籍する児童・生徒、通常の学級に在籍する児童・生徒と通級指導学級に在籍する児童・生徒など、児童・生徒同士が様々な交流を行う場を充実させることをとおして、多様性を尊重する心や共生社会の担い手としての自覚を育みます。 |
| **③外部機関との連携** | **地域連携** | 学校支援コーディネーターと連携し、地域人材などを招いた出前授業の実施および地域未来塾や児童・生徒の放課後の居場所づくりなどの充実を図ります。 |
| | **大学との連携** | 近隣の大学などから学生や専門家などを招いて行う授業などを実施し、音楽、伝統文化などに触れたり体験したりする機会を充実させ、豊かな創造性や情操を育みます。 |

| | | |
|---|---|---|
| ④小学部および中学部の交流活動 | **学習活動および学校行事等** | 中学部の生徒が小学部の児童の学習支援に当たるリトルティーチャーなどの取組をとおして、児童・生徒の交流の充実を図ります。<br>学校行事において、「する・みる・支える・知る」などの視点で、「共に取り組む」「参加する」機会を確保し、小学部および中学部の交流の充実を図ります。 |
| | **儀礼的行事** | 【入学式】<br>小学部と中学部が合同で行います。６年生および９年生を参列させることで、小学部および中学部の最高学年としての自覚を育みます。<br>【卒業式】<br>小学部と中学部が合同で行います。また、実態に応じて５年生および８年生等を参列させることで、卒業生と在校生が卒業を互いに祝福し合うとともに、伝統を引き継ぎ受け継ぐ心を育む機会とします。 |
| ⑤教員の交流 | **職員室のフリーアドレスの導入** | 職員室の固定座席配置を廃止し、小学部と中学部のあらゆる教員が日常的に密にコミュニケーションを図ることができるようにします。また、個人作業を行うブースやミーティングスペースなどを設置するなどして、職員室を目的に応じてフレキシブルに活用し、効率的に仕事に取り組めるようにします。 |
| | **乗り入れ授業の実施** | 中学部の教員が小学部の一部の単元などにおいて授業を行う乗り入れ授業を実施します。中学部教員の専門性を生かした指導により、児童の知的好奇心を高めたり技能の習熟を図ったりします。 |

# 4　施設整備

## ■　校舎イメージ

第一校庭

北棟と南棟を結ぶ渡り廊下

複合施設（北棟１階）
- ◆ 学童クラブ室・ひろば室
- ◆ 児童館
- ◆ 地域包括支援センター
- ◆ 街かどケアカフェ

- ◆ 第二体育館
- ◆ 保健室

北 棟

南 棟

- ◆ 第一体育館
- ◆ 保健室

第一体育館

- ◆ 屋内プール（１階）
- ◆ 武道場　（２階）
- ◆ 特別教室　（２階）

屋内プール

- ◆ 特別支援学級（１階）
- ◆ 普通教室　（２～４階）
- ◆ メディアセンター（図書室）（３階）
- ◆ 職員室（２階）

普通教室

メディアセンター

# ■　改築工事のスケジュール

★冬休み（R７年12月）に児童・生徒が新校舎に引越します。

**R６年２月 ～ R７年３月**

■ 新校舎や体育館、プールなどを建てます（ ■ の部分）

■ 旭丘小のプールを解体します（ ■ の部分）

**R７年４月 ～ 12月**

■ 新校の第一体育館、プールなどが完成します（ □ の部分）

■ 北側の仮校庭を整備します

**R８年１月 ～ ５月**

■新校の教室、第二体育館が完成します（ □ の部分）

■ 仮設校舎を解体します（ ■ の部分）

**R８年６月 ～ ８月**

■ 旭丘小の残りの校舎を解体します（ ■ の部分）

**R８年９月 ～ 12月**

■ 南側の校庭を整備します

**R９年１月 ～**

**完 成！**

# 5　就学の特例

練馬区教育委員会では、小中一貫教育校の中学校の通学区域に居住する子どもが９年間を一貫した学校に在籍することができる制度**「就学の特例」**を平成23年度の大泉桜学園の開校に併せて設けています。

みらい青空学園においては、令和６年度新入学者から適用しています。

## ■　みらい青空学園における「就学の特例」

みらい青空学園の通学区域にあたる小学校は旭丘小学校です（下図の　　）。

みらい青空学園の中学校の通学区域である小竹町一丁目・二丁目（下図の　　）に居住する方は希望により、小学校新入学時からみらい青空学園に入学することができます。

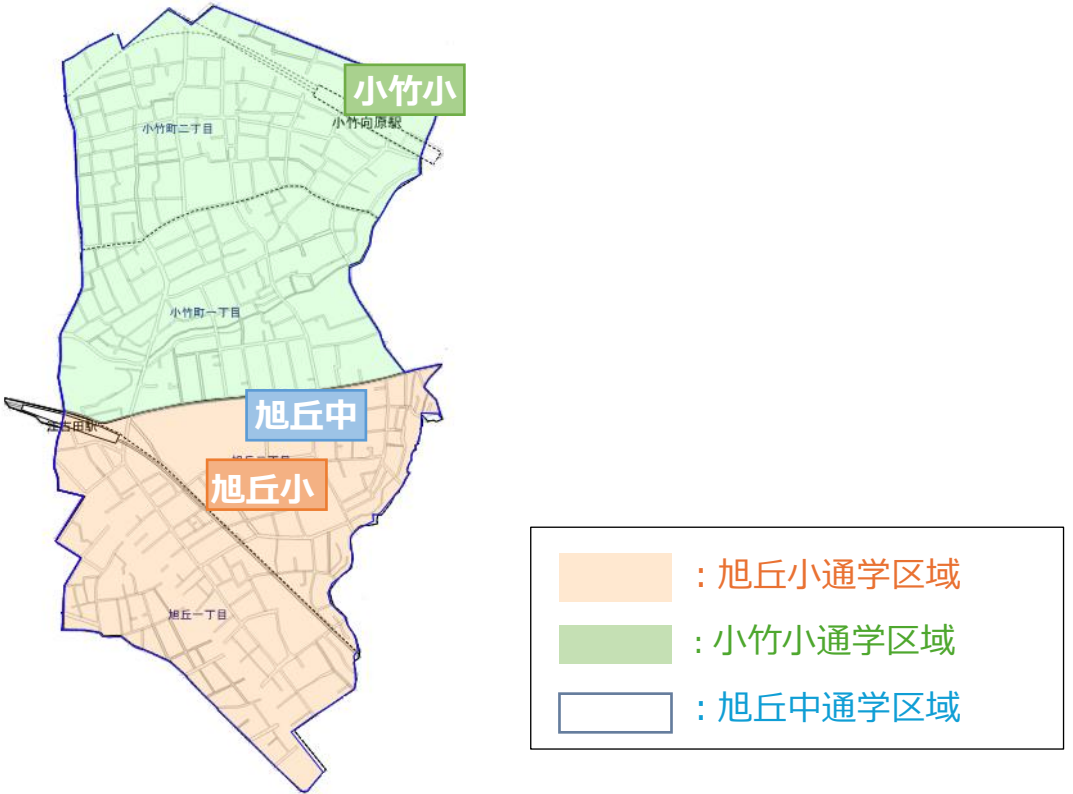

## ■　就学の特例に関するQ&A

| | 質　問 | 回　答 |
|---|---|---|
| 1 | ○練馬区では、中学校選択制度を導入していると聞いている。みらい青空学園に小学校から入学した場合、他の中学校に入学できなくなるのか。 | ○中学校選択制度も継続して実施するため、他の中学校に入学できます。<br>○なお、みらい青空学園に通われるお子様が中学校選択制度を用いて他の中学校に入学したとしても学習上の問題は生じません。 |
| 2 | ○小竹小に入学を希望する場合、教育委員会に連絡する必要はあるのか。 | ○小竹小に入学する場合、連絡不要です。 |
| 3 | ○既に小竹小に入学した児童も就学の特例で新校に入学できるのか。 | ○就学の特例の対象者は、小竹町一丁目、二丁目にお住まいの小学校新１年生の方のみです。 |
| 4 | ○新校舎が工事中で開校していないと思うが、就学の特例は利用できるのか。 | ○利用可能です。<br>○就学の特例を希望する場合は、９月下旬頃に教育委員会から特例対象者宛てに送付するお知らせをご確認ください。 |

# 6　「旭丘小学校・小竹小学校・旭丘中学校の今後の対応方針」に基づく進捗状況

## ■　対応方針（令和元年８月）

① 旭丘小学校・小竹小学校・旭丘中学校を廃止し、新たな小中一貫教育校を設置する。
旭丘小学校・旭丘中学校については、先行して新たな小中一貫教育校の設置に向けた準備を開始する。

② 新たな小中一貫教育校は旭丘小学校と旭丘中学校の跡地に整備する。

③ 新たな小中一貫教育校における中学校の通学区域は、旭丘小学校と小竹小学校の通学区域を合わせた区域とする。
小学校の通学区域は、当面、旭丘小学校の通学区域を基本とする。

④ 小竹小学校の跡施設については、区の計画や地域のニーズ等を踏まえて検討を行う。

## ■　現状と今後の予定

小竹小学校については、令和８年度の新校開校後の状況を確認し、統合に向けた調整を進めます。

# 7　担当および連絡先

| 内　　容 | 問い合わせ先 | 電話番号 | メールアドレス |
|---|---|---|---|
| ○「旭丘小メモリアル品 譲渡会」に関すること<br>○ 校章・校歌、標準服の検討に関すること<br>○ 今後のスケジュールに関すること | 教育施策課 | 5984-1034 | ATGAKKO@city.nerima.tokyo.jp |
| ○ 通学区域や就学の特例に関すること | 学務課学事係 | 5984-5659 | GAKUMUKA@city.nerima.tokyo.jp |
| ○ 特別支援教育に関すること | 学務課就学相談係 | 5984-5664 | GAKUMUKA@city.nerima.tokyo.jp |
| ○ 学校施設の改築・改修に関すること | 学校施設課 | 5984-5723 | SISETUQSYOKU@city.nerima.tokyo.jp |
| ○ 小中一貫教育に関すること<br>○ 教育目標や特色ある教育活動に関すること<br>○ 学習内容や学校行事に関すること | 教育指導課 | 5984-5759 | SHIDOSHITSU@city.nerima.tokyo.jp |
| ○ みらい青空学園の設計内容に関すること<br>○ 新校舎の建設工事に関すること | 施設整備第二課 | 5984-2457 | SISETUSEIBI-DAINI@city.nerima.tokyo.jp |
| ○ 児童館、学童クラブ等に関すること | 子育て支援課 | 5984-5827 | KOSODATE03@city.nerima.tokyo.jp |
| ○ 街かどケアカフェに関すること<br>○ 地域包括支援センターに関すること | 高齢者支援課 | 5984-4582 | KOUREISYASIEN01@city.nerima.tokyo.jp |

👉 二次元コードを読み込んでスマートフォンからご意見・ご質問を送ることができます。お送りいただいた内容は、今後の取組の参考にさせていただきます。

| 資　料　2 | 4 |
|---|---|

**これまでの保護者および地域説明会で寄せられた主な意見等に対する区の考え方**

## Ⅰ 小中一貫教育等について

| No. | 主な意見 | 意見に対する区の考え |
|---|---|---|
| 1 | ○なぜ区は小中一貫教育の取組を進めているのか。 | ○区教育委員会では、「練馬区教育・子育て大綱」において「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」を目標として掲げています。小中一貫教育はこの目標を実現するための施策の一つであり、小学校 6 年間、中学校 3 年間を合わせた 9 年間を通して、全ての小・中学校で、中学校区を基盤として①授業改善による学力・体力の向上、②連携指導による豊かな人間性・社会性の育成、③滑らかな接続による安定した学校生活の確保をねらいとしています。 |
| 2 | ○なぜ施設一体型小中一貫教育校にする必要があるのか。 | ○旭丘小学校・小竹小学校・旭丘中学校の 3 校は平成 23 年度から小中一貫教育に取り組んでおり、地域特性を生かした 3 大学との連携についても進めています。これまで 3 校が取り組んできた実績を踏まえ、新たな施設一体型小中一貫教育校を設置することで、より高い教育効果を発揮できるものと考えています。 |
| 3 | ○小中一貫教育校となる場合、通常の小学校の教育プログラムを終了した児童が編入することは可能か。 | ○小中一貫教育校も中学校選択制度の対象としており、他の小学校から小中一貫教育校（中学部）へ入学したり、小中一貫教育校（小学部）から他の中学校へ進学したりすることも可能です。<br>○また、小中一貫教育校であっても、授業の先取り等は行わず、学習指導要領に基づいて学習指導を行っているため、他の小学校からの入学や他の中学校への進学に対しても支障がないよう対応しています。 |

| | | |
|---|---|---|
| 4 | ○施設一体型小中一貫教育校のメリット･デメリットはなにか。 | ○施設一体型小中一貫教育校では、同一施設内である利点を生かし、「教員間の連携強化」「異学年交流の活性化」「同一施設内での円滑な移行」等により、教育効果が高まることが期待できます。<br>○一方、９年間を一貫した学校に在籍するため、人間関係が固定化されやすいことや、他の小中学校のように児童・生徒が区切りを意識して新たな学校生活をスタートさせることが難しいなどのデメリットもあります。こうしたデメリットについては、様々な異学年交流の実施や学年段階の区切りを設けること等により、解消できるよう学校で対応しています。<br>　また、クラブ活動や移動教室等の様々な機会を捉えて６年生がリーダーシップを発揮できる場を創出するなど、学年の枠にとらわれない弾力的な教育活動と小学校・中学校の区切りを意識したメリハリのある教育活動の両立ができるよう取り組んでいきます。 |
| 5 | ○小中一貫教育校のデメリットを教えてほしい。 | ○人間関係の固定化、小中の区切りのつけ方が難しいといったことが考えられます。<br>○大泉桜学園では６年生がリーダーシップを発揮できるような教育活動を行う等、工夫をしています。 |
| 6 | ○小中一貫教育校になることでトラブルに巻き込まれる年齢が低年齢化することはないのか。 | ○東京都で小中一貫教育校が他にもありますが、そういった事例の報告はありません。<br>○小中の発達段階の違いは当然ありますが、校庭を分けるなど安全面の配慮は行います。<br>○中学生は小学生の面倒をみたり、小学生は中学生を目標としたりするなどの傾向は見られます。教職員もトラブルがないよう配慮していきます。 |

| | | |
|---|---|---|
| 7 | ○魅力的な小中一貫教育校とするためには、ハード面だけでなくソフト面も充実させていく必要がある。 | ○９年間の一貫した教育活動を活発に展開することができる施設一体型の利点を生かし、小中学校教員が一体となって学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実を図っていきたいと考えています。<br>○また、準備期間中においても、引き続き、新校の開校を見据え、小中一貫教育の取組、教育内容の充実を図るとともに、保護者および地域の皆様からご意見を聞きながら旭丘・小竹地域の特性を生かした魅力ある学校づくりを進めていきます。 |
| 8 | ○区内における施設一体型小中一貫教育校の設置状況は。 | ○区内における施設一体型小中一貫教育校としては、平成 23 年４月に、大泉桜学園を開校しています。 |
| 9 | ○大泉桜学園にも特別支援学級はあるのか。小中一貫教育校になることにより、どのような効果があるのか。 | ○大泉桜学園には特別支援学級はありません。<br>○現在、旭丘小学校の特別支援学級と旭丘中学校の特別支援学級では、定期的に合同学習を実施しています。施設一体型の小中一貫教育校になることで、より日常的な交流を充実させることができると考えています。 |
| 10 | ○大泉桜学園の小中一貫教育校の取組の効果について疑問である。 | ○大泉桜学園では、９年間を見通した学習指導によって、指導方法の工夫や改善が図れるようになっていること、小中合同行事や幅広い異学年交流が子どもたちの人間性や社会性の育成につながっていること、小中学校教員の協力体制によって学校生活に対する満足度が上がっていることなどが確認されています。<br>○また、発達段階を踏まえ、１～４年生、５～７年生、８・９年生の三期に分けて学習指導や生活指導を行っています。こうした学年段階の区切りを設けることで、各期のリーダーとして４年生、７年生、９年生のリーダー性が育つとともに、小学生が中学生を身近に感じて手本としたり、小学生のよき先輩になろうという中学生の自覚が一層高まったりします。 |

## Ⅱ　みらい青空学園の教育活動・学校運営等について

| No. | 主な意見 | 意見に対する区の考え |
|---|---|---|
| 11 | ○新校の教職員の配置はどうなるのか。 | ○区では、施設一体型小中一貫教育校であっても、小学校・中学校それぞれの教職員の配置人数は変わりませんが、管理職については、校長１名・副校長３名の体制となります。<br>○施設一体型の利点を生かし、小・中学校の職員室を一体化することで連携強化や移動の負担の軽減等を図るなど、校務の効率化に取り組んでいきます。 |
| 12 | ○一部教科担任制は、先生の負担が減るのでよいと思う。 | ○新校においては、施設一体型のメリットを生かし、小学校で一部教科担任制の導入について検証するなど、より効率的な指導体制を検討していきます。 |
| 13 | ○小竹小学校を卒業後にみらい青空学園の中学部に入学する場合、みらい青空学園の小学部から入学している児童と学習の進捗に差が出ないのか。 | ○小中一貫教育校の各学年で学習する内容は、他の区立小中学校で学習する内容と同様です。<br>○そのため、みらい青空学園の小学部に入学しても小竹小学校に入学しても学習の進捗に差は生じません。 |
| 14 | ○みらい青空学園に新しい部活を作ってほしい。 | ○生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置を検討していきます。 |

## Ⅲ　みらい青空学園の名称について

| No. | 主な意見 | 意見に対する区の考え |
|---|---|---|
| 15 | ○統一学園名が通称名ということが分かりづらく、旭丘小学校・旭丘中学校の校名が変わると思っていた。 | ○統一学園名は、小中一貫教育校としての一体感を醸成するためのチーム名としての名前（通称名）です。<br>○新校開校後も旭丘小学校・旭丘中学校の名前は使用します。 |
| 16 | ○履歴書など公的な書類に記入する際は、みらい青空学園と旭丘小学校、旭丘中学校のどちらの名前を使うのか。 | ○公的な書類に記入する際は、条例の正式名称である旭丘小学校、旭丘中学校を使います。 |

| | | |
|---|---|---|
| 17 | ○みらい青空学園が開校し、後から小竹小学校が統合された場合、小学校名はどうなるのか。 | ○過去の練馬区の統合の事例を踏まえると、旭丘小学校と小竹小学校の両校が廃止となり１つの小学校になります。<br>○１つにまとまって新しい学校となった場合は、新しい小学校名を考える必要があると考えています。 |
| 18 | ○みらい青空学園とえこだ学園の得票差は僅差だった。２つの統一学園名で決戦投票をする意向はなかったのか。 | ○どの名称もそれぞれの思いがあるため、得票数が僅差になる可能性があることを認識のうえ、投票を実施しました。<br>○多数決で決定するというルールをお知らせしたうえで投票を実施したことから、再投票などの選定方法を変更する考えはありません。 |
| 19 | ○旭丘学園が公募の段階で一番多かった名称にも関わらず、最終候補に残らなかったのか。また、みらい青空学園が最終候補になった経緯を公表してほしい。 | ○小中一貫教育校の名称が旭丘学園になった場合、小竹という名前が残らないことになります。<br>○推進委員からも旭丘・小竹地域の子が通う学校として配慮が必要であると声をいただき、区は旭丘学園の案を候補から外しました。 |
| 20 | ○統一学園名がみらい青空学園に仮決定したのは唐突な感じがする。地域にしっかり説明してほしい。 | ○検討の中で、「みらい」という言葉を推す意見が多くあり、「えこだ未来学園」などが候補にあがりました。<br>○その後の調査の結果、「みらい学園」という名称は、商標法に抵触する可能性が高いことが判明したため、「みらい」という言葉を残しました。<br>○推進委員の発案により、「みらい」と「青空」を組み合わせた「みらい青空学園」を最終候補の１つとすることとなりました。<br>○令和６年度に「練馬区立学校の管理運営に関する規則」の一部を改正し、統一学園名を「みらい青空学園」に正式に決定しました。 |

## Ⅳ　みらい青空学園の標準服・校章・学校行事等について

| No. | 主な意見 | 意見に対する区の考え |
|---|---|---|
| 21 | ○小学生に標準服はなくても良いと思う。 | ○標準服については、標準服等検討部会を中心に、児童・生徒や保護者、教職員を対象にアンケートを行い、アンケート結果を参考に決定しました。<br>○みらい青空学園の小学部は標準服を導入せず、これまでどおり私服としました。 |
| 22 | ○標準服の導入の可否についてアンケートをとる際は、標準服を導入することのメリット・デメリットを伝えたうえで総合的に判断してほしい。 | ○いただいたご意見を踏まえ、アンケートには導入することのメリット・デメリットを記載しました。<br>○アンケートの回答を踏まえ、標準服の導入の可否や導入する場合の仕様（学ラン・セーラータイプかブレザータイプか等）を PTA 代表者、教職員で構成される校章・校歌検討部会で総合的に判断しました。<br>○いただいたご意見を踏まえ、アンケートに「スクールセーターtタイプ」を選択肢に追加しました。<br>○標準服等検討部会での検討をふまえ、小学部は標準服を導入せず、これまでどおり私服とし、中学部は従来型の標準服は導入せず、各家庭で着用基準に沿った服を購入することとしました。 |
| 23 | ○小学生から中学生まで紺色のＶネックセーター、白いポロシャツ、グレーのズボンまたは、スカートも標準服のアンケ―トを取る際の選択肢に追加してほしい。<br>また、標準服を導入したとしても、入学式や卒業式等の式典での着用を基本としても良いと思う。 | |
| 24 | ○標準服は子どもが着たいと思うものがよい。ジェンダーレスの観点から男女ともスラックスを選択できるとよい。 | ○新校の標準服については、標準服等検討部会を中心に、児童・生徒や保護者、教職員を対象にアンケートを行い、アンケート結果を参考に決定しました。<br>○男女問わずスラックスは着用可能としました。 |

| | | |
|---|---|---|
| 25 | ○校歌はどうなるのか。 | ○新校の校歌については、校章・校歌検討部会を中心に検討しました。<br>○児童・生徒や保護者、教職員、３大学（日大藝術学部、武蔵大、武蔵野音大）の方、地域の方を対象に校歌に入れたい言葉・フレーズを募集しました。寄せられた案の中から校章・校歌検討部会で選定し、制作者である八木澤氏と武田氏にお渡しました。<br>○お渡しした校歌に入れたい言葉・フレーズを参考に、八木澤氏と武田氏に校歌を制作してもらいました。 |
| 26 | ○校歌に入れたい言葉を応募できる対象者について教えてほしい。 | ○児童・生徒や保護者、教職員、３大学（日大藝術学部、武蔵大、武蔵野音大）の方、地域の方を対象に募集しました。 |
| 27 | ○小中一貫校となった場合、運動会や音楽会といった行事は小中合同で行われるのか。 | ○運動会や音楽会等の行事の実施方法については、小中一貫教育校の特色や各行事の目的を踏まえ、今後検討していきます。 |
| 28 | ○入学前にみらい青空学園と小竹小学校、どちらが良いか判断できる学校見学などのイベントがあると良い。 | ○現在、練馬区立小中学校においては、年間４回の土曜授業公開日を設定するとともに、学校行事や学校説明会等において学校の様子を知る機会を設けています。 |
| 29 | ○学校行事だけでなく、授業やクラブ活動、交流活動等においても、大学や地域の施設等と連携してほしい。 | ○他自治体の事例等も参考にしつつ、これまで３校が取り組んできた３大学（日大藝術学部、武蔵大、武蔵野音大）の学生による合唱指導やオペラ鑑賞会、留学生との交流といった大学連携等の活動をさらに充実させるなど、引き続き、保護者や地域等のご意見を聞きながら旭丘・小竹地域の特性を生かした魅力ある学校づくりを進めていきます。 |

## Ⅳ　みらい青空学園の施設整備等について

| No. | 主な意見 | 意見に対する区の考え |
|---|---|---|
| 30 | ○みらい青空学園の施設について、特徴や工夫しているところがあれば教えてほしい。 | ○北棟と南棟を渡り廊下でつなぎ、一体的な校舎にしています。<br>○体育館と校庭が２つずつあります。屋内プールは温水で、小学生から中学生まで使うことから発達段階に合わせて水深の深さを変えられる可動式です。<br>○北棟の校舎は１つのフロアに小学生と中学生の教室を設置し、交流事業等を実施できるよう工夫しています。<br>○旭丘小学校、旭丘中学校に設置していた特別支援学級を新校にも設置します。<br>○複合施設として、学童クラブ・児童館・街かどケアカフェ等を設置します。 |
| 31 | ○校庭が２つできるとのことだが、学年ごとに使い分けるのか。 | ○南棟に近い第一校庭を主に中学生が使い、北棟に近い第二校庭を主に小学生が使うことを想定しています。<br>○実際の使い方に関しては、学校と相談をしながら検討していきます。 |
| 32 | ○体育館や教室等には冷房を設置してほしい。 | ○体育館や教室等には、空調設備を設置する計画です。 |
| 33 | ○ＰＴＡ室は設置されるのか。 | ○区では、学校施設の標準化の考え方に基づき、今後改築する学校においてはＰＴＡ専用室を設けないこととしています。<br>○ＰＴＡ専用室を設置していない学校では、会議室等をＰＴＡの活動場所として利用するなど、学校運営の中で柔軟に対応しています。 |
| 34 | ○渡り廊下を設置予定とあるが、エレベーターを設置するなど、上階への昇降が難しい児童・生徒に対するケアはあるか。 | ○北棟、南棟ともにエレベーターを設置するなど、渡り廊下を円滑に通行できるように配慮しています。 |

| | | |
|---|---|---|
| 35 | ○旭丘小学校と旭丘中学校の特別支援学級についてどのように考えているのか。 | ○現在、旭丘小学校には知的障害学級と難聴学級（通級学級）があり、特別支援教室（通室）の拠点校となっています。また、旭丘中学校には、知的障害学級があります。<br>○みらい青空学園には、これらの特別支援学級をすべて設置する考えです。 |
| 36 | ○災害が発生した場合、避難拠点として何人くらいの収容を想定しているのか。 | ○区では、目安として各避難拠点（学校）に 700 人分の備蓄物資を確保しています。新校については、現状の旭丘小学校と旭丘中学校を併せた 1,400 人程度の想定です。 |
| 37 | ○２校ともに防災拠点として施設機能を強化してほしい。また、感染症併発に備えて、感染症対策も充実してほしい。 | ○現在、旭丘中学校の体育館は２階にありますが、新校では第一・第二体育館ともに１階に設置し、防災備蓄倉庫を各体育館付近に設置するなど、避難拠点としての利便性がより高くなるよう整備します。<br>○区では、感染症対策として、マスク、フェイスシールド、消毒液、非接触型体温計、避難者用屋内テント等の感染症対策物資を各避難拠点に備蓄しています。 |
| 38 | ○工事期間中に校庭や体育館等の施設利用に制限があるのであれば、指定校以外への転校（区外も含む）を簡単に認めるべきと考えるが、配慮してもらえるのか。 | ○指定校の変更については、申請理由が区の定める承認基準に合致しており、かつ、希望校に学区外から受け入れる人数の余裕があることが必要です。申請理由や希望を丁寧にお伺いし、個別に審査していきます。なお、区外への区域外就学については、他自治体での審査となりますので、希望する自治体にご相談ください。 |

| | | |
|---|---|---|
| 39 | ○１学年２クラス×９学年で 18 教室とのことだが、今後の児童･生徒数の動向は。 | ○普通教室は、向こう５年間の将来人口推計である東京都教育人口等推計等を踏まえ、小学校・中学校ともに各学年２クラスを想定して設計しています。<br>○また、旭丘小学校・旭丘中学校の児童・生徒に加え、小竹地域から新校への小学校就学希望が一定程度あった場合も受入れ可能な規模に設定しています。<br>○併せて、小学生と中学生の普通教室の面積を統一して、クラスの増減に柔軟に対応するとともに、少人数教室の転用等の教室の利用方法見直しにより、将来の児童･生徒数増に対応できる計画としています。 |
| 40 | ○開校後に人気が出て２クラス以上になった場合､対応できるのか。 | |
| 41 | ○通学路が狭いので､道路を拡張してほしい｡工事期間中の子どもたちの交通事故も心配である。 | ○練馬区まちづくり条例に基づき、学校敷地に接する道路のうち、幅員が６メートル未満の道路については、道路中心線から３メートルの位置まで、学校敷地側にセットバックして拡幅します。<br>○なお、工事を実施している時間帯は、工事ゲートの前や交差点等に交通誘導員を配置し、生徒、児童および近隣住民の皆様の安全確保に努めています。<br>○旭丘小学校と旭丘中学校の間にある区道は、廃道しない計画としています。児童・生徒の敷地の行き来については、校舎２階部分で接続する渡り廊下を利用します。 |
| 42 | ○学校周辺の通学路はガードレールなどがなく狭い。敷地をもっとセットバックして道路を広げられないか。 | |
| 43 | ○小学校と中学校の間にある道路はなくなるのか。 | |
| 44 | ○旭丘中学校の東側の道路を拡幅するとのことだったが､具体的な工事計画などはどのようになったのか。<br>○また､ガードレールの設置など､車のスピードを減速させるような工夫はあるのか。 | ○東側の道路は道路の中心から３ｍ程度に拡幅する予定です。今の道路幅が 3.7m 程度なので、拡幅後は５ｍ程度に広くなります。<br>○現在、新規の歩道の設置については、車いす利用者とのすれ違いを考慮し、２ｍ程度を想定しています。そのため、ガードレールの設置は困難です。 |
| 45 | ○入出校管理は、ID カード等で行うなどセキュリティを強化してほしい。 | ○敷地内に防犯カメラを設置するほか、夜間は機械警備による管理を行います。また、校門に電気錠を設置します。 |

## Ⅳ　複合施設等について

| No. | 主な意見 | 意見に対する区の考え |
|---|---|---|
| 46 | ○複合施設はどういう施設で、学区外の方も集まる場なのか。 | ○地域包括支援センターや街かどケアカフェは主に地域の高齢者向け施設です。学校と高齢者施設とは分けて使うことになります。 |
| 47 | ○街かどケアカフェとは、具体的にどういう施設か | ○高齢者をはじめとする地域の方が気軽に立ち寄り、介護予防について学んだり、健康について相談したりすることができる地域の拠点です。介護予防体操のほか、認知症カフェや薬の講座など、様々な事業を実施しています。 |
| 48 | ○複合施設、体育館やプール等の地域住民への貸出しを検討してほしい。 | ○複合施設は、各施設の対象者のみの利用を想定しています。<br>○体育館の貸出しについては、今までどおり開放する予定です。<br>○プールの貸出しについては、導線確保等の整備を行っていないことから、貸出しの予定はありません。 |
| 49 | ○学童クラブは栄町からの移転なのか、ねりっこクラブの新設なのか。 | ○新校に設置する学童クラブは、栄町児童館学童クラブを移転して、校内学童クラブ（または校内ねりっこ学童クラブ）として運営します。<br>○ねりっこクラブについては、利用する児童の利便性等を考慮し、複合施設内の児童館と近接した場所への配置を計画しています。 |
| 50 | ○みらい青空学園のねりっこクラブの開始時期は、いつ頃か。 | ○令和８年４月を想定しています。 |

| | | |
|---|---|---|
| 51 | ○他自治体の学童クラブのように、小学校６年生まで利用できるよう検討してほしい。 | ○高学年については、当面の間、児童館等の併設学童クラブ、ねりっこひろば、学校応援団ひろば等において受入し、異年齢の児童との交流を通じて、児童の健全な育成を推進することとしています。早期に全小学校で「ねりっこクラブ」を実施することで、学校施設内で高学年を含むすべての子どもたちの放課後の居場所を確保していきます。 |
| 52 | ○ねりっこクラブは工事のどの段階で完成し、利用できるようになるのか。 | ○新校舎内には、学童クラブ室、ひろば室を整備し、整備完了後、年度切り替えのタイミングを目途に、ねりっこクラブを実施する予定としています。<br>○現在、旭丘小学校に通学する児童が利用する学童クラブとしては、栄町児童館学童クラブを主にご案内しています。新校舎完成までは、引き続き児童館学童クラブをご利用ください。 |
| 53 | ○工事期間の学童保育はどんな形態になるのか。現状の体制を含めて教えてほしい。 | |

## Ⅴ 就学の特例について

| No. | 主な意見 | 意見に対する区の考え |
|---|---|---|
| 54 | ○新校の小学校の通学区域外であっても、希望があれば就学できるように配慮してほしい。 | ○新校における小学校の通学区域は、当面、旭丘小学校の通学区域を基本としています。小竹地域からの希望者の受け入れについては、令和６年度入学者から、就学の特例を適用し、希望する１年生が入学できるようにしています。<br><br>【就学の特例について】<br>練馬区小中一貫教育推進方針（平成 28 年６月策定）では、施設一体型小中一貫教育校の場合、中学校の学区域内に居住する児童は、小学校入学時に希望があれば、原則として新校の小学校に入学できます。施設一体型小中一貫教育校である大泉桜学園においても就学の特例を適用しています。 |

| | | |
|---|---|---|
| 55 | ○小竹小学校に現在通っている児童も希望すれば、みらい青空学園に入学することが可能なのか。また、小竹小学校に限らず違う通学区域の児童も希望すれば通えるのか。 | ○小竹小学校の通学区域にお住まいの５歳児（新小１）の保護者宛に教育委員会から９月頃に就学の特例のご案内を送付します。希望すれば、みらい青空学園に入学することができます。<br>○小竹小学校の在校生は、途中からみらい青空学園に入学することはできません。<br>○他の通学区域にお住まいのお子様は原則入学することができません。 |
| 56 | ○小竹小学校は、現段階で１２学級以上確保されている。旭丘小学校の過小規模を解消するために、就学の特例を設けて小竹小学校の学級数が減るような対応をするのはいかがなものか。 | ○就学の特例は、中学校の通学区域にお住まいのお子様が９年間を一貫した学校に在籍することができる小中一貫教育校の特例制度です。<br>○就学の特例は小竹小学校の統合に関係なく、制度として小竹地域の保護者の方々にご案内しています。 |
| 57 | ○就学の特例の対象は小学校新１年生のみとのことだが、在校生が対象ではない理由を教えてほしい。 | ○小竹小学校の在校生に就学の特例を適用すると、在校生が新校に転校できるようになります。転校する子どもとしない子どもに分かれてしまい、クラスの人数が減っていく可能性があります。<br>○そのため、個別の事情で配慮が必要な場合を除き、小竹小学校の在校生に就学の特例を設ける予定はありません。 |
| 58 | ○現在、上の子が小竹小学校に通っている。就学の特例を使って下の子が旭丘小学校を選んだ場合、上の子は旭丘小学校に転校することはできないのか。 | ○ご兄弟が他校へ入学する等、特別なご事情がある場合は、指定校を変更できる場合がありますので、学務課学事係にご相談ください。 |

| | | |
|---|---|---|
| 59 | ○令和５年度から就学の特例を始めたとのことだが、どのくらいの方が就学の特例を利用したのか教えてほしい。 | ○10 人に満たない程度です。 |

## Ⅵ 小竹小学校の施設整備等について

| No. | 主な意見 | 意見に対する区の考え |
|---|---|---|
| 60 | ○小竹小学校にエアコンを導入してほしい。 | ○普通教室は既にエアコンを設置済みです。体育館については、令和６年度の夏休み期間中に工事を行っており、２学期から使用しています。 |
| 61 | ○小竹小学校も他校と同様に６年の夏には空調が使えるよう必要な施設整備を行ってほしい。 | ○体育館の空調設備の設置には一定程度の期間を要するため夏休み期間中に工事を行いました。２学期から使用しています。 |
| 62 | ○小竹小学校の校舎を建て替えてほしい。 | ○小竹小学校は、旭丘小学校・旭丘中学校と統合する方針を持っているため、建て替えの予定はありません。なお、必要な修繕は随時行います。 |
| 63 | ○小竹小学校の校舎の安全性はどうなのか。 | ○小竹小学校の施設状況については、平成21年度に耐震改修工事が完了しています。その後も、日常点検のほか、定期点検や法定点検を行い、適切な維持管理を行っています。<br>○また、コンクリート強度や躯体の損傷具合を調べるなど、長寿命化の適否に関する調査は行っています。引き続き他校と同様に、施設状況を適切に把握したうえで必要な改修等を行うことで、児童の安全を確保していきます。 |
| 64 | ○小竹小学校が存続している間は、小竹小学校に通う子どもたちの環境（ハード面、ソフト面）についても整備してほしい。 | ○小竹小学校の教育環境および安全面等において必要な修繕は、今後も実施していきます。<br>○引き続き学校教育の充実を図り、児童に良好な教育環境を提供していきます。 |

| | | |
|---|---|---|
| 65 | ○小竹小の校舎は平成 21 年に耐震改修工事が終了しているとのことだが、この躯体はあと何年ぐらい使える設計なのか。 | ○耐震に対する基準値（Ｉｓ値）は基準を満たしていますので、安心して使っていただけます。<br>○日常的な点検、定期点検、法定点検等、適切な維持管理を行っており、これまでも必要な工事は順次行っています。今後も適切に進めていきます。 |

## Ⅵ　小竹小学校の学童クラブの設置について

| No. | 主な意見 | 意見に対する区の考え |
|---|---|---|
| 66 | ○小竹小学校に学童クラブを設置してほしい。 | ○校内学童クラブの設置については、小竹小学校の今後の方針に合わせて結論を出す予定です。 |
| 67 | ○小竹小学校の学童クラブもしくは子どもの居場所作りに早急に取り組んでほしい。 | ○小竹小学校の校内学童クラブの設置については、小竹小学校の今後の方針に合わせて結論を出す予定です。<br>○子どもの居場所としては、当面の間、学校応援団で運営するひろば事業や児童館、民間学童クラブ等をご利用ください。<br>○栄町児童館の移転後は、小竹小学校に最も近い学童クラブは新校内の学童クラブになります。区立学童クラブは学校により入会できる学童クラブの制限は設けておりませんので、小竹小学校に通う児童も新校内や他の近隣学童クラブへの申請が可能です。<br>○新校内学童クラブは、他校の児童が利用する場合の利便性等を考慮し、複合施設内の児童館と近接した場所への配置を計画しています。 |
| 68 | ○新校の開設と同時に小竹小学校に学童クラブの設置を強く希望する。 | |

## Ⅶ 小竹小学校の統合について

| No. | 主な意見 | 意見に対する区の考え |
|---|---|---|
| 69 | ○小竹小学校の在校生が新校に移らず、そのまま小竹小学校で卒業できるようにしてほしい。 | ○小竹小学校に在校している、あるいは今後入学するお子様が確実に小竹小学校を卒業できると約束することはできません。 |

| | | |
|---|---|---|
| 70 | ○統合後、みらい青空学園に通う場合、通学距離が1.5km 程度になる。安全な通学路を確保してほしい。 | ○スクールゾーンや防犯カメラの設置箇所等の見直しについて検討し、通学路の安全・安心に配慮していきます。 |
| 71 | ○小竹小学校の具体的な統合時期を明示してほしい。 | ○統合時期は未定です。令和８年度の新校開校後の状況を確認し、統合に向けた調整を進めます。<br>○統合を行う際は、最低でも２年程度の準備期間を設けます。 |
| 72 | ○今後の統合方針等に関する内容について把握したい。広く周知してほしい。 | ○令和６年３月に第二次適正配置基本方針を策定しました。掲載場所は下記のとおりです。<br><br>練馬区ホームページ ＞ 子育て・教育 ＞ 教育 ＞ 学校教育・施設 ＞ 区立学校の適正配置の推進 ＞ 区立学校の適正配置の方針 ＞ 第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針<br><br>▲第二次適正配置基本方針（区 HP） |
| 73 | ○小竹小学校の統合時期は、具体的にどういう状況になったら統合の決定を判断するのか。判断基準となる学級数があるなら教えてほしい。 | ○旭丘・小竹地域の児童・生徒全体の人数を見て統合の判断を考えていきます。そのため、小竹小学校の学級数だけで決定するものではありません。 |
| 74 | ○新校が開校する令和８年時点では小竹小学校は統合されないとのことだが、統合の見通しはいつ頃出るのか。 | ○令和８年度の新校開校後の状況を確認し、統合に向けた調整を進めます。<br>○統合を行う場合は、これまでの例でいえば最低でも２ 年程度の準備期間を設け、保護者や地域の方との話し合いなどを行っていくことになります。 |

| | | |
|---|---|---|
| 75 | ○小竹小学校の統合に反対する。<br>小竹小学校を残したうえでみらい青空学園を良い学校にしてほしい。 | ○小竹小学校については、現状は適正規模となっていますが、旭丘小学校・旭丘中学校については今後も適正規模の確保は困難な見込みです。<br>○また、区全体の人口推計では、今後、年少人口は減少傾向となる見込みであり、３校を再編し新たな小中一貫教育校を設置するという基本的な考え方については変更ありません。<br>○統合を決定する際は、区全体の児童数の減少だけでなく、個別の地域やその他の要素も含めて検討しなければならないと考えています。 |
| 76 | ○小竹小学校をなくさないでほしい。 | |
| 77 | ○適正規模・適正配置のためだけに小竹小学校を統合しないでほしい。 | |
| 78 | ○小竹小学校の跡地は柔軟に活用できる区立施設として残してほしい。 | ○学校の跡施設等の活用にあたっては、学校が避難拠点や校庭開放、学校利用団体によるスポーツなど、教育目的以外の様々な利用があることなどを考慮し、地域の皆様のご意見を聞きながら検討していきます。 |
| 79 | ○統合をするにあたって、心のケアに携わるスタッフの配置が必要なほど子どもが追い込まれるものなら、小竹小学校の統合は、子どものためを思ってやっていないと思う。 | ○お子様の環境の変化に丁寧に対応することが必要だと考えています。 |

| | | |
|---|---|---|
| 80 | ○光が丘第一小学校と光が丘第二小学校が統合して四季の香小学校になったと聞いた。統合する際、児童の意見は聞いたのか。<br>聞いたのであれば、公表してほしい。 | ○学校統合のアンケート調査結果を公表しています。<br>掲載場所は、下記のとおりです。<br><br>練馬区ホームページ ＞ 子育て・教育 ＞ 教育 ＞ 学校教育・施設 ＞ 区立学校の適正配置の推進 ＞ これまでの適正配置の取組 ＞ 光が丘地区の小学校の適正配置<br><br>▲学校統合のアンケート調査結果等（区 HP） |
| 81 | ○小竹小学校を統合するなら、なぜ新校舎は小竹小学校の児童が全員入れるだけのキャパシティを確保していないのか。 | ○３校統合の方針がある中で、先行して２校の設置を進めています。そのため、旭丘小学校・旭丘中学校の児童・生徒に加え、小竹地域から新校への小学校就学希望が一定程度あった場合も受入れ可能な規模に設定しています。<br>○普通教室は、向こう５年間の将来人口推計である東京都教育人口等推計等を踏まえ、小学校・中学校ともに各学年２クラスを想定して設計しています。<br>○併せて、小学生と中学生の普通教室の面積を統一して、クラスの増減に柔軟に対応するとともに、少人数教室の転用等の教室の利用方法見直しにより、将来の児童・生徒数増に対応できる計画としています。 |
| 82 | ○小竹小学校の今後の対応はどうなるのか。 | ○新たな小中一貫教育校の設置については、児童生徒数・学級数の現況および将来推計を踏まえ、旭丘小学校と旭丘中学校を先行して、準備を開始することとしています。<br>○小竹小学校については、令和８年度の新校開校後の状況を確認し、統合に向けた調整を進めます。 |

| | | |
|---|---|---|
| 83 | ○小竹小学校は適正規模であるのに、なぜ統合の対象なのか。 | ○小竹小学校については、現状は適正規模となっていますが、旭丘小学校・旭丘中学校については今後も適正規模の確保は困難な見込みです。区は、適正規模の確保について学校単体ではなく、広く地域の課題として考えています。<br>○また、区全体の人口推計では、今後、年少人口は減少傾向となる見込みであり、３校を再編し新たな小中一貫教育校を設置するという基本的な考え方については変更しておりません。 |
| 84 | ○統合の最終決定は誰がどのような形で行うのか。 | ○学校は区の条例をもって設置しています。学校設置者である教育委員会が最初に判断し、区長を通じて区議会に提案します。条例の可決を受けて決定となります。 |
| 85 | ○小竹小学校に入学した場合、途中で小中一貫教育校に移動しなければいけなのか。また、小竹小学校に残り下の学年が入ってこないというような場合はどのような対応を考えているのか。 | ○統合する場合は、最低でも準備期間として 2 年は必要と考えています。光が丘第四中学校のケースでは、在校生が卒業してから廃校となりました。<br>○小学校は 6 年と期間が長くなります。統合する際には、事前に両校の児童の交流事業を行ったり、児童の悩みを聞けるスタッフの配置を行ったりするなどの工夫が必要と考えています。<br>○何年度から始めるということや交流期間を何年間確保するなどは、議論が必要と考えています。 |

## Ⅷ　その他

| No. | 主な意見 | 意見に対する区の考え |
|---|---|---|
| 86 | ○みらい青空学園の小学校と中学校それぞれに PTA が組織されるのか。 | ○みらい青空学園の PTA の設置や運営については、学校と保護者で検討していただく内容になります。 |
| 87 | ○つくば市は、小中一貫教育校の教育効果についてデメリットが大きいことから小中一貫教育校の設置をやめたと聞いている。 | ○つくば市の見解は、学校が次々に大規模化していく中で小中一貫教育校の設置は難しいというもので、教育的な課題のみを理由に小中一貫教育校を設置しないというものではありません。 |

| | | |
|---|---|---|
| 88 | ○新しい取り組みである Zoom 配信のおかげで説明会に参加しやすくなったのは良かったと思う。 | ○今後も、より良い情報提供に努めていきます。 |
| 89 | ○インターネットで区に意見を送る際に、入力者の所属や住んでいる地区については任意記入にしてほしい。 | ○いただいたご意見は、今後の運営方法の参考にさせていただきます。 |
| 90 | ○区ＨＰに掲載しているこれまでの検討経過である報告書に、検討状況や決定までの過程をもっと詳細に書いてほしい。 | |
| 91 | ○練馬区全体として、小規模校を統合して規模を大きくする計画は今後も続いていくのか。 | ○区としては、急速な少子化を踏まえた今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35 人学級編制の実施などの要素を鑑みた検討が必要と考えています。<br>○令和５年 12 月に「第二次適正配置基本方針」の素案を公表し、区民の方々からご意見をいただいたところです。区は新たな方針に沿って、適正規模・適正配置を進めていきます。 |
| 92 | ○令和６年度策定予定の実施計画は、練馬区全体の学校を精査し、統合する必要性がある学校については、検討を進めていくのか。 | ○令和 6 年 12 月に公表した実施計画（素案）では、練馬区全体において、20 年後の推計による過小規模校・過大規模校、改築に課題のある学校を候補校とし、さらに４つの視点で絞り込み対象校を選定しています。 |
| 93 | ○旭丘小学校の学級数が今後も適正規模に満たない場合、引き続き過小規模になると思うが、小中一貫教育校にすることで対象校から外れるのか。 | ○小中一貫教育校についても 18～27 学級を適正規模と定めています。 |

| | | |
|---|---|---|
| 94 | ○小規模校にはその良さがあり、魅力を感じている方々もいる。適正化を図れば良いという訳ではない。 | ○国は学校教育法施行規則において、学級数の標準規模を12～18学級と定めています。教育委員会では、小学校では全学年でクラス替えを可能とし、同学年に複数の教員を配置できること、中学校では生徒同士の交流や学習面、部活動の充実を図るため、新たな方針においても、いずれも12～18学級を適正規模としました。児童・生徒数の減少が予測される中、子どもたちが良好な教育環境の中で学び成長することができるよう適正配置を進めることとしています。<br>○一方、算数・数学、英語など教科の特性によって、少人数で行った方が効果的な教科については多くの区立小中学校で少人数教育を実施しており、これからも充実していきます。 |
| 95 | ○小竹小学校のために個別の説明会を開催していただき、ありがとうございました。 | ○今後も定期的に説明会を開催するなど、児童・生徒や保護者、地域の皆様に対し、引き続き丁寧に情報提供を行っていきます。 |
| 96 | ○新校の検討状況等についてホームページ等で情報発信を行ってほしい。 | ○説明会で使用した資料やいただいた主なご意見および区の考え、また、保護者および地域の代表等で構成する小中一貫教育校推進委員会の主な内容等について区ホームページに掲載しております。<br><br>練馬区ホームページ ＞ 子育て・教育 ＞<br>教育 ＞ 学校教育・施設 ＞<br>小中一貫教育の推進 ＞<br>施設一体型小中一貫教育校 ＞<br>みらい青空学園（旭丘・小竹地域） |

資　料　2　5

**保護者および地域説明会で寄せられた主な意見等に対する区の考え方**
**（3月 14 日、15 日・4月 26 日）**

## Ⅰ　みらい青空学園の教育活動・学校運営等について

| No. | 主な意見 | 意見に対する区の考え |
|---|---|---|
| 1 | ○学校生活を送るにあたって、小中一貫教育校になって子どもに現れた変化を教えてほしい。 | ○小学部と中学部が一つの施設で教育活動を行うことで、小学部から中学部への移行時の学習面、生活面の戸惑いが軽減され、子どもたちが落ち着いて生活することができています。 |
| 2 | ○「特色ある教育活動」は実際に軌道に乗るまで時間がかかるように思う。効果が出るまでにどのくらいの期間が必要と考えているのか。 | ○具体的な期間をお示しすることは難しいですが、継続して取り組むことや取り組む中で生じた課題等に対応していくことが効果につながると考えています。 |
| 3 | ○外国語の充実を図るとのことだが、具体的に何語を扱うのか決まっているのか。 | ○基本的に英語の授業を行っていきます。<br>○１年生から９年生まで英語をはじめとした外国語に触れる機会を通じて、外国語に親しみを持てるようにしていきます。 |
| 4 | ○中学校では通常英語の授業があると思うが、通常の授業とは異なる取組を行うのか。 | ○学習指導要領を基にした授業を行っていきます。<br>○地域にお住まいの外国人の方や近隣大学に通う外国人学生等にも授業等にご協力いただくなど、みらい青空学園の特色として取組を行っていきます。 |

| | | |
|---|---|---|
| 5 | ○「食育」がみらい青空学園の教育目標に入っていない。「食育」も重要な教育の一環だと思うが、どのように取り組んでいくのか教えてほしい。 | ○みらい青空学園の教育目標の中に「食育」と明示はされていないものの、知育・徳育・体育の各分野に食育の要素が含まれていると考えています。今後も「食育」を教育課程の中に位置付け、計画的に取り組んでいきます。 |
| 6 | ○先生方の負担軽減のために部活動の指導を地域の方と協力して行う考え方が一部で出てきているが、どのように考えているのか。 | ○教員の負担軽減のため、引き続き部活動指導員を配置していきます。<br>○令和７年度から地域の総合型地域スポーツクラブと連携をしながら、学校を会場とした週末の活動について、試行・検証の取組を行っていく予定です。 |
| 7 | ○みらい青空学園が開校した後も、卒業証書等の公的文書には、旭丘小中学校の名前が記載されると聞いた。旭丘小中学校の名前を「みらい青空」に変更しないのか。 | ○令和８年４月のみらい青空学園の開校時点では、「旭丘小学校」「旭丘中学校」が学校設置条例上での正式名称となります。<br>○卒業証書等の公的文書には、「みらい青空学園」の統一学園名と、「旭丘小学校」「旭丘中学校」を併記します。 |
| 8 | ○現行の旭丘小中学校の校歌はどうなるのか。<br>○作詞者は作曲者の推薦とのことだが、推薦理由を教えてほしい。 | ○みらい青空学園では、新たに制作した校歌を使用します。<br>○新しい校歌の作詞者は、作曲者と一緒に創作活動を行っていることから推薦されました。 |
| 9 | ○過去にプール事故で児童が亡くなった事例が国内で確認できる。練馬区は対応がしっかりできているのか不安である。 | ○みらい青空学園では、小学部と中学部どちらも水位の調整が可能となる、床が上下する可動式のプールを使用します。<br>○使用する学年に応じて水位を調整するとともに、プールでの決まりを明確にし、監視体制や指導方法を教員間で共通理解し、安全に授業を行っていきます。 |

## Ⅱ　みらい青空学園の学校行事等について

| No. | 主な意見 | 意見に対する区の考え |
|---|---|---|
| 10 | ○入学式と卒業式は小中合同で行うとのことだが、合同で行うメリットはなにか教えてほしい。 | ○小学部の児童および中学部の生徒が一緒にそれぞれの生活の節目を喜び合い、讃え合う機会とすることを意図しています。<br>○入学式を合同で行うことにより、1 年生は 6 年後の自分の姿をイメージし、7 年生にとっては年下の児童をリードする意識の醸成を図る機会としていきます。<br>○卒業式を合同で行うことにより、6 年生は 3 年後の自分の姿をイメージし、9 年生にとっては 6 年生に中学部の伝統を継承する機会としていきます。 |
| 11 | ○開校前と開校後では授業や行事が変わるのか。小中の連携に向けて具体的な目標や今後実施予定の研修等があるのか。 | ○授業の内容は学習指導要領に沿って行うため、大きく変わることはありません。行事は、卒業式や入学式等を現在は別々で実施していますが、みらい青空学園の開校後は合同で実施します。<br>○今までよりも、小学部の児童と中学部の生徒の交流活動を増やしていくことで、小学部から中学部への接続をより滑らかにしていきたいと考えています。また、小学部の教員と中学部の教員が同じ職員室に執務することで、児童・生徒理解のための情報共有等を密にしながら、より充実した指導ができるようにしていきます。研修については、今後検討していきます。 |

## Ⅲ　みらい青空学園の施設整備等について

| No. | 主な意見 | 意見に対する区の考え |
|---|---|---|
| 12 | ○就学の特例を利用してみらい青空学園に入学する児童数を見越して教室数の整備を行っているのか。 | ○就学の特例を利用して入学する児童がいることも想定し、余裕を持って施設整備を行っています。 |
| 13 | ○小学生と中学生では体格や運動能力に差があるため、校内で衝突事故等が発生した際の影響が大きいように思う。そのような危険がないように動線等に配慮しているのか。 | ○普通教室は北棟に配置し、小学部と中学部の配置を工夫する予定です。特別教室や階段の使用も小学部と中学部で分ける工夫を考えています。<br>○小中一貫教育校として、小学部と中学部の交流活動を充実させながら、安全面に配慮した教室の使い方等を学校と協議しながら検討していきます。 |
| 14 | ○普通教室の配置について、小学部と中学部が同じ階になることはあるのか。 | ○小学部と中学部を同じフロアに配置することを想定しています。具体的な教室配置や動線については、安全面への配慮を第一に考えながら、学校と検討しています。 |
| 15 | ○特別支援学級を普通学級から離れたフロアに配置する方式は、他自治体で様々な意見が寄せられたと思う。区はどのように考えているのか。 | ○災害時の安全性を十分に確保できる位置に配置することを基本に、敷地形状を勘案し校舎配置を検討した結果、特別支援学級と通常の学級は別フロアとしています。<br>○フロアは異なりますが、小学部・中学部ともに特別支援学級を設置していること、特別支援教室の拠点校であることなどの利点を生かし、特別支援学級と通常の学級との積極的な交流を行うとともに、全ての児童・生徒への支援を多角的に展開します。 |

| | | |
|---|---|---|
| 16 | ○現在、校庭が工事中で子どもが思うように遊べていない状況が続いている。子どもが全力で遊べる場所の確保に努めてほしい。 | ○工事期間中の運動場所の確保については、安全性の確保等を踏まえながら、引き続き教育委員会と学校で協議していきます。 |
| 17 | ○校庭は人工芝なのか砂のグラウンドのどちらになるのか。 | ○一般的な砂のグラウンドとなります。 |
| 18 | ○区が考える他の公共施設と複合化することのメリット・デメリットをそれぞれ教えてほしい。 | ○学校施設は教育施設であるとともに、地域で最も身近な公共施設です。周辺施設と複合化することで、利便性など区民サービスの向上につながります。<br>○学校施設における複合化は、学校運営や教育活動への配慮が必要なため、各学校や周辺施設の状況を踏まえ、検討をしています。 |
| 19 | ○校舎の改築に合わせて道路幅が広くなるが、それに伴って路上駐車や乗用車等のスピード超過が増加しているように思う。安全面の対策や計画があれば教えてほしい。 | ○歩道等を整備するとともに、周囲の安全確保のために、警察等に働きかけを行っていきます。 |
| 20 | ○北側敷地の東側の道路について、学校側は広い道路に拡張しているが、反対の住宅側は道路幅を広げる予定はあるのか。 | ○北側敷地の東側の道路について、道路中心から３ｍとなるように道路拡張を行います。住宅側について本工事にて道路幅の拡張の予定はありません。 |
| 21 | ○週１回程度、早朝から工事関係の車両が並んでいる。工事車両の早期管理改善をお願いしたい。 | ○工事関係車両に関しては、道路上に複数台並ぶことがないよう施工者に指示し、改善に努めます。 |

| | | |
|---|---|---|
| 22 | ○みらい青空学園では、災害発生時の備蓄物資を 1,400 名程度確保するとのことだが、それで十分だと考えているのか。 | ○想定以上の避難者が来た際には、近隣の避難拠点や区内に設けている集中備蓄倉庫から物資を運んで対応するなど、臨機応変に対応できる体制を構築しています。 |

**Ⅳ　小竹小学校の統合について**

| No. | 主な意見 | 意見に対する区の考え |
|---|---|---|
| 23 | ○今後の小竹小学校の施設整備の計画について、今後どのように進めていく予定なのか教えてほしい。 | ○小竹小学校の施設整備については、平成 21 年に耐震改修工事が完了し、その後も日常点検のほか定期点検や法定点検を行い、適切な維持管理を行っています。<br>○引き続き施設の老朽状態を確認していき、学校と連携を取りながら、適時適切に必要な工事を行っていきます。 |
| 24 | ○小竹小学校の統合方法について、統合をする場合１年生から６年生を一斉に統合するのか、それとも新１年生はみらい青空学園に入学し、在校生はそのまま小竹小学校を卒業するという形をとるのか。 | ○現時点では、１年生から６年生の全児童一斉の統合を想定しています。 |
| 25 | ○みらい青空学園の教育環境がしっかり整った状態で統合してほしいと思う。小竹小学校の統合時期は、どのように判断するのか。 | ○みらい青空学園の開校後の状況、旭丘・小竹地域の児童・生徒数の状況、将来人口推計等を踏まえ、多角的な視点から判断していきます。 |
| 26 | ○小竹小学校に在学中に統合となると、子どもに大きなストレスになってしまう恐れがある。子どもの心のケア等はどのように行っていくのか。 | ○子どもの状況を注視し、変化が見られるなど必要な場合は、相談員による相談時間の拡充等の対応を行っていきます。 |

## Ⅴ　小竹小学校の学童クラブ・ひろば事業について

| No. | 主な意見 | 意見に対する区の考え |
|---|---|---|
| 27 | ○小竹小学校の校内に学童を作ってほしい。<br>○小竹小学校で夏休みのひろば事業を今年度から実施してほしい。 | ○小竹小学校の校内学童クラブの設置については、小竹小学校の今後の方針に合わせて結論を出します。<br>○夏休み期間中のひろば事業は順次実施校を拡大しており、小竹小学校については令和８年度の実施に向けて検討しています。 |

## Ⅵ　就学の特例について

| No. | 主な意見 | 意見に対する区の考え |
|---|---|---|
| 28 | ○就学の特例は現在新小学１年生のみが対象となっている。今後小学２年生から特例制度を使用できるようになるなど、制度に変更を加える予定はあるか。 | ○就学の特例は、９年間を一貫した学校に在籍できる小中一貫教育校の特例制度のため、今後も新小学１年生のみが特例の対象となります。 |

## Ⅶ　その他

| No. | 主な意見 | 意見に対する区の考え |
|---|---|---|
| 29 | ○旭丘・小竹地域は交通の便が良いこともあり、私立・国立の中学校に進学する児童が多いと思う。どのくらいの割合で私立・国立の中学校に進学しているのか教えてほしい。 | ○令和６年度の卒業者については、旭丘小学校からは 25 名中８名が私立等に進学し、小竹小学校からは 53 名中 14 名が私立等に進学しました。 |
| 30 | ○学校教育法施行規則の「標準学級数」12～18 学級は、教育学的な根拠でないと思う。<br>○練馬区が定める学校適正配置の基準は他区に比べて厳しいように思う。 | ○区の適正規模の基準は、学校教育法施行規則における学級数の標準規模を踏まえて定めています。他区でも、20 区で適正規模の基準を定めていますが、いずれも小学校の適正規模の下限は 12 学級であり、区の基準は、他区と比べて厳しいものとは考えていません。 |

| 資　料　3 | |
|---|---|

令和７年６月26日
教育委員会事務局

令和７年第二回練馬区議会定例会提出議案について

令和７年５月23日第10回教育委員会定例会および、令和７年５月29日第４回教育委員会臨時会で議決または報告した令和７年第二回練馬区議会定例会への議案提出について、以下のとおり区長より提出されたので、報告する。

| No. | 所管課 | 件　名　お　よ　び　内　容　説　明 | 施行日 |
|---|---|---|---|
| 1 | 教育施策課 | 練馬区立学校設置条例の一部を改正する条例<br>(内容)<br>別紙１のとおり | 令和８年１月１日 |
| 2 | 教育指導課 | 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に 関する条例の一部を改正する条例<br>(内容)<br>別紙２のとおり | 令和７年10月１日<br>一部、公布の日 |
| 3 | 子育て支援課 | 練馬区立児童館条例の一部を改正する条例<br>(内容)<br>別紙３のとおり | 公布の日<br>一部、令和８年４月１日 |
| 4 | 子育て支援課 | 練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例<br>(内容)<br>別紙４のとおり | 公布の日<br>一部、令和８年４月１日、練馬区規則で定める日 |
| 5 | 子育て支援課 | 練馬区ねりっこクラブ条例の一部を改正する条例<br>(内容)<br>別紙５のとおり | 令和８年４月１日 |

| No. | 所管課 | 件　名　お　よ　び　内　容　説　明 | 施行日 |
|---|---|---|---|
| 6 | 保育課 | 練馬区立保育所設置条例の一部を改正する条例<br>(内容)<br>　別紙６のとおり | 練馬区規則で定める日<br>一部、公布の日 |
| 7 | 保育課 | 練馬区保育所保育料条例の一部を改正する条例<br>(内容)<br>　別紙７のとおり | 令和７年９月１日 |
| 8 | 青少年課 | 練馬区立青少年館条例の一部を改正する条例<br>(内容)<br>　別紙８のとおり | 令和８年７月１日<br>一部、公布の日 |
| 9 | 子ども家庭支援センター | 練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条<br>(内容)<br>　別紙９のとおり | 練馬区規則で定める日 |

写

| 別　　紙 | 1 |
|---|---|

議案第６８号

練馬区立学校設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和７年６月１０日

提出者　練馬区長　前　川　燿　男

練馬区立学校設置条例の一部を改正する条例

練馬区立学校設置条例（昭和32年９月練馬区条例第８号）の一部をつぎのように改正する。

別表の１の表練馬区立旭丘小学校の項位置の欄をつぎのように改める。

| |
|---|
| 東京都練馬区旭丘二丁目40番１号 |

付　則

この条例は、令和８年１月１日から施行する。

参考資料

令 和 7 年 6 月 17 日
教育振興部教育施策課

# 議案第６８号　練馬区立学校設置条例の一部を改正する条例

１　改正の理由および内容

練馬区立旭丘小学校と練馬区立旭丘中学校が施設一体型小中一貫教育校（練馬区立小中一貫教育校　みらい青空学園）として開校するため、同小学校の位置を同中学校の位置に改める。（別表関係）

２　施行期日

令和８年１月１日

３　新旧対照表

次頁のとおり

４　配置図

別紙のとおり

練馬区立学校設置条例新旧対照表

<table>
<tr><th>現　行</th><th>改正案</th></tr>
<tr><td>本　則　［略］<br><br>付　則　［略］<br><br>別表<br>１　小学校<br><table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>練馬区立旭丘小学校</td><td>東京都練馬区旭丘二丁目21番１号</td></tr><tr><td>［略］</td><td>［略］</td></tr></table>２　［略］</td><td>本　則　［略］<br><br>付　則　［略］<br>付　則<br>この条例は、令和８年１月１日から施行する。<br><br>別表<br>１　小学校<br><table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>練馬区立旭丘小学校</td><td>東京都練馬区旭丘二丁目40番１号</td></tr><tr><td>［略］</td><td>［略］</td></tr></table>２　［略］</td></tr>
</table>

別 紙

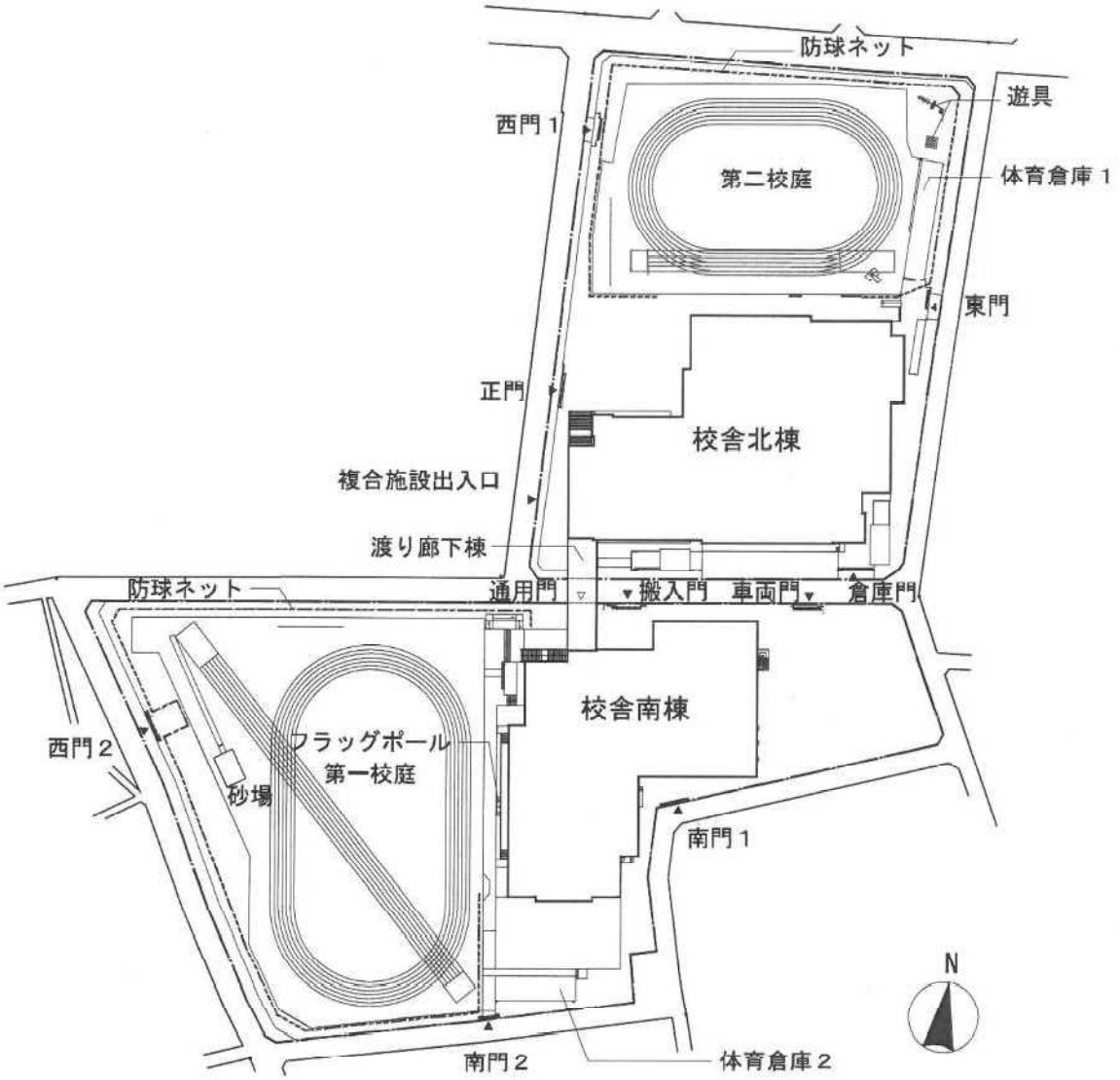
防球ネット
遊具
西門１
第二校庭
体育倉庫１
東門
正門
校舎北棟
複合施設出入口
渡り廊下棟
防球ネット
通用門
搬入門
車両門
倉庫門
校舎南棟
西門２
フラッグポール
第一校庭
砂場
南門１
N
南門２
体育倉庫２

配置図

写

別　紙 2

議案第９５号

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和７年６月１０日

提出者　練馬区長　前　川　燿　男

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年３月練馬区条例第72号）の一部をつぎのように改正する。

第18条の３第１項中「一部」を「全部または一部」に改める。

第18条の４第１項中「（次条において」を「（以下」に改める。

第18条の５のつぎにつぎの１条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第18条の６　委員会は、練馬区職員の育児休業等に関する条例（平成４年３月練馬区条例第23号。以下「育児休業条例」という。）第17条第１項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、つぎに掲げる措置を講じなければならない。

⑴　申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度または措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための措置

⑵　出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置

⑶　育児休業条例第17条第１項の規定による申出に係る子の心身の状況または育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発

生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2　委員会は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、つぎに掲げる措置を講じなければならない。

⑴　対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度または措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための措置

⑵　育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

⑶　対象職員の３歳に満たない子の心身の状況または育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3　委員会は、第１項第３号または前項第３号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

付　則

1　この条例は、令和７年10月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　練馬区教育委員会は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第18条の６第２項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

参考資料

令和７年６月17日
人事戦略担当部職員課
教育振興部教育指導課

議案第９４号　練馬区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
議案第９５号　練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

１　改正の理由

育児と仕事の両立を支援するため、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号。以下「育児休業法」という。）および人事院規則が一部改正されることを踏まえ、所要の改正を行う。

２　改正の内容

⑴　子育て部分休暇について、育児休業法に基づく部分休業と休暇取得に関する運用を合わせるため、１日の勤務時間の全部につき勤務しないことができる旨を規定する。
⑵　本人またはその配偶者等が妊娠し、出産したこと等を申し出た職員に対する両立支援制度に係る意向確認等および３歳に満たない子を養育する職員に対する両立支援制度に係る意向確認等に関する規定を整備する。
⑶　その他規定の整備を行う。

３　施行期日

令和７年10月１日。ただし、一部の規定については、公布の日

４　新旧対照表

次頁のとおり

練馬区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

| 現　行 | 改正案 |
| --- | --- |
| （子育て部分休暇）<br>第16条の３　任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満６歳に達する日の翌日以後の最初の４月１日から満12歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある当該職員の子その他規則で定める当該職員の子を養育するため、１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。<br>２　［略］ | （子育て部分休暇）<br>第16条の３　任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満６歳に達する日の翌日以後の最初の４月１日から満12歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある当該職員の子その他規則で定める当該職員の子を養育するため、１日の勤務時間の全部または一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。<br>２　［略］ |
| （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）<br>第16条の４　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度または措置（以下この条および次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告または申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。<br>２　［略］ | （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）<br>第16条の４　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度または措置（以下この条および次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告または申請（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。<br>２　［略］ |
| ［新設］ | （妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）<br>第16条の６　任命権者は、練馬区職員の育児休業等に関する条例（平成４年３月練馬区条例第23号。以下「育児休業条例」という。）第17条第１項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした |

| | |
|---|---|
| | 職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、つぎに掲げる措置を講じなければならない。<br>⑴　申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度または措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための措置<br>⑵　出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置<br>⑶　育児休業条例第17条第１項の規定による申出に係る子の心身の状況または育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置<br>２　任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、つぎに掲げる措置を講じなければならない。<br>⑴　対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度または措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための措置<br>⑵　育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置<br>⑶　対象職員の３歳に満たない子の心身の状況または育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の |

| | |
|---|---|
| | 改善に資するものとして規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置<br>３　任命権者は、第１項第３号または前項第３号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。 |
| 付　則　［略］ | 付　則　［略］<br>付　則<br>１　この条例は、令和７年10月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。<br>２　任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の練馬区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第16条の６第２項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。 |

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

| 現　行 | 改正案 |
| --- | --- |
| （子育て部分休暇）<br>第18条の３　委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満６歳に達する日の翌日以後の最初の４月１日から満12歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある当該職員の子その他規則で定める当該職員の子を養育するため、１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。 | （子育て部分休暇）<br>第18条の３　委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満６歳に達する日の翌日以後の最初の４月１日から満12歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある当該職員の子その他規則で定める当該職員の子を養育するため、１日の勤務時間の全部または一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。 |
| ２　［略］ | ２　［略］ |
| （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）<br>第18条の４　委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度または措置（以下この条および次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告または申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。 | （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）<br>第18条の４　委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度または措置（以下この条および次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告または申請（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。 |
| ２　［略］ | ２　［略］ |
| ［新設］ | （妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）<br>第18条の６　委員会は、練馬区職員の育児休業等に関する条例（平成４年３月練馬区条例第23号。以下「育児休業条例」という。）第17条第１項の措置を講ずるに当 |

| | |
|---|---|
| | たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、つぎに掲げる措置を講じなければならない。<br>⑴　申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度または措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための措置<br>⑵　出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置<br>⑶　育児休業条例第17条第１項の規定による申出に係る子の心身の状況または育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置<br>２　委員会は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、つぎに掲げる措置を講じなければならない。<br>⑴　対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度または措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための措置<br>⑵　育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置<br>⑶　対象職員の３歳に満たない子の心身の状況または育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の |

| | |
|---|---|
| | 改善に資するものとして規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置<br>３　委員会は、第１項第３号または前項第３号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。 |
| 付　則　［略］ | 付　則　［略］<br>付　則<br>１　この条例は、令和７年10月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。<br>２　練馬区教育委員会は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第18条の６第２項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。 |

写

別　紙 3

議案第６９号

練馬区立児童館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和７年６月１０日

提出者　練馬区長　前　川　燿　男

練馬区立児童館条例の一部を改正する条例

練馬区立児童館条例（昭和45年３月練馬区条例第２号）の一部をつぎのように改正する。

第１条中「別表」を「別表第１」に改める。

第４条第２項および第５条第２項中「平和台児童館、光が丘児童館、上石神井児童館および東大泉児童館」を「別表第２に掲げる館」に改める。

第12条中「平和台児童館」のつぎに「、北大泉児童館」を、「上石神井児童館」のつぎに「、北町児童館」を加える。

別表をつぎのように改める。

別表第１（第１条関係）

| 名称 | 位置 |
|---|---|
| 平和台児童館 | 東京都練馬区平和台二丁目18番14号 |
| みらい青空児童館 | 東京都練馬区旭丘二丁目40番１号 |
| 石神井児童館 | 東京都練馬区石神井町七丁目28番21号 |
| 北大泉児童館 | 東京都練馬区大泉町四丁目15番15号 |
| 光が丘児童館 | 東京都練馬区光が丘一丁目３番１号 |
| 上石神井児童館 | 東京都練馬区上石神井一丁目５番２号 |
| 土支田児童館 | 東京都練馬区土支田二丁目32番８号 |
| 北町はるのひ児童館 | 東京都練馬区北町六丁目35番７号 |
| 中村児童館 | 東京都練馬区中村二丁目25番３号 |

| | |
|---|---|
| 南田中児童館 | 東京都練馬区南田中五丁目15番25号 |
| 北町児童館 | 東京都練馬区北町一丁目19番17号 |
| 関町児童館 | 東京都練馬区関町南四丁目15番７－102号 |
| 東大泉児童館 | 東京都練馬区東大泉七丁目20番１号 |
| 石神井台児童館 | 東京都練馬区石神井台二丁目18番13号 |
| 西大泉児童館 | 東京都練馬区西大泉三丁目21番16号 |
| 三原台児童館 | 東京都練馬区三原台二丁目11番29号 |
| 光が丘なかよし児童館 | 東京都練馬区光が丘二丁目９番６号 |

別表第１のつぎにつぎの１表を加える。

別表第２（第４条、第５条関係）

| 名称 |
|---|
| 平和台児童館 |
| 北大泉児童館 |
| 光が丘児童館 |
| 上石神井児童館 |
| 北町児童館 |
| 東大泉児童館 |

付　則

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第12条の改正規定および次項の規定は、公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の練馬区立児童館条例第12条の規定は、令和８年４月１日以後の管理について適用し、同日前の管理については、なお従前の例による。

参考資料

令 和 7 年 6 月 17 日
こども家庭部子育て支援課

# 議案第６９号　練馬区立児童館条例の一部を改正する条例

## 1　改正の理由

⑴　「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和６年度～令和10年度）」（以下「計画」という。）に基づき、北大泉児童館および北町児童館に指定管理者制度を導入するとともに、両児童館の開館日および開館時間を拡大するため、所要の改正を行う。

⑵　計画に基づき、栄町児童館を新たな小中一貫教育校「練馬区立小中一貫教育校　みらい青空学園」に設置する複合施設へ移転するため、所要の改正を行う。

## 2　改正の内容

⑴　指定管理者に管理を行わせる児童館に、北大泉児童館および北町児童館を加える。（第12条関係）

⑵　開館日および開館時間を拡大する施設を別表第２の施設として定め、当該別表に北大泉児童館および北町児童館を加える。（第４条、第５条、別表第２関係）

⑶　「栄町児童館」を「みらい青空児童館」に、「東京都練馬区栄町40番７号」を「東京都練馬区旭丘二丁目40番１号」に改めるほか、規定の整備を行う。（第１条、別表第１関係）

## 3　施行期日

⑴　２⑴　公布の日

⑵　２⑵および⑶　令和８年４月１日

## 4　新旧対照表

別紙のとおり

＜参考＞

１　指定管理者選定手続の予定

本件議決後、公募を行い、指定管理者選定小委員会において、応募団体の企画書等提出書類、プレゼンテーションの内容、団体運営施設実地調査、税理士による団体経営診断結果等をもとに評価し、更に指定管理者選定委員会において、指定管理者選定小委員会からの評価結果の報告をもとに審議し、指定管理者の候補を選定する。

指定管理者の指定の議案は、令和７年第四回練馬区議会定例会に提出する。

２　募集方法・募集時期

⑴　ねりま区報７月11日号で周知するほか、練馬区ホームページに募集案内および募集要項を掲載する。

⑵　応募書類受付期間

令和７年７月11日から同年８月12日まで

別紙

練馬区立児童館条例新旧対照表

| 現　行 | 改正案 |
| --- | --- |
| （設置）<br>第１条　練馬区における児童の健全な育成を図り、児童福祉の増進に資するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条の規定に基づき、練馬区立児童館（以下「館」という。）を、別表のとおり設置する。 | （設置）<br>第１条　練馬区における児童の健全な育成を図り、児童福祉の増進に資するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条の規定に基づき、練馬区立児童館（以下「館」という。）を、別表第１のとおり設置する。 |
| （休館日）<br>第４条　［略］<br>２　前項の規定にかかわらず、平和台児童館、光が丘児童館、上石神井児童館および東大泉児童館の休館日は、１月１日から同月３日までおよび12月29日から同月31日までとする。<br>３　［略］ | （休館日）<br>第４条　［略］<br>２　前項の規定にかかわらず、別表第２に掲げる館の休館日は、１月１日から同月３日までおよび12月29日から同月31日までとする。<br>３　［略］ |
| （開館時間）<br>第５条　［略］<br>２　前項の規定にかかわらず、平和台児童館、光が丘児童館、上石神井児童館および東大泉児童館の開館時間は、午前９時から午後７時までとする。ただし、つぎに掲げる日においては、午前９時から午後５時までとする。<br>⑴・⑵　［略］<br>３　［略］ | （開館時間）<br>第５条　［略］<br>２　前項の規定にかかわらず、別表第２に掲げる館の開館時間は、午前９時から午後７時までとする。ただし、つぎに掲げる日においては、午前９時から午後５時までとする。<br>⑴・⑵　［略］<br>３　［略］ |
| （指定管理者による管理）<br>第12条　区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、館（平和台児童館、光が丘児童館、上石神井児童館および東大泉児童館に限る。以下同じ。）の管理を行わせ | （指定管理者による管理）<br>第12条　区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、館（平和台児童館、北大泉児童館、光が丘児童館、上石神井児童館、北町児童館および東大泉児童館に限る。 |

るものとする。

付　則　［略］

以下同じ。）の管理を行わせるものとする。

付　則　［略］

付　則

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第12条の改正規定および次項の規定は、公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の練馬区立児童館条例第12条の規定は、令和８年４月１日以後の管理について適用し、同日前の管理については、なお従前の例による。

別表（第１条関係）

| 名称 | 位置 |
|---|---|
| 平和台児童館 | 東京都練馬区平和台二丁目18番14号 |
| 栄町児童館 | 東京都練馬区栄町40番７号 |
| 石神井児童館 | 東京都練馬区石神井町七丁目28番21号 |
| 北大泉児童館 | 東京都練馬区大泉町四丁目15番15号 |
| 光が丘児童館 | 東京都練馬区光が丘一丁目３番１号 |
| 上石神井児童館 | 東京都練馬区上石神井一丁目５番２号 |
| 土支田児童館 | 東京都練馬区土支田二丁目32番８号 |
| 北町はるのひ児童館 | 東京都練馬区北町六丁目35番７号 |
| 中村児童館 | 東京都練馬区中村二丁目25番３号 |
| 南田中児童館 | 東京都練馬区南田中五丁目15番25号 |

別表第１（第１条関係）

| 名称 | 位置 |
|---|---|
| 平和台児童館 | 東京都練馬区平和台二丁目18番14号 |
| みらい青空児童館 | 東京都練馬区旭丘二丁目40番１号 |
| 石神井児童館 | 東京都練馬区石神井町七丁目28番21号 |
| 北大泉児童館 | 東京都練馬区大泉町四丁目15番15号 |
| 光が丘児童館 | 東京都練馬区光が丘一丁目３番１号 |
| 上石神井児童館 | 東京都練馬区上石神井一丁目５番２号 |
| 土支田児童館 | 東京都練馬区土支田二丁目32番８号 |
| 北町はるのひ児童館 | 東京都練馬区北町六丁目35番７号 |
| 中村児童館 | 東京都練馬区中村二丁目25番３号 |
| 南田中児童館 | 東京都練馬区南田中五丁目15番25号 |

| | |
|---|---|
| 北町児童館 | 東京都練馬区北町一丁目19番17号 |
| 関町児童館 | 東京都練馬区関町南四丁目15番７―102号 |
| 東大泉児童館 | 東京都練馬区東大泉七丁目20番１号 |
| 石神井台児童館 | 東京都練馬区石神井台二丁目18番13号 |
| 西大泉児童館 | 東京都練馬区西大泉三丁目21番16号 |
| 三原台児童館 | 東京都練馬区三原台二丁目11番29号 |
| 光が丘なかよし児童館 | 東京都練馬区光が丘二丁目９番６号 |

［新設］

| | |
|---|---|
| 北町児童館 | 東京都練馬区北町一丁目19番17号 |
| 関町児童館 | 東京都練馬区関町南四丁目15番７－102号 |
| 東大泉児童館 | 東京都練馬区東大泉七丁目20番１号 |
| 石神井台児童館 | 東京都練馬区石神井台二丁目18番13号 |
| 西大泉児童館 | 東京都練馬区西大泉三丁目21番16号 |
| 三原台児童館 | 東京都練馬区三原台二丁目11番29号 |
| 光が丘なかよし児童館 | 東京都練馬区光が丘二丁目９番６号 |

別表第２（第４条、第５条関係）

| 名称 |
|---|
| 平和台児童館 |
| 北大泉児童館 |
| 光が丘児童館 |
| 上石神井児童館 |
| 北町児童館 |
| 東大泉児童館 |

写

別　紙 4

議案第７０号

練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和７年６月１０日

提出者　練馬区長　前　川　燿　男

練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例

練馬区立学童クラブ条例（平成元年12月練馬区条例第56号）の一部をつぎのように改正する。

第13条中「練馬区立上石神井児童館学童クラブ」のつぎに「、練馬区立北町児童館学童クラブ」を加える。

別表第１練馬区立栄町児童館学童クラブの項中「練馬区立栄町児童館学童クラブ」を「練馬区立栄町学童クラブ」に改め、同表練馬区立貫井地区区民館学童クラブの項中「練馬区立貫井地区区民館学童クラブ」を「練馬区立貫井学童クラブ」に改める。

別表第２練馬区立上石神井児童館学童クラブの項のつぎにつぎのように加える。

| 練馬区立北町児童館学童クラブ |
|---|

付　則

１　この条例は、つぎの各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

⑴　第13条の改正規定および次項の規定　公布の日

⑵　別表第１練馬区立栄町児童館学童クラブの項の改正規定および別表第２練馬区立上石神井児童館学童クラブの項のつぎに１項を加える改正規定　令和８年４月１日

⑶　別表第１練馬区立貫井地区区民館学童クラブの項の改正規定　練馬区規則

で定める日

２　この条例による改正後の練馬区立学童クラブ条例第13条の規定は、令和８年４月１日以後の管理について適用し、同日前の管理については、なお従前の例による。

参考資料

令 和 7 年 6 月 17 日
こども家庭部子育て支援課

議案第７０号　練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例

1　改正の理由

⑴　「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和６年度～令和10年度）」（以下「計画」という。）に基づき、練馬区立北町児童館学童クラブに指定管理者制度を導入するとともに、同学童クラブの保育および指導時間を延長するため、所要の改正を行う。

⑵　計画に基づく練馬区立栄町児童館の移転に伴い、同施設に併設している練馬区立栄町児童館学童クラブの名称を変更するため、所要の改正を行う。

⑶　計画に基づく練馬区立貫井地区区民館の廃止に伴い、同施設に併設している練馬区立貫井地区区民館学童クラブの名称を変更するため、所要の改正を行う。

2　改正の内容

⑴　指定管理者に管理を行わせる学童クラブに、練馬区立北町児童館学童クラブを加えるとともに、保育および指導時間の延長に伴い、同学童クラブを別表第２に加える。（第13条、別表第２関係）

⑵　「練馬区立栄町児童館学童クラブ」を「練馬区立栄町学童クラブ」に改める。（別表第１関係）

⑶　「練馬区立貫井地区区民館学童クラブ」を「練馬区立貫井学童クラブ」に改める。（別表第１関係）

3　施行期日

⑴　２⑴　公布の日。ただし、保育および指導時間の延長に係る規定は、令和８年４月１日

⑵　２⑵　令和８年４月１日

⑶　２⑶　練馬区規則で定める日

4　新旧対照表

別紙のとおり

＜参考＞

1　指定管理者選定手続の予定

本件議決後、公募を行い、指定管理者選定小委員会において、応募団体の企画書等提出書類、プレゼンテーションの内容、団体運営施設実地調査、税理士による団体経営診断結果等をもとに評価し、更に指定管理者選定委員会において、指定管理者選定小委員会からの評価結果の報告をもとに審議し、指定管理者の候補を選定する。

指定管理者の指定の議案は、令和７年第四回練馬区議会定例会に提出する。

2　募集方法・募集時期

⑴　ねりま区報７月11日号で周知するほか、練馬区ホームページに募集案内および募集要項を掲載する。

⑵　応募書類受付期間

令和７年７月11日から同年８月12日まで

別紙

練馬区立学童クラブ条例新旧対照表

| 現　行 | 改正案 |
| --- | --- |
| （指定管理者による管理）<br>第 13 条　区長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、学童クラブ（練馬区立上石神井児童館学童クラブ、練馬区立東大泉児童館学童クラブ、練馬区立東大泉児童館第二学童クラブ、練馬区立平和台児童館学童クラブおよび練馬区立谷原あおぞら学童クラブに限る。以下同じ。）の管理を行わせるものとする。 | （指定管理者による管理）<br>第 13 条　区長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、学童クラブ（練馬区立上石神井児童館学童クラブ、練馬区立北町児童館学童クラブ、練馬区立東大泉児童館学童クラブ、練馬区立東大泉児童館第二学童クラブ、練馬区立平和台児童館学童クラブおよび練馬区立谷原あおぞら学童クラブに限る。以下同じ。）の管理を行わせるものとする。 |
| 付　則　［略］ | 付　則　［略］<br>付　則<br>１　この条例は、つぎの各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。<br>⑴　第 13 条の改正規定および次項の規定　公布の日<br>⑵　別表第１練馬区立栄町児童館学童クラブの項の改正規定および別表第２練馬区立上石神井児童館学童クラブの項のつぎに１項を加える改正規定　令和８年４月１日<br>⑶　別表第１練馬区立貫井地区区民館学童クラブの項の改正規定　練馬区規則で定める日<br>２　この条例による改正後の練馬区立学童クラブ条例第 13 条の規定は、令和８年４月１日以後の管理について適用し、同日前の管理については、なお従前の例による。 |

別表第１（第２条関係）

| 名称 | 位置 |
| --- | --- |
| 練馬区立栄町児童館学童クラブ | ［略］ |
| ［略］ | ［略］ |
| 練馬区立貫井地区区民館学童クラブ | ［略］ |
| ［略］ | ［略］ |

別表第２（第６条関係）

| 名称 |
| --- |
| ［略］ |
| 練馬区立上石神井児童館学童クラブ |
| ［新設］ |
| ［略］ |

別表第１（第２条関係）

| 名称 | 位置 |
| --- | --- |
| 練馬区立栄町学童クラブ | ［略］ |
| ［略］ | ［略］ |
| 練馬区立貫井学童クラブ | ［略］ |
| ［略］ | ［略］ |

別表第２（第６条関係）

| 名称 |
| --- |
| ［略］ |
| 練馬区立上石神井児童館学童クラブ |
| 練馬区立北町児童館学童クラブ |
| ［略］ |

写

別　紙　5

議案第７１号

練馬区ねりっこクラブ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和７年６月１０日

提出者　練馬区長　前　川　燿　男

練馬区ねりっこクラブ条例の一部を改正する条例

練馬区ねりっこクラブ条例（平成27年６月練馬区条例第46号）の一部をつぎのように改正する。

別表第１練馬区豊玉小ねりっこクラブの項の前につぎのように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 練馬区みらい青空学園ねりっこクラブ | 練馬区立旭丘小学校 | 東京都練馬区旭丘二丁目40番１号 |
| | 練馬区立みらい青空学園ねりっこ学童クラブ | 東京都練馬区旭丘二丁目40番１号 |

別表第１練馬区向山小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 練馬区豊溪小ねりっこクラブ | 練馬区立豊溪小学校 | 東京都練馬区土支田二丁目26番28号 |
| | 練馬区立豊溪小ねりっこ学童クラブ | 東京都練馬区土支田二丁目26番28号 |

別表第２練馬区豊玉小ねりっこクラブの項の前につぎのように加える。

| |
|---|
| 練馬区みらい青空学園ねりっこクラブ |

別表第２練馬区向山小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

| |
|---|
| 練馬区豊溪小ねりっこクラブ |

付　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

参考資料

令和７年６月17日
こども家庭部子育て支援課

# 議案第７１号　練馬区ねりっこクラブ条例の一部を改正する条例

１　改正の理由および内容

つぎに掲げるねりっこクラブを実施するため、これらを別表第１および別表第２に加える。

⑴　練馬区みらい青空学園ねりっこクラブ

⑵　練馬区豊溪小ねりっこクラブ

２　施行期日

令和８年４月１日

３　新旧対照表

次頁のとおり

練馬区ねりっこクラブ条例新旧対照表

<table>
<tr><th>現　行</th><th>改正案</th></tr>
<tr><td>本　則　［略］<br><br>付　則　［略］</td><td>本　則　［略］<br><br>付　則　［略］<br>付　則<br>この条例は、令和８年４月１日から施行する。</td></tr>
<tr><td>別表第１（第４条関係）<br><table><tr><th rowspan="2">名称</th><th colspan="2">実施場所</th></tr><tr><th>施設の名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>［新設］</td><td>［新設］</td><td>［新設］</td></tr><tr><td></td><td>［新設］</td><td>［新設］</td></tr><tr><td>練馬区豊玉小ねりっこクラブ</td><td>練馬区立豊玉小学校</td><td>東京都練馬区豊玉中四丁目２番20号</td></tr><tr><td></td><td>練馬区立豊玉小ねりっこ学童クラブ</td><td>東京都練馬区豊玉中四丁目２番20号</td></tr><tr><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr><tr><td>練馬区向山小ねりっこクラブ</td><td>練馬区立向山小学校</td><td>東京都練馬区向山二丁目14番11号</td></tr><tr><td></td><td>練馬区立向山小ねりっこ学童クラブ</td><td>東京都練馬区向山二丁目14番11号</td></tr><tr><td>［新設］</td><td>［新設］</td><td>［新設］</td></tr><tr><td></td><td>［新設］</td><td>［新設］</td></tr><tr><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr></table></td><td>別表第１（第４条関係）<br><table><tr><th rowspan="2">名称</th><th colspan="2">実施場所</th></tr><tr><th>施設の名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>練馬区みらい青空学園ねりっこクラブ</td><td>練馬区立旭丘小学校</td><td>東京都練馬区旭丘二丁目40番１号</td></tr><tr><td></td><td>練馬区立みらい青空学園ねりっこ学童クラブ</td><td>東京都練馬区旭丘二丁目40番１号</td></tr><tr><td>練馬区豊玉小ねりっこクラブ</td><td>練馬区立豊玉小学校</td><td>東京都練馬区豊玉中四丁目２番20号</td></tr><tr><td></td><td>練馬区立豊玉小ねりっこ学童クラブ</td><td>東京都練馬区豊玉中四丁目２番20号</td></tr><tr><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr><tr><td>練馬区向山小ねりっこクラブ</td><td>練馬区立向山小学校</td><td>東京都練馬区向山二丁目14番11号</td></tr><tr><td></td><td>練馬区立向山小ねりっこ学童クラブ</td><td>東京都練馬区向山二丁目14番11号</td></tr><tr><td>練馬区豊溪小ねりっこクラブ</td><td>練馬区立豊溪小学校</td><td>東京都練馬区土支田二丁目26番28号</td></tr><tr><td></td><td>練馬区立豊溪小ねりっこ学童クラブ</td><td>東京都練馬区土支田二丁目26番28号</td></tr><tr><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr></table></td></tr>
</table>

別表第２（第７条関係）

| 名称 |
| --- |
| ［新設］ |
| 練馬区豊玉小ねりっこクラブ |
| ［略］ |
| 練馬区向山小ねりっこクラブ |
| ［新設］ |
| ［略］ |

別表第２（第７条関係）

| 名称 |
| --- |
| 練馬区みらい青空学園ねりっこクラブ |
| 練馬区豊玉小ねりっこクラブ |
| ［略］ |
| 練馬区向山小ねりっこクラブ |
| 練馬区豊溪小ねりっこクラブ |
| ［略］ |

写

別　紙 6

議案第７２号

練馬区立保育所設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和７年６月１０日

提出者　練馬区長　前　川　燿　男

練馬区立保育所設置条例の一部を改正する条例

練馬区立保育所設置条例（昭和36年３月練馬区条例第10号）の一部をつぎのように改正する。

第１条の表桜台保育園の項位置の欄をつぎのように改める。

練馬区桜台五丁目41番12号

第１条の表上石神井第三保育園の項位置の欄をつぎのように改める。

練馬区石神井台四丁目５番１号

付　則

この条例は、練馬区規則で定める日から施行する。ただし、第１条の表の改正規定（同表の桜台保育園の項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

参考資料

令和７年６月17日
こども家庭部保育課

議案第７２号　練馬区立保育所設置条例の一部を改正する条例

１　改正の理由

東京都が実施する都営上石神井アパートの建替えに併せて、同アパートに併設されている練馬区立上石神井第三保育園を移転することに伴い、所要の改正を行うほか、文言の修正を行う。

２　改正の内容

⑴　練馬区立上石神井第三保育園の位置を、「練馬区石神井台四丁目５番１号」に改める。（第１条関係）

⑵　練馬区立桜台保育園の位置を、「練馬区桜台五丁目41番12号」に改める。（第１条関係）

３　施行期日

練馬区規則で定める日。ただし、２⑵については、公布の日

４　新旧対照表

次頁のとおり

５　案内図および周辺拡大図

別紙１のとおり

６　参考資料

別紙２のとおり

練馬区立保育所設置条例新旧対照表

| 現　行 | 改正案 |
| --- | --- |
| 第１条　児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第３項の規定に基づき、練馬区立保育所（以下「保育所」という。）を、つぎのとおり設置する。<br>名称　位置<br>［略］　［略］<br>桜台保育園　練馬区桜台五丁目41番21号<br>［略］　［略］<br>上石神井第三保育園　練馬区石神井台四丁目５番20号<br>［略］　［略］<br><br>付　則　［略］ | 第１条　児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第３項の規定に基づき、練馬区立保育所（以下「保育所」という。）を、つぎのとおり設置する。<br>名称　位置<br>［略］　［略］<br>桜台保育園　練馬区桜台五丁目41番12号<br>［略］　［略］<br>上石神井第三保育園　練馬区石神井台四丁目５番１号<br>［略］　［略］<br><br>付　則　［略］<br>付　則<br>この条例は、練馬区規則で定める日から施行する。ただし、第１条の表の改正規定（同表の桜台保育園の項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。 |

別 紙１

【上石神井第三保育園　案内図】

【上石神井第三保育園　周辺拡大図】

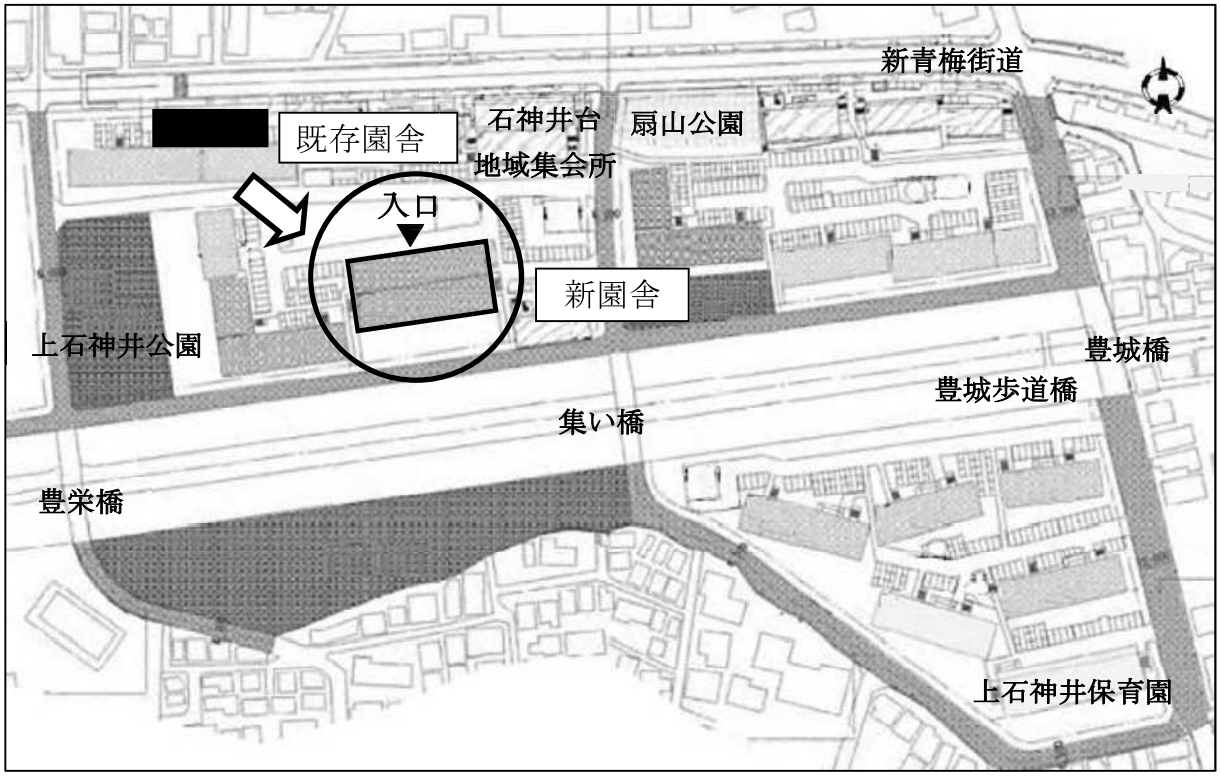

別 紙２

上石神井第三保育園　移転後の施設概要

１　所在地
練馬区石神井台四丁目５番１号

２　延床面積
1,167.86㎡

３　主な設備
保育室、医療的ケア室、保護者面談室　等

４　定員（令和７年４月１日現在）

| ０歳 | １歳 | ２歳 | ３歳 | ４歳 | ５歳 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 7 | 15 | 16 | 17 | 18 | 18 | 91 |

（人）

※　令和８年度以降は、保育ニーズにあわせて検討

５　併設施設
地域子ども家庭支援センター関分室

写

| 別　紙 | 7 |
|---|---|

議案第７３号

練馬区保育所保育料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和７年６月１０日

提出者　練馬区長　前　川　燿　男

練馬区保育所保育料条例の一部を改正する条例

練馬区保育所保育料条例（平成９年３月練馬区条例第29号）の一部をつぎのように改正する。

付則につぎの１項を加える。

（保育料に関する特例措置）

３　当分の間、３歳未満児に係る扶養義務者等が負担する令和７年９月分以後の月分の保育料の額は、第３条の規定にかかわらず、零とする。

付　則

この条例は、令和７年９月１日から施行する。

参考資料

令和７年６月17日
こども家庭部保育課

議案第７３号　練馬区保育所保育料条例の一部を改正する条例

１　改正の理由

東京都は、保育料の第１子無償化を令和７年９月１日から開始するため、「保育所等利用世帯負担軽減事業」の見直しを行った。

区においても、当該事業を活用し、３歳未満児の第１子に係る扶養義務者等が負担する保育料を無償化するため、所要の改正を行う。

２　改正の内容

当分の間、３歳未満児に係る扶養義務者等が負担する保育料を零とする。（付則第３項関係）

３　施行期日

令和７年９月１日

４　新旧対照表

次頁のとおり

５　参考資料

別紙のとおり

練馬区保育所保育料条例新旧対照表

| 現　行 | 改正案 |
| --- | --- |
| 本　則　［略］<br><br>付　則<br>１・２　［略］<br><br>［新設］ | 本　則　［略］<br><br>付　則<br>１・２　［略］<br>（保育料に関する特例措置）<br>３　当分の間、３歳未満児に係る扶養義務者等が負担する令和７年９月分以後の月分の保育料の額は、第３条の規定にかかわらず、零とする。<br><br>付　則<br>この条例は、令和７年９月１日から施行する。 |

**別 紙**

＜参考＞

３歳未満児における認可保育所の保育料無償化について

<table>
<tr><td></td><td>第３子以降</td><td>第２子</td><td>第１子</td></tr>
<tr><td>令和元年 10 月から</td><td>無償化</td><td>保護者負担１／２</td><td>全額保護者負担</td></tr>
<tr><td>令和５年 10 月から</td><td colspan="2">無償化</td><td>全額保護者負担</td></tr>
<tr><td>令和７年９月から</td><td colspan="3">無償化</td></tr>
</table>

※　３歳以上児の保育料については、令和元年10月から無償化

写

別　紙　8

議案第６０号

練馬区立青少年館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和７年６月１０日

提出者　練馬区長　前　川　燿　男

練馬区立青少年館条例の一部を改正する条例

練馬区立青少年館条例（昭和44年12月練馬区条例第35号）の一部をつぎのように改正する。

別表の１の表および２の表をつぎのように改める。

１　レクリエーション・ホール（分館に設けるものを除く。）

| 施設＼利用単位 | 午前９時から午前11時まで | 午前11時から午後１時まで | 午後１時から午後３時まで | 午後３時から午後５時まで | 午後５時から午後７時まで | 午後７時から午後９時まで | 午後９時から午後９時30分まで |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| レクリエーション・ホール（分館に設けるものを除く。） | 3,800円 | 3,800円 | 3,800円 | 3,800円 | 3,800円 | 3,800円 | 1,000円 |

２　１および３以外の施設

| 施設＼利用単位 | １時間 |
|---|---|
| レクリエーション・ホール（分館に設けるものに限る。） | 800円 |

| | |
|---|---|
| 教室 | 700円 |
| 和室 | 600円 |
| 第一会議室 | 300円 |
| 第二会議室 | 300円 |
| 料理室 | 600円 |
| 実習室 | 600円 |
| 多目的室 | 700円 |
| 音楽練習室 | 200円 |

備考

１　午前９時から午後９時までの間にあっては、毎正時からの１時間を利用単位とする。

２　午後９時から午後９時30分までの間にあっては、30分単位で利用することができる。

３　前項の場合における使用料は、第１項の利用単位の規定使用料の30分単位に相当する額（その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）とする。

別表の３の表を削り、別表の４の表を別表の３の表とする。

付　則

１　この条例は、令和８年７月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２　施行日前に練馬区立青少年館の施設について施行日以後の利用の承認を行う場合の使用料は、この条例による改正後の練馬区立青少年館条例別表の規定を適用した額とする。

参考資料

令和７年６月17日
こども家庭部青少年課

# 議案第６０号　練馬区立青少年館条例の一部を改正する条例

１　改正の理由

新しい施設予約システムの導入に合わせて、施設の利用単位を原則１時間単位に変更する等、所要の改正を行う。

２　改正の内容

⑴　練馬区立春日町青少年館の施設（レクリエーション・ホールを除く。）について、午前・午後・夜間の枠単位で利用する場合の使用料の規定を、１時間単位等で利用する場合の使用料の規定に改めるとともに、料理室について、１回の利用につき連続して原則３時間単位以上とする規定を削る。（別表関係）

⑵　練馬区立南大泉青少年館の施設について、２時間単位および午前・午後・夜間の枠単位で利用する場合の使用料の規定を、１時間単位等で利用する場合の使用料の規定に改める。（別表関係）

⑶　その他規定の整備を行う。

３　施行期日

令和８年７月１日。ただし、一部の規定については、公布の日

４　新旧対照表

次頁のとおり

練馬区立青少年館条例新旧対照表

<table>
<tr><th>現　行</th><th>改正案</th></tr>
<tr><td>本　則　［略］<br><br>付　則　［略］</td><td>本　則　［略］<br><br>付　則　［略］<br>付　則<br>１　この条例は、令和８年７月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。<br>２　施行日前に練馬区立青少年館の施設について施行日以後の利用の承認を行う場合の使用料は、この条例による改正後の練馬区立青少年館条例別表の規定を適用した額とする。</td></tr>
<tr><td>別表（第８条関係）<br>１　レクリエーション・ホール（分館に設けるものを除く。）および音楽練習室<br><table><tr><th>利用単位<br>施設</th><th>午前９時から午前11時まで</th><th>午前11時から午後１時まで</th><th>午後１時から午後３時まで</th><th>午後３時から午後５時まで</th><th>午後５時から午後７時まで</th><th>午後７時から午後９時まで</th></tr><tr><td>レクリエーション・ホール（分館に設けるものを除く。）</td><td>3,800円</td><td>3,800円</td><td>3,800円</td><td>3,800円</td><td>3,800円</td><td>3,800円</td></tr><tr><td>音楽練習室</td><td>400円</td><td>400円</td><td>400円</td><td>400円</td><td>400円</td><td>400円</td></tr></table>備考　音楽練習室については、規則で定める場合において、午前９時から午後９時までの間で１時間単位で利用することが</td><td>別表（第８条関係）<br>１　レクリエーション・ホール（分館に設けるものを除く。）<br><table><tr><th>利用単位<br>施設</th><th>午前９時から午前11時まで</th><th>午前11時から午後１時まで</th><th>午後１時から午後３時まで</th><th>午後３時から午後５時まで</th><th>午後５時から午後７時まで</th><th>午後７時から午後９時まで</th><th>午後９時から午後９時30分まで</th></tr><tr><td>レクリエーション・ホール（分館に設けるものを除く。）</td><td>3,800円</td><td>3,800円</td><td>3,800円</td><td>3,800円</td><td>3,800円</td><td>3,800円</td><td>1,000円</td></tr></table></td></tr>
</table>

できる。この場合における使用料は、200円とする。

２　１以外の施設（料理室および駐車場を除く。）

| 利用単位／施設 | 午前<br>午前９時から正午まで | 午後<br>午後１時から午後５時まで | 夜間<br>午後６時から午後９時30分まで |
|---|---|---|---|
| レクリエーション・ホール（分館に設けるものに限る。） | 2,400円 | 3,200円 | 2,800円 |
| 教室 | 2,100円 | 2,800円 | 2,500円 |
| 和室 | 1,800円 | 2,400円 | 2,100円 |
| 第一会議室 | 900円 | 1,200円 | 1,100円 |
| 第二会議室 | 900円 | 1,200円 | 1,100円 |
| 実習室 | 1,800円 | 2,400円 | 2,100円 |
| 多目的室 | 2,100円 | 2,800円 | 2,500円 |

備考

１　この表に掲げる施設については、規則で定める場合において、午前９時から午後９時までの間にあっては１時間単位、午後９時から午後９時30分までの間にあっては30分単位で利用することができる。

２　前項の場合における使用料は、つぎの各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）

２　１および３以外の施設

| 利用単位／施設 | １時間 |
|---|---|
| レクリエーション・ホール（分館に設けるものに限る。） | 800円 |
| 教室 | 700円 |
| 和室 | 600円 |
| 第一会議室 | 300円 |
| 第二会議室 | 300円 |
| 料理室 | 600円 |
| 実習室 | 600円 |
| 多目的室 | 700円 |
| 音楽練習室 | 200円 |

備考

１　午前９時から午後９時までの間にあっては、毎正時からの１時間を利用単位とする。

２　午後９時から午後９時30分までの間にあっては、30分単位で利用することができる。

３　前項の場合における使用料は、第１項の利用単位の規定使用料の30分単位に相当する額（その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げ

<table>
<tr>
<td>
とする。<br>
⑴　午前９時から正午までの間で１時間単位で利用する場合　午前の利用単位の規定使用料の１時間単位に相当する額<br>
⑵　正午から午後６時までの間で１時間単位で利用する場合　午後の利用単位の規定使用料の１時間単位に相当する額<br>
⑶　午後６時から午後９時までの間で１時間単位で利用する場合　夜間の利用単位の規定使用料の１時間単位に相当する額<br>
⑷　午後９時から午後９時30分までの間で30分単位で利用する場合　夜間の利用単位の規定使用料の30分単位に相当する額<br>
３　料理室
<table>
<tr><td>単位<br>施設</td><td>１時間</td><td>30分</td></tr>
<tr><td>料理室</td><td>600円</td><td>300円</td></tr>
</table>
備考<br>
１　午前９時から午後９時までの間にあっては毎正時からの１時間を、午後９時から午後９時30分までの間にあっては30分を１単位とする。<br>
２　１回の利用は、連続する３単位（30分の単位を含む場合は４単位）以上とする。ただし、規則で定める場合においては、１単位以上とする。<br>
４　［略］
</td>
<td>
る。）とする。<br><br>
［削る］<br><br>
３　［略］
</td>
</tr>
</table>

写

別　紙 9

議案第７４号

練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和７年６月１０日

提出者　練馬区長　前　川　燿　男

練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

練馬区立子ども家庭支援センター条例（平成17年７月練馬区条例第65号）の一部をつぎのように改正する。

第２条第２号の表練馬区立地域子ども家庭支援センター関の項位置の欄をつぎのように改める。

| |
|---|
| 東京都練馬区関町北一丁目21番15号<br>東京都練馬区石神井台四丁目５番１号（分室） |

付　則

この条例は、練馬区規則で定める日から施行する。

参考資料

令和７年６月17日

こども家庭部子ども家庭支援センター

議案第７４号　練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

１　改正の理由

練馬区立地域子ども家庭支援センター関に分室を設置することにより、子育てのひろば事業および乳幼児一時預かり事業の充実を図るため、所要の改正を行う。

２　改正の内容

練馬区立地域子ども家庭支援センター関に分室の位置を定める。（第２条関係）

３　施行期日

練馬区規則で定める日

４　新旧対照表

次頁のとおり

５　案内図および周辺拡大図

別紙１のとおり

６　参考資料

別紙２のとおり

練馬区立子ども家庭支援センター条例新旧対照表

<table>
<tr><th>現　行</th><th>改正案</th></tr>
<tr><td>（名称および位置）<br>第２条　センターの名称および位置は、つぎのとおりとする。<br>⑴　［略］<br>⑵　地域子ども家庭支援センター<br><table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>［略］</td><td>［略］</td></tr><tr><td>練馬区立地域子ども家庭支援センター関</td><td>東京都練馬区関町北一丁目21番15号</td></tr><tr><td>［略］</td><td>［略］</td></tr></table><br>付　則　［略］</td><td>（名称および位置）<br>第２条　センターの名称および位置は、つぎのとおりとする。<br>⑴　［略］<br>⑵　地域子ども家庭支援センター<br><table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>［略］</td><td>［略］</td></tr><tr><td>練馬区立地域子ども家庭支援センター関</td><td>東京都練馬区関町北一丁目21番15号<br>東京都練馬区石神井台四丁目５番１号（分室）</td></tr><tr><td>［略］</td><td>［略］</td></tr></table><br>付　則　［略］<br>付　則<br>この条例は、練馬区規則で定める日から施行する。</td></tr>
</table>

別 紙 1

【地域子ども家庭支援センター関および関分室　案内図】

【地域子ども家庭支援センター関分室　周辺拡大図】

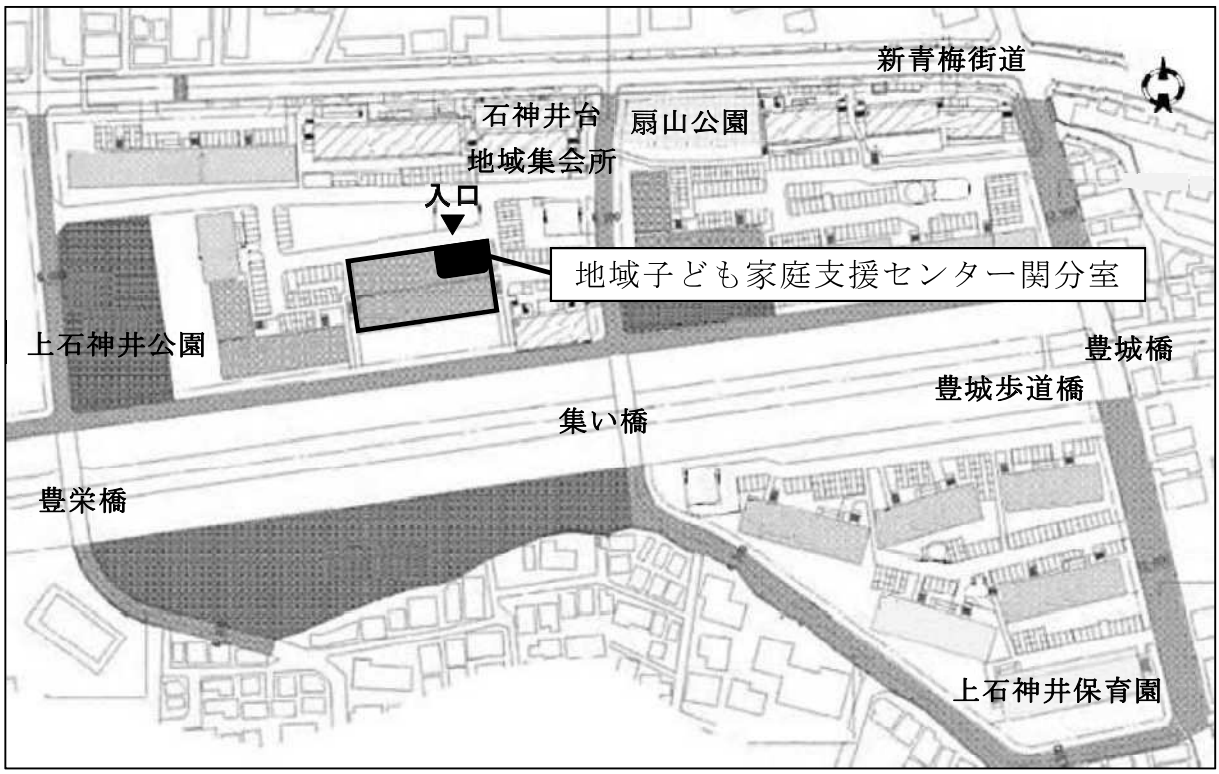

**別 紙 ２**

# 地域子ども家庭支援センター関分室　施設概要

１　所在地
練馬区石神井台四丁目５番１号

２　延床面積
231.13 ㎡（うち、ひろば室 101.59 ㎡）

３　主な設備
ひろば室、授乳コーナー、バリアフリートイレ、事務室　等

４　事業内容
関分室に子育てのひろば事業を移転し、本室の乳幼児一時預かり事業を拡充

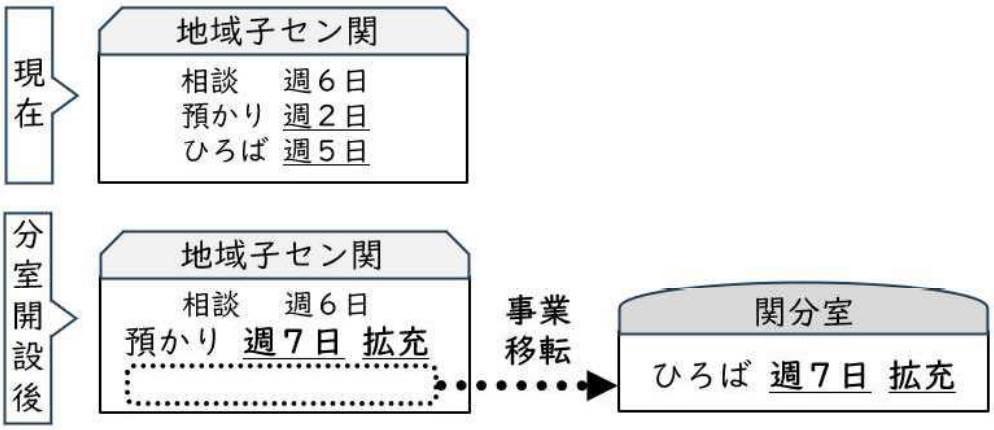


５　併設施設
上石神井第三保育園

| 資　料　4 | |
|---|---|

令和７年６月 26 日
教育振興部教育施策課
教育振興部学務課
教育振興部学校施設課

区立学校適正配置第二次実施計画（素案）に係る説明会および
保護者に対する個別面談の実施状況について

「区立学校適正配置第二次実施計画」（以下「計画」という。）については、令和６年12月に素案を公表し、区民意見反映制度に基づく意見募集を実施するとともに、今年１月に対象校において説明会を開催した。

説明会等での要望を踏まえて、豊渓中において再度の説明会を開催するとともに、保護者に対する個別面談を実施したため、下記のとおり、現在の実施状況および今後の進め方について報告する。

記

１　３月 22 日開催の説明会について

(1) 実施状況

| 日時 | 会場 | 来場者数 | 動画視聴者 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 当日 Zoom 視聴者数 | アーカイブ視聴者数 |
| 第２回<br>３月 22 日（土）<br>10：00～12：20 | 豊渓中 | 81 | 21 | 70 |
| ※ 参考　第１回<br>１月 11 日（土）<br>14：30～16：50 | 豊渓中 | 89 | 18 | 198 |

(2) １月11日の説明会での意見等を踏まえて説明した主な事項

ア　現在よりも通学距離が遠くなる旭町二丁目・三丁目に居住する生徒に対して、交通ルールの徹底やヘルメットの着用等のルールを定めたうえで、希望者には自転車通学ができるようにすること。

イ　豊渓中の体育館を残し、現在の豊渓中・旭町小両校における避難拠点としての体育館面積は減らさないこと。また、跡施設については、地域の意見を聞きながら検討していくこと。

ウ　統合直前の時期が受験期に当たらないように、指定校変更時期を前倒しすること（統合２年前→３年前)。

エ　計画策定時期を変更し、４月以降も保護者や地域と協議を継続すること。

２　保護者に対する個別面談について

(1) 対象者

近隣の小中学校の保護者（豊渓中、光が丘第一中、旭町小、光が丘四季の香小)、未就学児の保護者

(2) 来場者数等

| 日　時 | 会　場 | 来場者数 |
|---|---|---|
| ア　旭町会場 | | |
| ５月 22 日（木）<br>９：30～13：00 | 旭町地域集会所<br>集会室 | ６組 |
| ５月 24 日（土）<br>９：30～13：50 | | ７組 |
| ５月 28 日（水）<br>14：00～16：30 | | ４組 |
| イ　光が丘会場 | | |
| ５月 24 日（土）<br>15：00～16：45 | 防災学習センター<br>研修室 | ３組 |
| ５月 28 日（水）<br>９：45～11：30 | | ３組 |

３　今後の進め方

(1) オープンハウスの実施

ア　日　時

(ｱ) 令和７年６月27日（金）18時～20時

(ｲ) 令和７年６月28日（土）10時～正午

イ　会　場

旭町地域集会所　集会室

ウ　周知方法

(ｱ) 関係町会・自治会で案内を回覧、ポスター掲示

(ｲ) 関係小中学校を通じて情報伝達サービスsigfyにより案内を配布

(ｳ) 近隣の幼稚園・保育園を通じて案内を配布

(ｴ) 区ホームページに掲載

(2) 今後の予定

７月以降　寄せられた意見と区の考え方および計画（案）を文教児童青少年委員会へ報告

資　料　5

令和７年６月26日
教育振興部学務課

# 令和７年度　区立幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒数および学級数等について

## １　区立幼稚園の園児数および学級数〈各年度：５月１日現在〉

（単位：人）

| 区　　分 | | ４歳児 | ５歳児 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| ７年度 | 園児数(a) | 48 | 75 | 123 |
| | 学級数(b) | 6 | 6 | 12 |
| ６年度 | 園児数(c) | 66 | 81 | 147 |
| | 学級数(d) | 6 | 6 | 12 |
| 差引園児数(a)－(c) | | △ 18 | △ 6 | △ 24 |
| 差引学級数(b)－(d) | | 0 | 0 | 0 |

参考　私立幼稚園の園児数〈各年度：５月１日現在〉

（単位：人）

| 区　　分 | | ３歳児 | ４歳児 | ５歳児 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| ７年度 | 園児数(38園) | 1,922 | 1,831 | 2,159 | 5,912 |
| | うち練馬こども園(29園) | 1,674 | 1,605 | 1,843 | 5,122 |
| ６年度 | 園児数(38園) | 1,788 | 2,142 | 2,370 | 6,300 |
| | うち練馬こども園(26園) | 1,451 | 1,709 | 1,864 | 5,024 |

２　区立小学校の児童数および学級数〈各年度：５月１日現在〉

（単位：人、級）

| 学　　年 | | １年 | ２年 | ３年 | ４年 | ５年 | ６年 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ７年度 | 児童数(a) | 5,317 | 5,376 | 5,624 | 5,649 | 5,774 | 5,686 | 33,426 |
| | 学級数(b) | 181 | 185 | 189 | 188 | 193 | 188 | 1,124<br>(73) |
| ６年度 | 児童数(c) | 5,345 | 5,623 | 5,618 | 5,755 | 5,653 | 5,549 | 33,543 |
| | 学級数(d) | 184 | 190 | 192 | 191 | 189 | 168 | 1,114<br>(68) |
| 差引児童数(a)－(c) | | △ 28 | △ 247 | 6 | △ 106 | 121 | 137 | △ 117 |
| 差引学級数(b)－(d) | | △ 3 | △ 5 | △ 3 | △ 3 | 4 | 20 | 10<br>(5) |

※学級数の合計欄の括弧は特別支援学級数（学年分けがないため外数で表記）

３　区立中学校の生徒数および学級数〈各年度：５月１日現在〉

（単位：人、級）

| 学　　年 | | １年 | ２年 | ３年 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| ７年度 | 生徒数(a) | 4,359 | 4,282 | 4,585 | 13,226 |
| | 学級数(b) | 131 | 121 | 129 | 381<br>(37) |
| ６年度 | 生徒数(c) | 4,252 | 4,542 | 4,430 | 13,224 |
| | 学級数(d) | 128 | 129 | 125 | 382<br>(35) |
| 差引生徒数(a)－(c) | | 107 | △ 260 | 155 | 2 |
| 差引学級数(b)－(d) | | 3 | △ 8 | 4 | △1<br>(2) |

※学級数の合計欄の括弧は特別支援学級数（学年分けがないため外数で表記）

４　特別支援学級等児童数一覧〈各年度：５月１日現在〉

【小学校・特別支援学級(固定級)】

(単位：人、級)

| | 児童数(学年別) | | | | | | | 学級数 | 教員数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | １年 | ２年 | ３年 | ４年 | ５年 | ６年 | 合計 | | |
| ７年度 | 85 | 71 | 107 | 82 | 93 | 79 | 517 | 73 | 90 |
| ６年度 | 58 | 95 | 76 | 84 | 76 | 88 | 477 | 68 | 85 |
| 差引数 | 27 | △ 24 | 31 | △ 2 | 17 | △ 9 | 40 | 5 | 5 |

【小学校・特別支援学級(通級)】

(単位：人、級)

| | 児童数(学年別) | | | | | | | 学級数 | 教員数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | １年 | ２年 | ３年 | ４年 | ５年 | ６年 | 合計 | | |
| ７年度 | 35 | 78 | 69 | 59 | 29 | 23 | 293 | 18 | 26 |
| ６年度 | 41 | 91 | 74 | 55 | 30 | 27 | 318 | 19 | 27 |
| 差引数 | △ 6 | △ 13 | △ 5 | 4 | △ 1 | △ 4 | △ 25 | △ 1 | △ 1 |

【小学校・特別支援教室(情緒障害等)】

(単位：人)

| | 児童数(学年別) | | | | | | | 教員数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | １年 | ２年 | ３年 | ４年 | ５年 | ６年 | 合計 | |
| ７年度 | 163 | 166 | 190 | 209 | 167 | 116 | 1,011 | 85 |
| ６年度 | 146 | 158 | 193 | 184 | 146 | 91 | 918 | 77 |
| 差引数 | 17 | 8 | △ 3 | 25 | 21 | 25 | 93 | 8 |

５　特別支援学級等生徒数一覧〈各年度：５月１日現在〉

【中学校・特別支援学級(固定級)】

（単位：人、級）

| | 生徒数(学年別) | | | | 学級数 | 教員数 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | １年 | ２年 | ３年 | 合計 | | |
| ７年度 | 92 | 86 | 92 | 270 | 37 | 50 |
| ６年度 | 80 | 92 | 77 | 249 | 35 | 48 |
| 差引数 | 12 | △ 6 | 15 | 21 | 2 | 2 |

【中学校・特別支援学級(通級)】

（単位：人、級）

| | 生徒数(学年別) | | | | 学級数 | 教員数 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | １年 | ２年 | ３年 | 合計 | | |
| ７年度 | 6 | 4 | 5 | 15 | 2 | 3 |
| ６年度 | 4 | 5 | 2 | 11 | 1 | 2 |
| 差引数 | 2 | △ 1 | 3 | 4 | 1 | 1 |

【中学校・特別支援教室(情緒障害等)】

（単位：人）

| | 生徒数(学年別) | | | | 教員数 |
|---|---|---|---|---|---|
| | １年 | ２年 | ３年 | 合計 | |
| ７年度 | 87 | 92 | 80 | 259 | 22 |
| ６年度 | 93 | 89 | 80 | 262 | 23 |
| 差引数 | △ 6 | 3 | 0 | △ 3 | △ 1 |

## ６　国都私立学校への入学の状況

（単位：人、％）

| 入学年度 | 小　学　校 | | | | 中　学　校 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 学齢簿登載者 | 特別支援学校（都立） | 国都私立 | 入学率％ | 学齢簿登載者 | 特別支援学校（都立） | 国都私立 | 入学率％ |
| ７年度 | 5,646 | 57 | 213 | 3.8 | 5,911 | 55 | 1,302 | 22.2 |
| ６年度 | 5,673 | 53 | 222 | 4.0 | 5,754 | 47 | 1,287 | 22.6 |
| ５年度 | 5,940 | 49 | 216 | 3.7 | 6,102 | 45 | 1,365 | 22.5 |
| ４年度 | 5,906 | 49 | 210 | 3.6 | 5,840 | 50 | 1,275 | 22.0 |
| ３年度 | 6,066 | 47 | 213 | 3.5 | 5,964 | 46 | 1,253 | 21.2 |

【注】学齢簿登載者数：各年度４月７日時点

【注】入学率：学齢簿登載者から特別支援学校（都立）の入学者を除く、国都私立の入学率

令和７年５月１日現在　児童数等一覧表

| | 小学校名 | 通常の学級 | | | | | | | | | | | | | | 特別支援学級（固定級） | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 1　年 | | 2　年 | | 3　年 | | 4　年 | | 5　年 | | 6　年 | | 合　計 | | | |
| | | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 |
| 1 | 旭丘 | 48 | 2 | 42 | 2 | 22 | 1 | 29 | 1 | 29 | 1 | 28 | 1 | 198 | 8 | 18 | 3 |
| 2 | 小竹 | 51 | 2 | 49 | 2 | 53 | 2 | 60 | 2 | 44 | 2 | 56 | 2 | 313 | 12 | | |
| 3 | 豊玉 | 71 | 3 | 80 | 3 | 81 | 3 | 105 | 3 | 72 | 3 | 77 | 3 | 486 | 18 | | |
| 4 | 豊玉第二 | 46 | 2 | 48 | 2 | 57 | 2 | 36 | 2 | 37 | 1 | 32 | 1 | 256 | 10 | 30 | 4 |
| 5 | 豊玉東 | 38 | 2 | 52 | 2 | 56 | 2 | 53 | 2 | 79 | 3 | 59 | 2 | 337 | 13 | | |
| 6 | 豊玉南 | 90 | 3 | 92 | 3 | 92 | 3 | 83 | 3 | 106 | 4 | 90 | 3 | 553 | 19 | | |
| 7 | 中村 | 135 | 4 | 140 | 4 | 124 | 4 | 161 | 5 | 159 | 5 | 167 | 5 | 886 | 27 | | |
| 8 | 中村西 | 63 | 2 | 67 | 2 | 70 | 2 | 67 | 2 | 70 | 2 | 81 | 3 | 418 | 13 | | |
| 9 | 早宮 | 95 | 3 | 80 | 3 | 97 | 3 | 73 | 3 | 88 | 3 | 90 | 3 | 523 | 18 | | |
| 10 | 開進第一 | 104 | 3 | 92 | 3 | 101 | 3 | 121 | 4 | 101 | 3 | 106 | 4 | 625 | 20 | | |
| 11 | 開進第二 | 78 | 3 | 86 | 3 | 70 | 2 | 78 | 3 | 91 | 3 | 90 | 3 | 493 | 17 | 26 | 4 |
| 12 | 開進第三 | 93 | 3 | 120 | 4 | 113 | 4 | 127 | 4 | 119 | 4 | 133 | 4 | 705 | 23 | | |
| 13 | 開進第四 | 73 | 3 | 69 | 2 | 92 | 3 | 82 | 3 | 85 | 3 | 93 | 3 | 494 | 17 | | |
| 14 | 仲町 | 121 | 4 | 145 | 5 | 124 | 4 | 132 | 4 | 129 | 4 | 136 | 4 | 787 | 25 | | |
| 15 | 南町 | 60 | 2 | 47 | 2 | 58 | 2 | 69 | 2 | 76 | 3 | 49 | 2 | 359 | 13 | | |
| 16 | 北町 | 112 | 4 | 111 | 4 | 129 | 4 | 101 | 3 | 126 | 4 | 111 | 4 | 690 | 23 | 33 | 5 |
| 17 | 北町西 | 86 | 3 | 79 | 3 | 73 | 3 | 72 | 3 | 80 | 3 | 84 | 3 | 474 | 18 | | |
| 18 | 練馬 | 40 | 2 | 81 | 3 | 81 | 3 | 90 | 3 | 62 | 2 | 73 | 3 | 427 | 16 | | |
| 19 | 練馬第二 | 98 | 3 | 89 | 3 | 74 | 3 | 70 | 2 | 71 | 3 | 70 | 2 | 472 | 16 | | |
| 20 | 練馬第三 | 94 | 3 | 76 | 3 | 84 | 3 | 89 | 3 | 91 | 3 | 86 | 3 | 520 | 18 | 47 | 6 |
| 21 | 練馬東 | 82 | 3 | 77 | 3 | 79 | 3 | 94 | 3 | 107 | 4 | 78 | 3 | 517 | 19 | 40 | 5 |
| 22 | 田柄 | 78 | 3 | 73 | 3 | 102 | 3 | 81 | 3 | 95 | 3 | 82 | 3 | 511 | 18 | | |
| 23 | 田柄第二 | 74 | 3 | 81 | 3 | 77 | 3 | 89 | 3 | 77 | 3 | 86 | 3 | 484 | 18 | | |
| 24 | 向山 | 65 | 2 | 81 | 3 | 71 | 2 | 83 | 3 | 88 | 3 | 82 | 3 | 470 | 16 | | |
| 25 | 豊溪 | 106 | 4 | 81 | 3 | 85 | 3 | 85 | 3 | 81 | 3 | 71 | 3 | 509 | 19 | | |
| 26 | 旭町 | 53 | 2 | 62 | 2 | 49 | 2 | 49 | 2 | 60 | 2 | 47 | 2 | 320 | 12 | | |
| 27 | 高松 | 102 | 3 | 104 | 3 | 112 | 4 | 104 | 3 | 106 | 3 | 125 | 4 | 653 | 20 | | |
| 28 | 春日 | 61 | 2 | 46 | 2 | 39 | 2 | 53 | 2 | 42 | 2 | 59 | 2 | 300 | 12 | | |
| 29 | 光が丘四季の香 | 65 | 2 | 82 | 3 | 73 | 2 | 88 | 3 | 73 | 3 | 67 | 2 | 448 | 15 | | |
| 30 | 光が丘春の風 | 69 | 2 | 84 | 3 | 104 | 3 | 90 | 3 | 120 | 4 | 98 | 3 | 565 | 18 | 31 | 4 |
| 31 | 光が丘夏の雲 | 73 | 3 | 76 | 3 | 69 | 2 | 78 | 3 | 96 | 3 | 89 | 3 | 481 | 17 | | |
| 32 | 光が丘秋の陽 | 53 | 2 | 59 | 2 | 48 | 2 | 58 | 2 | 65 | 2 | 51 | 2 | 334 | 12 | | |
| 33 | 光が丘第八 | 26 | 1 | 28 | 1 | 26 | 1 | 40 | 2 | 29 | 1 | 31 | 1 | 180 | 7 | 50 | 7 |

| | 小学校名 | 通常の学級 | | | | | | | | | | | | | | 特別支援学級（固定級） | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 1年 | | 2年 | | 3年 | | 4年 | | 5年 | | 6年 | | 合計 | | | |
| | | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 |
| 34 | 石神井 | 125 | 4 | 115 | 4 | 115 | 4 | 132 | 4 | 81 | 3 | 103 | 3 | 671 | 22 | | |
| 35 | 石神井東 | 58 | 2 | 60 | 2 | 67 | 2 | 72 | 3 | 52 | 2 | 76 | 3 | 385 | 14 | | |
| 36 | 石神井西 | 86 | 3 | 84 | 3 | 83 | 3 | 83 | 3 | 85 | 3 | 60 | 2 | 481 | 17 | 28 | 4 |
| 37 | 石神井台 | 91 | 3 | 73 | 3 | 79 | 3 | 77 | 3 | 86 | 3 | 102 | 3 | 508 | 18 | | |
| 38 | 上石神井 | 115 | 4 | 118 | 4 | 129 | 4 | 135 | 4 | 137 | 4 | 119 | 4 | 753 | 24 | | |
| 39 | 上石神井北 | 116 | 4 | 133 | 4 | 145 | 5 | 103 | 3 | 125 | 4 | 129 | 4 | 751 | 24 | 45 | 7 |
| 40 | 下石神井 | 118 | 4 | 110 | 4 | 154 | 5 | 136 | 4 | 130 | 4 | 140 | 4 | 788 | 25 | | |
| 41 | 光和 | 127 | 4 | 132 | 4 | 117 | 4 | 133 | 4 | 123 | 4 | 129 | 4 | 761 | 24 | | |
| 42 | 谷原 | 127 | 4 | 116 | 4 | 126 | 4 | 130 | 4 | 137 | 4 | 111 | 4 | 747 | 24 | 41 | 6 |
| 43 | 北原 | 109 | 4 | 98 | 3 | 100 | 3 | 113 | 4 | 120 | 4 | 122 | 4 | 662 | 22 | | |
| 44 | 立野 | 83 | 3 | 90 | 3 | 86 | 3 | 84 | 3 | 103 | 3 | 82 | 3 | 528 | 18 | | |
| 45 | 関町 | 107 | 4 | 100 | 3 | 117 | 4 | 123 | 4 | 124 | 4 | 104 | 3 | 675 | 22 | | |
| 46 | 関町北 | 92 | 3 | 105 | 3 | 109 | 4 | 99 | 3 | 91 | 3 | 101 | 3 | 597 | 19 | | |
| 47 | 大泉 | 68 | 2 | 96 | 3 | 95 | 3 | 102 | 3 | 87 | 3 | 91 | 3 | 539 | 17 | 14 | 2 |
| 48 | 大泉第一 | 41 | 2 | 37 | 2 | 45 | 2 | 33 | 1 | 53 | 2 | 40 | 2 | 249 | 11 | | |
| 49 | 大泉第二 | 98 | 3 | 107 | 4 | 123 | 4 | 115 | 4 | 143 | 5 | 119 | 4 | 705 | 24 | | |
| 50 | 大泉第三 | 70 | 2 | 69 | 2 | 96 | 3 | 71 | 2 | 72 | 3 | 100 | 3 | 478 | 15 | 35 | 5 |
| 51 | 大泉第四 | 80 | 3 | 82 | 3 | 79 | 3 | 88 | 3 | 90 | 3 | 102 | 3 | 521 | 18 | | |
| 52 | 大泉第六 | 52 | 2 | 58 | 2 | 59 | 2 | 52 | 2 | 50 | 2 | 68 | 2 | 339 | 12 | | |
| 53 | 大泉東 | 137 | 4 | 133 | 4 | 142 | 5 | 132 | 4 | 147 | 5 | 110 | 4 | 801 | 26 | 38 | 5 |
| 54 | 大泉西 | 61 | 2 | 66 | 2 | 66 | 2 | 75 | 3 | 64 | 2 | 65 | 2 | 397 | 13 | | |
| 55 | 大泉南 | 108 | 4 | 110 | 4 | 109 | 4 | 91 | 3 | 105 | 3 | 137 | 4 | 660 | 22 | | |
| 56 | 大泉北 | 87 | 3 | 80 | 3 | 82 | 3 | 105 | 3 | 96 | 3 | 95 | 3 | 545 | 18 | | |
| 57 | 大泉学園 | 51 | 2 | 60 | 2 | 51 | 2 | 58 | 2 | 62 | 2 | 48 | 2 | 330 | 12 | 19 | 3 |
| 58 | 大泉学園緑 | 69 | 2 | 69 | 2 | 84 | 3 | 76 | 3 | 86 | 3 | 81 | 3 | 465 | 16 | | |
| 59 | 大泉学園桜 | 58 | 2 | 51 | 2 | 47 | 2 | 67 | 2 | 59 | 2 | 66 | 2 | 348 | 12 | | |
| 60 | 泉新 | 98 | 3 | 93 | 3 | 78 | 3 | 86 | 3 | 79 | 3 | 83 | 3 | 517 | 18 | | |
| 61 | 橋戸 | 52 | 2 | 41 | 2 | 58 | 2 | 41 | 2 | 48 | 2 | 51 | 2 | 291 | 12 | | |
| 62 | 南田中 | 44 | 2 | 54 | 2 | 62 | 2 | 51 | 2 | 56 | 2 | 74 | 3 | 341 | 13 | 22 | 3 |
| 63 | 南が丘 | 56 | 2 | 43 | 2 | 68 | 2 | 51 | 2 | 65 | 2 | 62 | 2 | 345 | 12 | | |
| 64 | 富士見台 | 86 | 3 | 89 | 3 | 108 | 4 | 88 | 3 | 106 | 4 | 96 | 3 | 573 | 20 | | |
| 65 | 八坂 | 59 | 2 | 54 | 2 | 53 | 2 | 75 | 3 | 65 | 2 | 64 | 2 | 370 | 13 | | |
| | 合計 | 5,232 | 181 | 5,305 | 185 | 5,517 | 189 | 5,567 | 188 | 5,681 | 193 | 5,607 | 188 | 32,909 | 1,124 | 517 | 73 |

区立小学校合計人数（通常の学級＋特別支援学級〔固定級〕）33,426人

令和７年５月１日現在　生徒数等一覧表

| 中学校名 | | 通常の学級 | | | | | | | | 特別支援学級（固定級） | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | １　年 | | ２　年 | | ３　年 | | 通常の学級合計 | | | |
| | | 生徒数 | 学級数 | 生徒数 | 学級数 | 生徒数 | 学級数 | 生徒数 | 学級数 | 生徒数 | 学級数 |
| 1 | 旭丘 | 41 | 2 | 50 | 2 | 47 | 2 | 138 | 6 | 26 | 4 |
| 2 | 豊玉 | 97 | 3 | 91 | 3 | 104 | 3 | 292 | 9 | | |
| 3 | 豊玉第二 | 92 | 3 | 69 | 2 | 81 | 3 | 242 | 8 | | |
| 4 | 中村 | 156 | 4 | 170 | 5 | 174 | 5 | 500 | 14 | 20 | 3 |
| 5 | 開進第一 | 132 | 4 | 132 | 4 | 137 | 4 | 401 | 12 | | |
| 6 | 開進第二 | 133 | 4 | 135 | 4 | 127 | 4 | 395 | 12 | | |
| 7 | 開進第三 | 133 | 4 | 104 | 3 | 145 | 4 | 382 | 11 | | |
| 8 | 開進第四 | 152 | 4 | 161 | 4 | 156 | 4 | 469 | 12 | | |
| 9 | 北町 | 121 | 4 | 119 | 3 | 151 | 4 | 391 | 11 | | |
| 10 | 練馬 | 145 | 5 | 117 | 3 | 160 | 4 | 422 | 12 | 23 | 3 |
| 11 | 練馬東 | 98 | 3 | 124 | 4 | 83 | 3 | 305 | 10 | | |
| 12 | 貫井 | 123 | 4 | 146 | 4 | 139 | 4 | 408 | 12 | | |
| 13 | 田柄 | 121 | 4 | 75 | 2 | 119 | 3 | 315 | 9 | | |
| 14 | 豊渓 | 46 | 2 | 43 | 2 | 55 | 2 | 144 | 6 | | |
| 15 | 光が丘第一 | 78 | 3 | 92 | 3 | 86 | 3 | 256 | 9 | | |
| 16 | 光が丘第二 | 106 | 3 | 108 | 3 | 110 | 3 | 324 | 9 | | |
| 17 | 光が丘第三 | 138 | 4 | 147 | 4 | 130 | 4 | 415 | 12 | 52 | 7 |
| 18 | 石神井 | 205 | 6 | 197 | 5 | 190 | 5 | 592 | 16 | 47 | 6 |
| 19 | 石神井東 | 177 | 5 | 189 | 5 | 180 | 5 | 546 | 15 | | |
| 20 | 石神井西 | 229 | 6 | 201 | 5 | 248 | 7 | 678 | 18 | | |
| 21 | 石神井南 | 108 | 3 | 114 | 3 | 126 | 4 | 348 | 10 | | |
| 22 | 上石神井 | 135 | 4 | 134 | 4 | 152 | 4 | 421 | 12 | | |
| 23 | 南が丘 | 74 | 3 | 90 | 3 | 96 | 3 | 260 | 9 | 15 | 2 |
| 24 | 谷原 | 174 | 5 | 146 | 4 | 173 | 5 | 493 | 14 | 27 | 4 |
| 25 | 三原台 | 187 | 6 | 140 | 4 | 176 | 5 | 503 | 15 | | |
| 26 | 大泉 | 211 | 6 | 244 | 7 | 243 | 7 | 698 | 20 | 60 | 8 |
| 27 | 大泉第二 | 176 | 5 | 172 | 5 | 183 | 5 | 531 | 15 | | |
| 28 | 大泉西 | 176 | 5 | 170 | 5 | 197 | 5 | 543 | 15 | | |
| 29 | 大泉北 | 75 | 3 | 84 | 3 | 100 | 3 | 259 | 9 | | |
| 30 | 大泉学園 | 162 | 5 | 155 | 4 | 147 | 4 | 464 | 13 | | |
| 31 | 大泉学園桜 | 48 | 2 | 42 | 2 | 57 | 2 | 147 | 6 | | |
| 32 | 関 | 163 | 5 | 152 | 4 | 149 | 4 | 464 | 13 | | |
| 33 | 八坂 | 55 | 2 | 83 | 3 | 72 | 2 | 210 | 7 | | |
| 合　計 | | 4,267 | 131 | 4,196 | 121 | 4,493 | 129 | 12,956 | 381 | 270 | 37 |

区立中学校合計人数（通常の学級＋特別支援学級〔固定級〕）13,226人

令和７年５月１日現在　特別支援学級等児童数一覧

【小学校・特別支援学級】

| 種別 | 学校名 | 学級数 | 教員数 | 児童数（学年別） | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 計 |
| 知的障害（固定級） | 旭 丘 | 3 | 4 | 1 | 4 | 6 | 1 | 1 | 5 | 18 |
| | 豊玉第二 | 4 | 5 | 2 | 2 | 8 | 10 | 3 | 5 | 30 |
| | 開進第二 | 4 | 5 | 4 | 3 | 8 | 3 | 2 | 6 | 26 |
| | 北 町 | 5 | 6 | 4 | 1 | 10 | 6 | 5 | 7 | 33 |
| | 練馬第三 | 6 | 7 | 9 | 10 | 7 | 3 | 9 | 9 | 47 |
| | 練馬東 | 5 | 6 | 13 | 6 | 7 | 7 | 5 | 2 | 40 |
| | 光が丘春の風 | 4 | 5 | 5 | 2 | 8 | 6 | 5 | 5 | 31 |
| | 光が丘第八 | 7 | 8 | 11 | 7 | 10 | 7 | 7 | 8 | 50 |
| | 石神井西 | 4 | 5 | 7 | 7 | 4 | 2 | 5 | 3 | 28 |
| | 上石神井北 | 5 | 6 | 8 | 6 | 9 | 6 | 6 | 5 | 40 |
| | 谷 原 | 6 | 7 | 8 | 4 | 7 | 6 | 12 | 4 | 41 |
| | 大 泉 | 2 | 3 | 0 | 3 | 3 | 2 | 4 | 2 | 14 |
| | 大泉第三 | 5 | 6 | 4 | 4 | 5 | 6 | 9 | 7 | 35 |
| | 大泉東 | 5 | 6 | 7 | 6 | 7 | 8 | 6 | 4 | 38 |
| | 大泉学園 | 3 | 4 | 1 | 0 | 3 | 7 | 5 | 3 | 19 |
| | 南田中 | 3 | 4 | 1 | 5 | 5 | 2 | 7 | 2 | 22 |
| 自閉・情緒（固定級） | 上石神井北（石神井学園内） | 2 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 2 | 5 |
| 合　計（固定級） | | 73 | 90 | 85 | 71 | 107 | 82 | 93 | 79 | 517 |
| 難聴（通級） | 旭 丘 | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 | 0 | 2 | 0 | 8 |
| | 石神井 | 2 | 3 | 2 | 3 | 2 | 5 | 5 | 6 | 23 |
| 小　計（難聴） | | 3 | 5 | 3 | 5 | 5 | 5 | 7 | 6 | 31 |
| 言語（通級） | 南 町 | 3 | 4 | 9 | 19 | 14 | 9 | 1 | 0 | 52 |
| | 北町西 | 3 | 4 | 6 | 15 | 15 | 10 | 3 | 3 | 52 |
| | 石神井 | 3 | 4 | 5 | 12 | 12 | 10 | 6 | 5 | 50 |
| | 大 泉 | 3 | 4 | 10 | 17 | 12 | 13 | 4 | 3 | 59 |
| | 関町北 | 2 | 3 | 1 | 9 | 10 | 10 | 5 | 4 | 39 |
| 小計（言語） | | 14 | 19 | 31 | 72 | 63 | 52 | 19 | 15 | 252 |
| 弱視（通級） | 中村西 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 2 | 3 | 2 | 10 |
| 合　計（通級） | | 18 | 26 | 35 | 78 | 69 | 59 | 29 | 23 | 293 |

【小学校・特別支援教室（情緒障害等）】

| 拠点校 | （巡回校） | 教員数 | 導児童数（学年別 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 計 |
| 旭 丘 | — | 2 | 1 | 3 | 0 | 1 | 1 | 0 | 6 |
| 〃 | （小竹） | — | 1 | 1 | 2 | 3 | 0 | 0 | 7 |
| 〃 | （豊玉第二） | — | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 4 |
| 〃 | （豊玉東） | — | 0 | 1 | 3 | 2 | 1 | 1 | 8 |
| 豊玉南 | — | 7 | 3 | 2 | 7 | 3 | 3 | 4 | 22 |
| 〃 | （豊 玉） | — | 3 | 0 | 3 | 5 | 2 | 1 | 14 |
| 〃 | （中 村） | — | 2 | 4 | 2 | 3 | 5 | 4 | 20 |
| 〃 | （中村西） | — | 4 | 6 | 3 | 0 | 4 | 2 | 19 |
| 開進第一 | — | 4 | 3 | 0 | 0 | 4 | 1 | 1 | 9 |
| 〃 | （早宮） | — | 5 | 0 | 3 | 2 | 1 | 0 | 11 |
| 〃 | （仲町） | — | 7 | 3 | 2 | 0 | 1 | 0 | 13 |
| 〃 | （練馬東） | — | 3 | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 | 10 |
| 練馬第三 | — | 5 | 3 | 3 | 5 | 1 | 1 | 1 | 14 |
| 〃 | （練馬第二） | — | 6 | 0 | 3 | 3 | 3 | 1 | 16 |
| 〃 | （向山） | — | 3 | 6 | 1 | 5 | 1 | 0 | 16 |
| 〃 | （春日） | — | 4 | 2 | 1 | 1 | 1 | 3 | 12 |
| 田 柄 | — | 6 | 2 | 5 | 4 | 3 | 1 | 3 | 18 |
| 〃 | （北町） | — | 3 | 7 | 6 | 5 | 2 | 2 | 25 |
| 〃 | （北町西） | — | 4 | 1 | 3 | 2 | 1 | 1 | 12 |
| 〃 | （田柄第二） | — | 1 | 2 | 2 | 4 | 3 | 2 | 14 |
| 光が丘四季の香 | — | 4 | 1 | 4 | 0 | 6 | 3 | 2 | 16 |
| 〃 | （旭 町） | — | 0 | 2 | 2 | 2 | 1 | 0 | 7 |
| 〃 | （光が丘秋の陽） | — | 2 | 1 | 3 | 1 | 2 | 3 | 12 |
| 〃 | （光が丘第八） | — | 3 | 3 | 1 | 3 | 2 | 2 | 14 |
| 石神井 | — | 6 | 1 | 3 | 6 | 6 | 2 | 1 | 19 |
| 〃 | （石神井台） | — | 2 | 3 | 1 | 5 | 5 | 2 | 18 |
| 〃 | （上石神井北） | — | 2 | 1 | 4 | 3 | 4 | 0 | 14 |
| 〃 | （関町北） | — | 3 | 3 | 3 | 7 | 4 | 3 | 23 |
| 石神井東 | — | 5 | 1 | 3 | 6 | 1 | 1 | 4 | 16 |
| 〃 | （下石神井） | — | 3 | 5 | 5 | 5 | 4 | 2 | 24 |
| 〃 | （南田中） | — | 2 | 2 | 3 | 2 | 0 | 1 | 10 |
| 〃 | （南が丘） | — | 2 | 1 | 2 | 2 | 1 | 2 | 10 |
| 関 町 | — | 7 | 3 | 5 | 8 | 4 | 6 | 1 | 27 |
| 〃 | （石神井西） | — | 2 | 1 | 2 | 3 | 2 | 1 | 11 |

| 拠点校 | （巡回校） | 教員数 | 導　児　童　数　（　学　年　別 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 計 |
| 〃 | （上石神井） | — | 3 | 5 | 4 | 6 | 4 | 4 | 26 |
| 〃 | （立　野） | — | 3 | 3 | 5 | 3 | 3 | 6 | 23 |
| 大　泉 | — | 6 | 2 | 2 | 6 | 3 | 4 | 4 | 21 |
| 〃 | （大泉東） | — | 6 | 1 | 4 | 7 | 2 | 2 | 22 |
| 〃 | （大泉南） | — | 5 | 6 | 6 | 10 | 3 | 2 | 32 |
| 大泉第三 | — | 6 | 1 | 6 | 1 | 3 | 3 | 4 | 18 |
| 〃 | （大泉西） | — | 3 | 2 | 6 | 5 | 5 | 1 | 22 |
| 〃 | （大泉学園緑） | — | 2 | 2 | 3 | 1 | 1 | 2 | 11 |
| 〃 | （大泉学園桜） | — | 3 | 5 | 1 | 3 | 5 | 3 | 20 |
| 南町 | — | 5 | 0 | 1 | 1 | 3 | 6 | 2 | 13 |
| 〃 | （開進第二） | — | 2 | 3 | 4 | 2 | 4 | 3 | 18 |
| 〃 | （開進第三） | — | 2 | 3 | 3 | 4 | 4 | 0 | 16 |
| 〃 | （開進第四） | — | 4 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 12 |
| 光が丘春の風 | — | 4 | 5 | 3 | 2 | 3 | 6 | 0 | 19 |
| 〃 | （練馬） | — | 1 | 1 | 3 | 1 | 2 | 0 | 8 |
| 〃 | （高松） | — | 3 | 3 | 1 | 1 | 5 | 1 | 14 |
| 〃 | （光が丘夏の雲） | — | 3 | 1 | 1 | 3 | 1 | 2 | 11 |
| 谷原 | — | 6 | 1 | 3 | 4 | 6 | 9 | 5 | 28 |
| 〃 | （光和） | — | 1 | 2 | 1 | 8 | 2 | 1 | 15 |
| 〃 | （北原） | — | 3 | 4 | 2 | 3 | 2 | 2 | 16 |
| 〃 | （富士見台） | — | 3 | 2 | 6 | 4 | 3 | 1 | 19 |
| 大泉第六 | — | 4 | 2 | 4 | 4 | 5 | 1 | 2 | 18 |
| 〃 | （大泉第二） | — | 1 | 1 | 3 | 2 | 2 | 1 | 10 |
| 〃 | （大泉第四） | — | 3 | 2 | 4 | 4 | 3 | 6 | 22 |
| 大泉学園 | — | 4 | 4 | 5 | 3 | 1 | 3 | 2 | 18 |
| 〃 | （大泉第一） | — | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 | 1 | 10 |
| 〃 | （大泉北） | — | 2 | 3 | 1 | 2 | 6 | 1 | 15 |
| 八坂 | — | 4 | 1 | 1 | 4 | 3 | 1 | 2 | 12 |
| 〃 | （豊溪） | — | 3 | 3 | 2 | 6 | 3 | 0 | 17 |
| 〃 | （泉新） | — | 2 | 0 | 1 | 2 | 0 | 1 | 6 |
| 〃 | （橋戸） | — | 0 | 1 | 2 | 1 | 1 | 3 | 8 |
| 合　計 | | 85 | 163 | 166 | 190 | 209 | 167 | 116 | 1011 |

令和７年５月１日現在　特別支援学級等生徒数一覧

【中学校・特別支援学級】

| 種別 | 学校名 | 学級数 | 教員数 | 生徒数（学年別） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 1年 | 2年 | 3年 | 計 |
| 知的障害（固定級） | 旭 丘 | 4 | 6 | 7 | 16 | 3 | 26 |
| | 中 村 | 3 | 4 | 8 | 5 | 7 | 20 |
| | 練 馬 | 3 | 4 | 2 | 5 | 16 | 23 |
| | 光が丘第三 | 7 | 9 | 24 | 12 | 16 | 52 |
| | 石神井 | 6 | 8 | 12 | 16 | 19 | 47 |
| | 南が丘 | 2 | 3 | 10 | 3 | 2 | 15 |
| | 谷 原 | 4 | 6 | 8 | 11 | 8 | 27 |
| | 大 泉 | 8 | 10 | 21 | 18 | 21 | 60 |
| 合　計（固定級） | | 37 | 50 | 92 | 86 | 92 | 270 |
| 難聴（通級） | 開進第二 | 1 | 2 | 5 | 4 | 5 | 14 |
| 弱視（通級） | 開進第三 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 合　計（通級） | | 2 | 3 | 6 | 4 | 5 | 15 |

【中学校・特別支援教室（情緒障害等）】

| 拠点校 | （巡回校） | 教員数 | 指導生徒数（学年別） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 1年 | 2年 | 3年 | 計 |
| 豊玉第二 | — | 5 | 6 | 1 | 2 | 9 |
| 〃 | （旭丘） | — | 1 | 6 | 1 | 8 |
| 〃 | （豊玉） | — | 2 | 2 | 1 | 5 |
| 〃 | （中村） | — | 2 | 1 | 2 | 5 |
| 〃 | （開進第一） | — | 1 | 1 | 3 | 5 |
| 〃 | （開進第二） | — | 4 | 6 | 5 | 15 |
| 〃 | （開進第三） | — | 2 | 4 | 3 | 9 |
| 〃 | （開進第四） | — | 0 | 4 | 5 | 9 |
| 練馬東 | — | 6 | 5 | 5 | 2 | 12 |
| 〃 | （北町） | — | 3 | 2 | 2 | 7 |
| 〃 | （練馬） | — | 2 | 4 | 1 | 7 |
| 〃 | （貫井） | — | 2 | 3 | 3 | 8 |
| 〃 | （田柄） | — | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 〃 | （豊渓） | — | 1 | 3 | 4 | 8 |
| 〃 | （光が丘第一） | — | 2 | 1 | 2 | 5 |
| 〃 | （光が丘第二） | — | 2 | 3 | 2 | 7 |
| 〃 | （光が丘第三） | — | 3 | 3 | 0 | 6 |
| 上石神井 | — | 6 | 4 | 0 | 8 | 12 |
| 〃 | （石神井） | — | 4 | 3 | 4 | 11 |
| 〃 | （石神井東） | — | 3 | 3 | 1 | 7 |
| 〃 | （石神井西） | — | 5 | 1 | 5 | 11 |
| 〃 | （石神井南） | — | 3 | 5 | 4 | 12 |
| 〃 | （南が丘） | — | 1 | 1 | 5 | 7 |
| 〃 | （大泉第二） | — | 5 | 1 | 2 | 8 |
| 〃 | （関） | — | 4 | 8 | 1 | 13 |
| 八坂 | — | 5 | 1 | 4 | 4 | 9 |
| 〃 | （谷原） | — | 1 | 4 | 0 | 5 |
| 〃 | （三原台） | — | 2 | 1 | 2 | 5 |
| 〃 | （大泉） | — | 9 | 3 | 2 | 14 |
| 〃 | （大泉西） | — | 4 | 5 | 0 | 9 |
| 〃 | （大泉北） | — | 2 | 0 | 1 | 3 |
| 〃 | （大泉学園） | — | 1 | 3 | 0 | 4 |
| 〃 | （大泉学園桜） | — | 0 | 1 | 2 | 3 |
| 合　計 | | 22 | 87 | 92 | 80 | 259 |

令和７年度　区立中学校新１年生学校選択制度による入学状況

| | | 選択制度により通学区域外から希望した者（人）Ａ　※１ | 選択制度により通学区域外から入学した者（人）Ｂ　※２ | 入学者（人）Ｃ | 割合（％）Ｂ／Ｃ | 通学区域内の学齢簿登載者（人）※３ |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 旭丘 | 11 | 3 | 41 | 7.3 | 90 |
| 2 | 豊玉 | 10 | 9 | 97 | 9.3 | 175 |
| 3 | 豊玉第二 | 25 | 15 | 92 | 16.3 | 116 |
| 4 | 中村 | 38 | 13 | 156 | 8.3 | 242 |
| 5 | 開進第一 | 23 | 19 | 132 | 14.4 | 225 |
| 6 | 開進第二 | 73 | 27 | 133 | 20.3 | 173 |
| 7 | 開進第三 | 56 | 35 | 133 | 26.3 | 154 |
| 8 | 開進第四 | 26 | 19 | 152 | 12.5 | 224 |
| 9 | 北町 | 28 | 22 | 121 | 18.2 | 139 |
| 10 | 練馬 | 25 | 18 | 145 | 12.4 | 224 |
| 11 | 練馬東 | 20 | 13 | 98 | 13.3 | 145 |
| 12 | 貫井 | 35 | 29 | 123 | 23.6 | 152 |
| 13 | 田柄 | 37 | 26 | 121 | 21.5 | 134 |
| 14 | 豊渓 | 10 | 8 | 46 | 17.4 | 96 |
| 15 | 光が丘第一 | 75 | 48 | 78 | 61.5 | 37 |
| 16 | 光が丘第二 | 56 | 45 | 106 | 42.5 | 92 |
| 17 | 光が丘第三 | 59 | 34 | 138 | 24.6 | 176 |
| 18 | 石神井 | 89 | 35 | 205 | 17.1 | 261 |
| 19 | 石神井東 | 55 | 34 | 177 | 19.2 | 242 |
| 20 | 石神井西 | 25 | 17 | 229 | 7.4 | 311 |
| 21 | 石神井南 | 20 | 11 | 108 | 10.2 | 179 |
| 22 | 上石神井 | 40 | 29 | 135 | 21.5 | 174 |
| 23 | 南が丘 | 17 | 12 | 74 | 16.2 | 153 |
| 24 | 谷原 | 34 | 12 | 174 | 6.9 | 239 |
| 25 | 三原台 | 34 | 25 | 187 | 13.4 | 223 |
| 26 | 大泉 | 85 | 32 | 211 | 15.2 | 240 |
| 27 | 大泉第二 | 30 | 21 | 176 | 11.9 | 242 |
| 28 | 大泉西 | 14 | 12 | 176 | 6.8 | 210 |
| 29 | 大泉北 | 7 | 6 | 75 | 8.0 | 128 |
| 30 | 大泉学園 | 72 | 49 | 162 | 30.2 | 142 |
| 31 | 大泉学園桜 | 6 | 6 | 48 | 12.5 | 91 |
| 32 | 関 | 31 | 20 | 163 | 12.3 | 235 |
| 33 | 八坂 | 1 | 1 | 55 | 1.8 | 143 |
| 合　計 | | 1,167 | 705 | 4,267 | 16.5 | 5,807 |

※１ 令和６年11月１日現在（取下げ前）、選択希望票の提出状況（通学区域外からの希望分）

※２ ＡとＢの差は、国都私立中学校入学者および転出者等

※３ 令和６年10月１日現在、通学区域内の学齢簿登載者数

| 資　料　6 | |
|---|---|

令和７年６月 26 日
こども家庭部子育て支援課

# 区立学童クラブにおける長期休業中の昼食提供について

令和７年度の夏季休業期間から、保護者の希望に応じて、区立学童クラブ入会児童の昼食を各学童クラブに配達するサービスの提供を以下のとおり開始する。

１　サービス提供事業者
株式会社 PECOFREE（ペコフリー）
※ 当該事業者は、区が公募・選定した。

２　配達期間
令和７年７月 22 日（火）～8 月 29 日（金）　※土・日・休日を除く

３　利用の流れ
⑴ 利用希望者は、サービス提供事業者の専用サイトで利用者登録
⑵ 献立・アレルゲンを確認し、スマートフォン等で昼食を注文
⑶ 保護者とサービス提供事業者との直接契約による支払い（オンライン決済可能）
⑷ 区内を配送エリアとするパートナー事業者が昼食を配達
⑸ 学童クラブ職員が受け取り、注文した児童に配食

４　１食当たりの価格
550 円～600 円

５　保護者向け利用案内
令和７年７月上旬

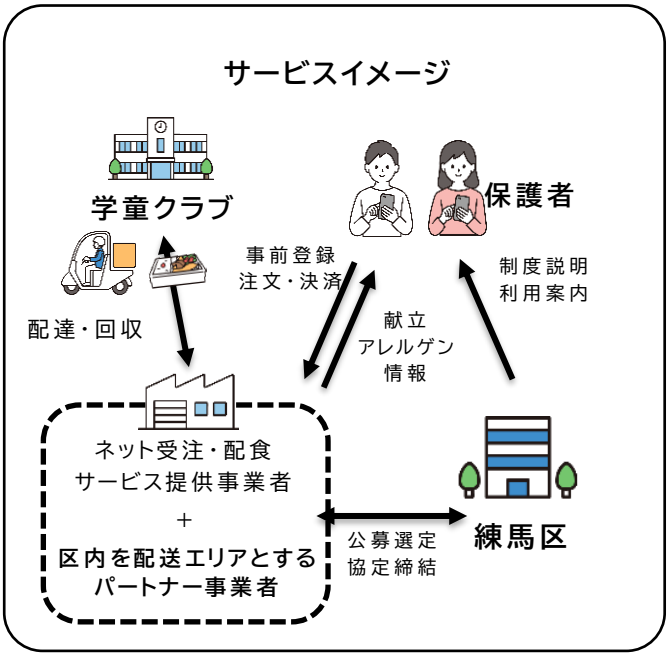

| 資　料　7 | |
|---|---|

令和７年６月 26 日
こども家庭部こども施策企画課

# 練馬こどもカフェの新規店舗について

練馬こどもカフェは、民間カフェ等と協働し、子どもが学び遊ぶ機会や、保護者が交流したりリラックスできる環境を提供するため、区内カフェ等の店舗スペースを活用して保育士や幼稚園教諭等による子育て講座を実施している。

この度、以下の店舗において、新たに練馬こどもカフェを実施することとしたため、報告する。

１　利用対象者

区内の就学前の乳幼児およびその保護者

２　新規店舗

⑴　店舗名　　UPMARKET PIZZA＆CAFE

⑵　法人名　　株式会社バルニバービ

⑶　所在地　　練馬区豊玉中二丁目 28 番６号

※　６月下旬に店舗と協定を締結し、７月上旬から講座を実施する。

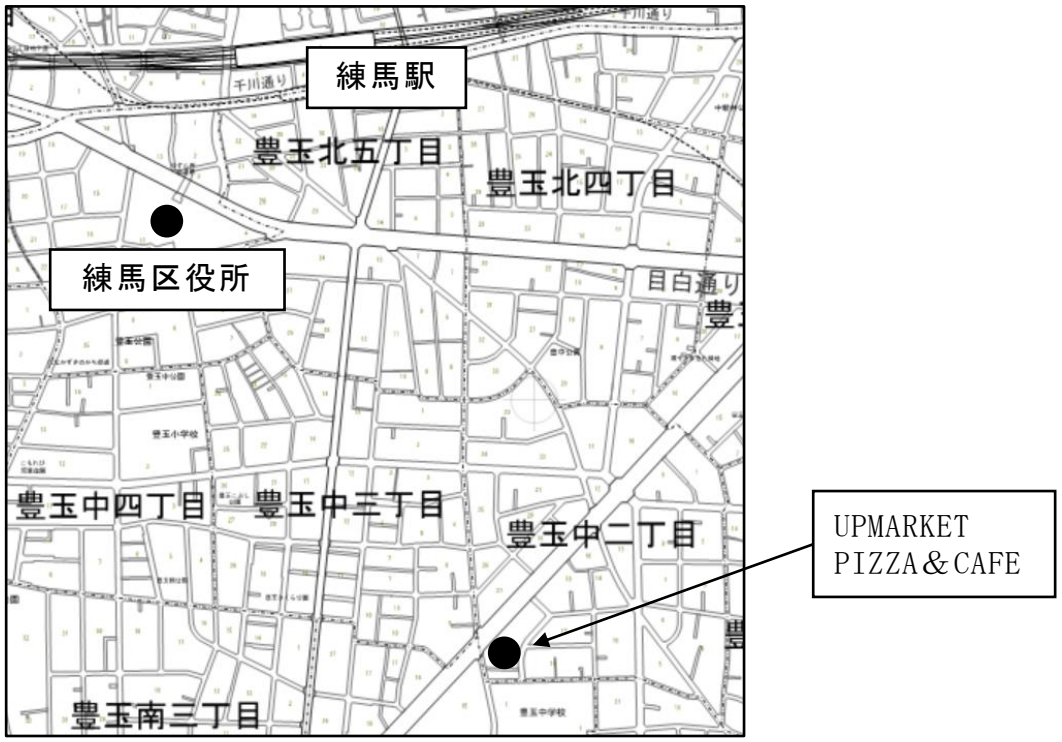


３　周知方法

区ホームページ、SNS（区公式 LINE、X）、ねりま子育て応援アプリ等で周知する。

資　料　8

令和７年６月 26 日
こども家庭部青少年課

# 令和７年度練馬子ども議会の開催について

## １　目的

⑴　区政に関する意見の聴取

中学生が日頃疑問に思っていること、子ども議員として希望や意見などを表明する場を提供するとともに、区政に反映させる機会とする。

⑵　区政や区議会、選挙の仕組みについての学習

区政や区議会の仕組みを学習するとともに、選挙の仕組みについて理解を深め、区政への関心を高める機会とする。

## ２　実施内容

⑴　開催期間

ア　学習会　令和７年６月 28 日（土）～令和７年８月１日（金）【４回】

イ　開会宣言・意見交換会　令和７年８月１日（金）

ウ　子ども提言発表会　令和７年８月７日（木）

⑵　子ども議員

区立中学校および国・都・私立中学校生徒　40 名程度

⑶　学習会、意見交換会、子ども提言発表会等

ア　事前学習

タブレットを活用した区政および区議会制度、選挙制度の事前学習

イ　学習会（６月 28 日、７月 22 日・25 日・８月１日）

地域調査、提言発表等について学習会（４回）を練馬区職員研修所等で行う。

ウ　開会宣言・意見交換会（８月１日）

議場にて開会宣言を行う。

全員協議会室にて提言（案）を発表し、子ども議員間で意見交換を行う。

エ　子ども提言発表会（８月７日）

生涯学習センターホールにて区に対して提言発表を行う。

オ　報告書

練馬子ども議会の報告書を作成し、区内小中学校等に配付する。

3　子ども議員の推薦および子ども提言発表会の周知

⑴　子ども議員の推薦

区立中学校および区内所在の国・都・私立中学校に子ども議員の推薦を依頼する。

⑵　子ども提言発表会の周知

区報（７月 21 日号)、区ホームページおよび教育だよりにより周知する。